

亀山市交通バリアフリー構想（案）

平成21年3月

亀 山 市

亀山市交通バリアフリー構想

目 次

1. 基本構想策定の背景と目的 -----	1
(1) 亀山市交通バリアフリー構想の考え方 -----	1
(2) 亀山市交通バリアフリー構想策定の枠組 -----	2
2. バリアフリー新法について -----	3
(1) バリアフリー新法制定の経緯 -----	3
(2) バリアフリー新法の概要 -----	4
3. 基本理念と基本方針 -----	7
(1) 基本理念-----	7
(2) 基本方針-----	8
(3) 市民、地域、事業者、行政の役割 -----	9
4. 重点整備地区の選定方針と地区設定 -----	10
(1) 重点整備地区の選定の考え方 -----	10
(2) 重点整備地区の選定 -----	11
(3) 重点整備地区の優先順位 -----	14
(4) 重点整備地区の区域の設定 -----	15
5. 重点整備地区の課題の抽出（まち歩き点検の実施） -----	16
6. 生活関連施設と生活関連経路の設定 -----	19
(1) 生活関連施設の設定の考え方 -----	19
(2) 生活関連施設の設定 -----	19
(3) 生活関連経路の設定の考え方 -----	21
(4) 生活関連経路の設定 -----	22
7. バリアフリー化のために実施すべき特定事業等 -----	24
(1) 公共交通特定事業・その他の事業 -----	24
(2) 道路特定事業・交通安全特定事業・その他の事業 -----	26
(3) 都市公園特定事業 -----	32
(4) 建築物特定事業 -----	33
(5) その他の事業 -----	39
8. バリアフリー化の実現に向けた取り組み -----	41
(1) 心のバリアフリーの推進 -----	41
(2) 市民や地域、事業者、行政の協働による推進 -----	42
(3) 総合的なバリアフリー化の推進 -----	43
資料編1. 亀山市の概況と計画条件の整理 -----	資料編-1
資料編2. 市民意識調査 -----	資料編-28

1. 基本構想策定の背景と目的

(1) 亀山市交通バリアフリー構想の考え方

① 亀山市交通バリアフリー構想の目的

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行されましたが、近年の社会的背景を踏まえ、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を趣旨として、平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。

このバリアフリー新法は、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物などに関する移動上及び施設の利用上の利便性や安全性の向上を促進することにより公共の福祉の増進に資することを目的としています。

亀山市においては、市民の多様なニーズにこたえる豊かで質の高いまちづくりに向けて、生活空間におけるバリア（障壁）、心のバリアを取り除き、安心して安全に暮らせる環境づくりが求められています。

こうした課題を解消するため、高齢者、障がい者等が生活上利用する施設を含む一定の地区において、重点的かつ一体的な移動等円滑化を推進するための基本構想を策定することを目的とします。

② 構想の位置づけ

本構想は、目標年次を平成22年度（2010年度）とし、バリアフリー新法に基づき、第1次亀山市総合計画をはじめ関連する諸計画との整合を図り、亀山市民の理解や協力のもと、亀山市のバリアフリーのまちづくり構想として策定するものです。

③ 期間

- ・ 構想事業化期間（短期）：平成21～22年度を目指とします。
なお、それ以降については、事業の進捗状況の中で具体化を検討します。

(2) 亀山市交通バリアフリー構想策定の枠組

本構想策定にあたっては、次の3つの組織を中心に進めます。

① 亀山市交通バリアフリー構想策定協議会

バリアフリー新法第26条第1項の規定に基づいて設置される協議会であり、基本構想（法第25条第1項）の作成に関し必要な事項について協議します。

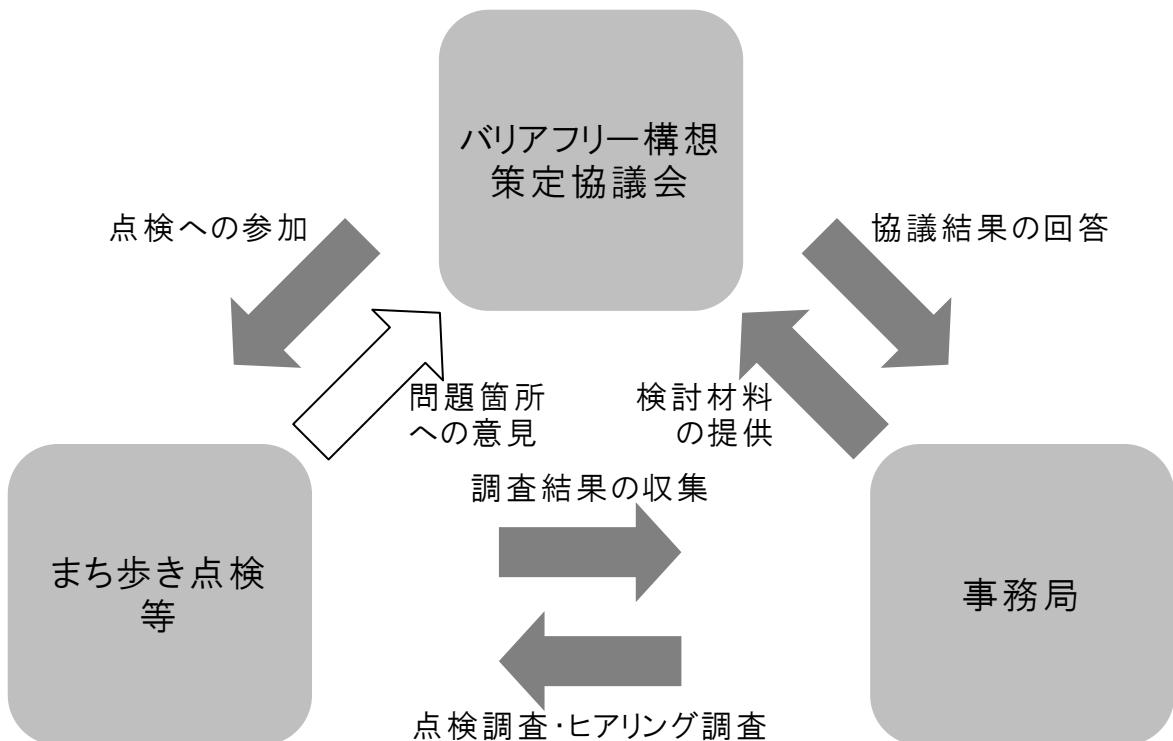
② まち歩き点検等

一般市民、高齢者団体、障がい者団体、市民団体などの協力のもと、まち歩き点検（現地調査）やヒアリングを行い、課題の把握や様々な立場からの意見を集め、交通バリアフリー構想に反映させます。

③ 事務局（亀山市企画政策部企画経営室）

協議会やまち歩き点検などの運営、提案をまとめ交通バリアフリー構想の策定を図ります。

図 亀山市交通バリアフリー構想策定の体制



2. バリアフリー新法について

(1) バリアフリー新法制定の経緯

① ハートビル法の制定（平成6年）

平成6年、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障がい者などが使う建築物のバリアフリー化を図るため、ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）が制定されました。

② 交通バリアフリー法の制定（平成12年）

平成12年、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を図るため、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）が制定されました。

③ ハートビル法、交通バリアフリー法の課題

- バリアフリー化を促進するための法律が別々につくられていたため、施設ごとに独立してバリアフリー化が進められており、連続したバリアフリー化が図られにくくなっていました。
- バリアフリー化が駅などの旅客施設を中心とした一部の地区にとどまっているなど、利用者の視点に立ったバリアフリー化が不十分でした。また、外国人など多様な利用者を想定していませんでした。
- ハード面の整備だけでなく、「心のバリアフリー」や情報提供など、ソフト面での対策が不十分でした。



④ バリアフリー新法の制定（平成18年）

ハートビル法、交通バリアフリー法が抱えていた課題に対応するため、平成18年12月、ハートビル法、交通バリアフリー法の2つの法律が統合されバリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が制定されました。

(2) バリアフリー新法の概要

① バリアフリー新法の基本的枠組み

基本方針（主務大臣）

- 移動等の円滑化の意義及び目標
- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講すべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針 等

関係者の責務

- 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務

既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- 旅客施設及び車両等 ● 一定の道路（努力義務はすべての道路） ● 一定の路外駐車場
- 都市公園の一定の公園施設（園路等） ● 特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数の人が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

※赤字がハートビル法・交通バリアフリー法からの拡充部分
資料：政府広報誌「時の動き」2006年12月号

② バリアフリー新法の目的

バリアフリー新法は、建築物（商業施設など）や交通施設（駅など）についてのバリアフリー化を一体的に行うことの目的としています。

バリアフリー新法 第1条

この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

③ バリアフリー新法に新たに盛り込まれたポイント

ア. 対象者の拡大

ハートビル法・交通バリアフリー法では、身体障がい者を対象としていましたが、新法では身体障がい者だけでなく、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者と、すべての障がい者が対象となりました。

また、法律の名称も「高齢者、身体障害者等」から「高齢者、障害者等」に変更されました。

イ. 対象物の拡大

従来は建物や公共交通機関だけが対象でしたが、新法では、それらに加え、道路や屋外駐車場、都市公園と、日常生活で利用する施設を広くとらえ、生活空間全体におけるバリアフリー化を進めることとしています。

また、旧法に比べ義務の内容が拡充するなど、新法は個別施設単体ごとの規制が拡充された内容となっています。

ウ. 重点整備地区要件の拡大

従来は、「特定旅客施設」（主として、一日当たりの利用客数が5,000人以上の大規模な旅客施設）がある地域のみが重点整備地区の対象でしたが、新法では、5,000人未満の場合や、旅客施設が存在しない地区や建築物、屋外駐車場、都市公園、そしてこれらをつなぐ経路なども、基本構想や特定事業の対象となりました。

工. 当事者の参画

利用者の視点を十分反映したバリアフリー化を図るために、基本構想の策定の際に高齢者や障がい者などが参加できる制度が充実されました。

協議会制度が法律に位置づけられ、基本構想を策定する際には、特定事業の実施主体や、高齢者・障がい者、学識経験者、市町村が必要と認める者が協議を行います。また、バリアフリー化の対象となる事業の実施主体は、市町村から通知を受けた場合に、正当な理由がある場合を除き、必ず協議会に参加する必要があります。

また、高齢者や障がい者など整備対象となる施設の利用者、地域住民などが市町村に対し具体的に提案できる提案制度が新たに設けられました。

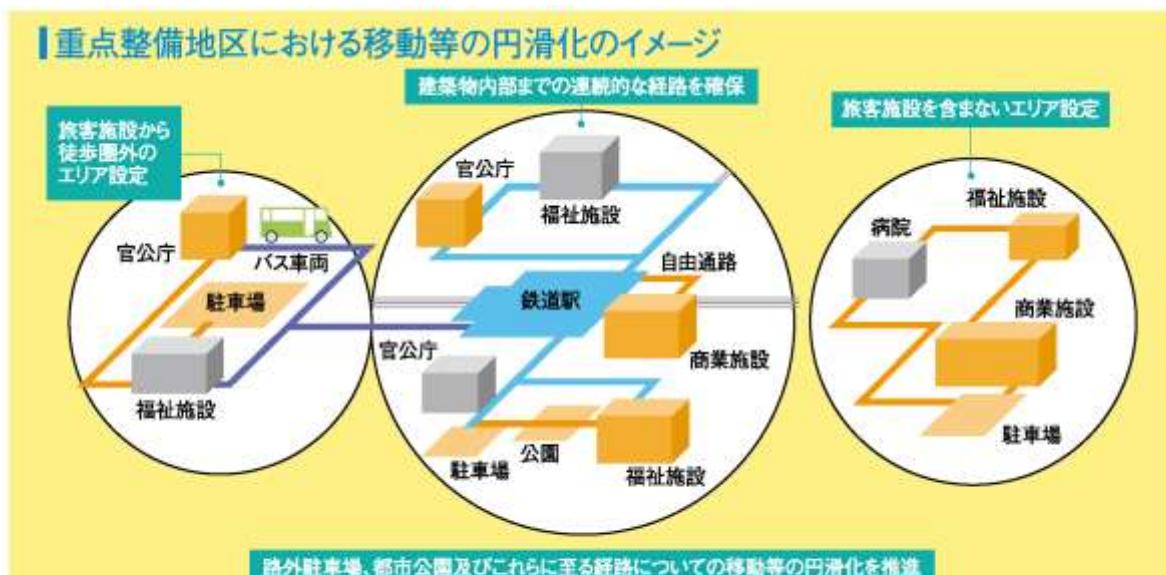
才. ソフト施策の充実

新法では、ソフト施策の充実も図られ、バリアフリー化の推進にあたって、当事者が参加して、施策を検証し新たな施策や措置を講じて段階的・継続的な発展を図っていくという「スパイラルアップ」という手法が採用されました。

また、バリアフリー化に関して国民の理解と協力を求める「心のバリアフリー」が規定されています。「心のバリアフリー」を深めていくことを国、地方公共団体や国民の責務として定められました。

④ 重点整備地区におけるバリアフリー化のイメージ

重点整備地区におけるバリアフリー化のイメージは下図の通りです。バリアフリー化を重点的に進める対象エリアが旅客施設を含まない地域にまで拡充されました。



- 旧ハートビル法の対象(一定の建築物の新築等)
- 旧交通バリアフリー法の対象(旅客施設及びその徒歩圏内の経路)
- 追加・拡大される部分(路外駐車場、公園、建築物、施設間の経路等)

資料:「バリアフリー新法の解説～ユニバーサル社会の実現をめざして～」

(国土交通省・警察庁・総務省)

3. 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

高齢者や障がい者等だれもが、安心・安全かつ快適に移動でき、自立した社会生活ができる美しいまちを創りあげることにより、本市の将来都市像である「豊かな自然・悠久の歴史光ときめく亀山」が実現されます。

そして、その実現に向けては、「市民参画と連携・交流で進めるネットワーク型の市民社会の構築」、「地域のポテンシャルを最大限に引き出すこと」及び「安心・安全に軸足を置いたまちづくり」の3つの視点から、戦略的かつ政策横断的に取り組むとともに、「市民力で地域力を高めるまちづくり」を進めることを基本とし、基本理念を次のとおり定めます。

高齢者・障がい者等だれもが、安心・安全かつ快適に移動でき
自立した社会生活ができる美しいまちを創りあげる

— 基本理念 —

市民と地域が育む
安心・安全の
人にやさしい亀山

市民力で地域力を
高めるまちづくり

市民参画と連携・
交流で進める

地域のポテンシャルを
最大限に引き出す

安心・安全に
軸足を置く

(2) 基本方針

① 市民参画によるバリアフリー化

高齢者や障がい者など、誰もが安心して移動でき、また施設を利用できるようになるためには、道路や施設等のバリアフリー化の促進のみではなく、周囲の人々の思いやりや助け合いの心が大切になります。

そこで、バリアフリーに対する市民や事業者の理解を深めるため、バリアフリー体験や教育、啓発活動を通じて、市民一人ひとりが思いやりの心を大切にした、市民力で地域力を高めるバリアフリーをめざします。

② 河岸段丘を前提としたバリアフリー化

亀山市の中央部には、鈴鹿川と中ノ川が東西に流れており、本市の中心部は、「河岸段丘」に形成され、多くの人が暮らす中心部においても急な坂道が多くあります。

そこで、平坦な面では通常徒歩による移動を前提としながらも、高低差の大きな箇所では、地域公共交通である市内循環バスと連携し、より安心・安全で快適な移動手段の確立に配慮するなど、本市特有の河岸段丘を前提としたバリアフリーをめざします。

③ 総合的な視点でのバリアフリー化

バリアフリー化に向けた整備に際しては、道路や施設、公共交通、交通安全などを一体的にとらえ、より円滑な連続性の確保に配慮することが大切になります。

また、これらに加えて、本市のもつ豊かな自然や悠久の歴史に培われてきたまちと調和のとれた、景観面などでの美しさの連続性にも配慮した、快適なバリアフリー環境を確保するなど、総合的な視点でのバリアフリーをめざします。

(3) 市民、地域、事業者、行政の役割

バリアフリー新法では市民、事業者、行政の役割が定められています。また、本構想では、それらに加えて地域の役割を定めます。
なお、役割の内容には、既に取り組み中のものも含みます。

① 市民の役割

市民は、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めます。

また、本構想の進捗状況の把握に努めるとともに、必要に応じて事業段階においても市民参加するなどにより、本構想の円滑な推進に協力します。

② 地域の役割

地域では、お互いの人間関係を育むことで、高齢者や障がい者等の日常生活及び社会生活を見守り、必要に応じて支える心を培ったり、これらの者の円滑な移動等への理解を深める場づくりを支援するよう努めます。

③ 事業者の役割

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な取り組みを行うよう努めます。

④ 行政の役割

行政は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な取り組みを行うよう努めます。

表 市民、地域、事業者、行政の役割の具体例

市民	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー整備に対する参画・バリアフリー整備に対する点検・評価への積極的な参加・バリアフリーの重要性について理解を深める
地域	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー整備に対する参画あるいは周知・バリアフリー整備に対する点検・評価のための場づくり・バリアフリーの重要性について理解を深める場づくり
事業者	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー整備の実施・バリアフリーに対する職員への教育
行政	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー整備の実施・バリアフリー整備に関する府内推進体制の整備・公共交通事業者等へのバリアフリー整備に対する支援体制の整備・バリアフリーに関する広報や啓発活動及び心のバリアフリーに関する教育活動の推進

4. 重点整備地区の選定方針と地区設定

(1) 重点整備地区の選定の考え方

重点整備地区は、バリアフリー新法の第2条第21号や移動等円滑化の促進に関する基本方針等をふまえ、本市域の鉄道駅（井田川駅、亀山駅、関駅、加太駅、下庄駅）周辺地区について、おおむね1km圏内で、その現況や地区の特性、将来のプロジェクト等を把握し選定します。



井田川駅

亀山駅

関駅

加太駅

下庄駅

なお、選定にあたっては、客観的な指標・データに基づき検証することが望ましいため、調査項目を次のとおりとします。

表 重点整備地区抽出にあたっての調査項目

調査項目	バリアフリー新法等における考え方	亀山市交通バリアフリー構想における考え方
①生活関連施設の分布状況	地区内(2km四方)に特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在する地区	
②公共交通の状況	旅客施設利用者数(複数の場合には路線別)の旅客施設利用者数の多い地区	鉄道駅利用者数の多い地区
	バス運行回数(複数の場合には路線別)のバス運行回数の多い地区	バス運行回数の多い地区
③地区的状況	移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区	生活関連施設やこれを結ぶ経路においてバリアフリー化されていない箇所が多い地区
④地区的位置づけ	地区の位置づけ 上位・関連計画による位置づけがなされている地区	第1次亀山市総合計画において、にぎわいゾーン、都市ゾーンのいずれかに位置づいている地区
	将来の整備の方向性	
⑤将来プロジェクト	再開発事業、区画整理事業、駅前広場整備事業その他面整備計画の予定がある地区	地区住民などにより、まちづくり活動が行われている地区

(2) 重点整備地区の選定

① 生活関連施設の分布状況

地区内(2km四方)に特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在する地区

各鉄道駅を中心とした、半径約1kmの徒歩圏内における主な公共公益施設の立地状況は、次のとおりで、①亀山駅、②関駅の周辺に、多くの市民が利用する様々な公共公益施設が集積しています。

また、主として高齢者、障がい者等が利用する建築物や、不特定多数の人を利用する特別特定建築物が亀山駅の周辺に多く集積しています。

表 各駅の徒歩圏内における主な公共公益施設等立地状況

鉄道駅名	駅周辺の主な公共公益施設名（★は特別特定建築物）
亀山駅	★亀山市役所、★亀山市文化会館、★亀山市歴史博物館 ★亀山市立図書館、★青少年研修センター、★社会福祉センター ★亀山回生病院、★田中病院、亀山警察署、亀山消防署、亀山斎場 亀山児童センター、亀山中学校、亀山西小学校、亀山東小学校 など
井田川駅	井田川小学校
下庄駅	—
関駅	★亀山市関支所、★老人福祉関センター、★健康づくり関センター 関文化交流センター、関消防署、関斎場、関中学校、関小学校 関乳幼児センターアスレ、関宿旅籠玉屋歴史資料館 関まちなみ文化センター など
加太駅	—

② 公共交通の状況

ア. 旅客施設利用者数

鉄道駅利用者数の多い地区

各鉄道駅の乗車人員は次のとおりで、①亀山駅、②井田川駅で比較的利用者が多くなっています。

表 鉄道駅利用客数（平成18年度、単位：人）

駅名	亀山駅	井田川駅	下庄駅	関駅	加太駅
年間乗車人員	806,423	223,493	124,102	144,960	31,110
1日平均乗車人員	2,209	640	340	397	85
1日平均利用客数	4,418	1,280	680	794	170

※関、加太の年間総数は1日平均の乗客数を365倍したもの。

※1日平均利用客数は1日平均乗客数を2倍したもの。

(資料：JR東海、JR西日本)

イ. バス運行回数

バス運行回数の多い地区

本市内を通る路線バスは、全ての系統が亀山駅前を起終点としており、また、さわやか号や野登白川地区自主運行バスなどのコミュニティバスも亀山駅前を起終点としています。

また、運行回数は概ね次のとおりであり、特に亀山駅を中心としたエリアでは路線が重複している区間もあり、運行回数が充実しています。

ルート名	運行回数
さわやか号	12便／日(概ね1本／時間)
東部ルート	6便／日(概ね1本／2時間)
南部ルート(下庄駅経由)	7便／日(概ね1本／2時間)
西部Aルート	12便／日(概ね1本／時間)
野登・白川地区自主運行バス:白川ルート	3便／日(概ね1本／4時間)
野登・白川地区自主運行バス:野登ルート	9便／日(概ね1本／時間)
野登・白川地区自主運行バス:野登白川ルート	4便／日(概ね1本／3時間)
三交バス:亀山駅起終点	23亀山長沢線／30亀山みづほ台線 55亀山椋本線線／71亀山国府線 91亀山関工業団地線

③ 地区の状況

生活関連施設やこれを結ぶ経路においてバリアフリー化されていない箇所が多い地区

ア. バリアフリー化されていない旅客施設がある

各鉄道駅の全ての駅舎やホームにおいて、エレベーターやエスカレーター等の設置などのバリアフリー化されていない状況です。

イ. 生活関連施設相互間の移動経路がバリアフリー化されていない

各鉄道駅の周辺は、駅前広場と一部の歩道を除いて、歩道が未整備であったり、歩道があるものの幅員が狭い、段差が大きいなど、バリアフリー化されていない状況です。

駅名	駅舎の設備					駅周辺の歩道の状況
	券売機等	車椅子対応	エレベーター	エスカレーター	トイレ	
亀山	○	×	×	△	×	・駅周辺の歩道は未整備な箇所、歩道があるものの幅員の狭い箇所、段差の大きい箇所などがある。
井田川	—	×	×	△ ※2	×	・駅周辺の歩道は未整備な箇所、歩道があるものの幅員の狭い箇所、段差の大きい箇所などがある。
下庄	—	×	×	△	×	・駅周辺歩道設置なし。
関	—	×	×	△	×	・駅前から道の駅までの整備されている。 ・国道1号沿いに歩道はあるものの、狭く、段差も大きい。
加太	—	×	×	△	×	・駅周辺歩道設置なし。

※1 いずれの駅も多機能型のトイレなし。

※2 井田川駅は簡易トイレ

④ 地区の位置づけ

第1次亀山市総合計画において、にぎわいゾーン、都市ゾーンのいずれかに位置づいている地区

第1次亀山市総合計画における将来の都市像として、各鉄道駅の周辺はそれぞれ次のように位置づけられています。亀山駅の周辺では、亀山市の中心的な機能を担う地区として位置づけられており、将来都市像の実現にむけて、バリアフリー化を重点的・一体的に行う必要があります。

表 第1次亀山市総合計画における位置づけ

鉄道駅名	総合計画における位置づけ	
亀山駅	にぎわいゾーン 都市ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・居住機能を集積するとともに、地域密着型の活気ある中心市街地としての整備・再生・市全域または広域を対象とした都市機能の集積・亀山らしい活力ある、快適都市空間の創造
井田川駅	住宅系市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・多様な世代が安心・安全に暮らせる良好な住宅市街地の整備・再生
下庄駅	農地・田園居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・農業生産基盤の充実と、良好な生活環境の向上
関駅	にぎわいゾーン 住宅系市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・増加する観光客に対応しつつ安心して暮らせる場としての生活基盤整備を推進・多様な世代が安心・安全に暮らせる良好な住宅市街地の整備・再生
加太駅	自然共生型居住ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・自然と共生した魅力的な居住地域の形成

(第1次亀山市総合計画・基本構想「3. ゾーンごとの土地利用の方向」より抜粋)

⑤ 将来プロジェクト

地区住民などにより、まちづくり活動が行われている地区

各鉄道駅の周辺においては、現在具体的な事業が予定されていないものの、亀山駅前地区においては、亀山駅周辺まちづくり研究会が亀山駅周辺の将来のあり方について検討を行っており、亀山駅や駅周辺の道路のバリアフリーに関する課題や整備方針についても協議しています。

また、井田川駅前地区においては、北東まちづくり協議会による活動が、関駅から500mほど離れた関宿では、関宿町並み保存会により町並み保存やまちづくりの活動が行われています。

(3) 重点整備地区の優先順位

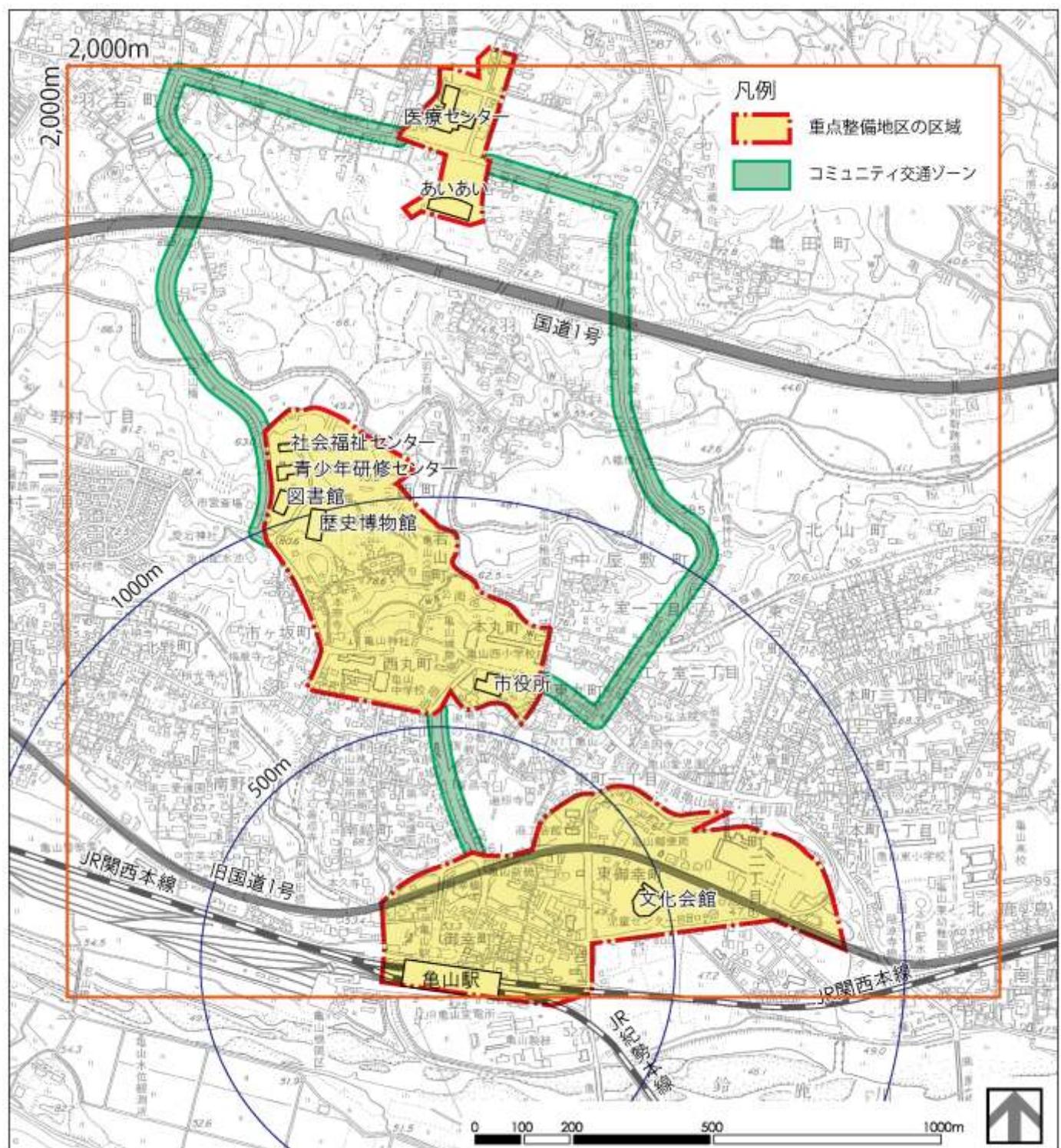
以上の結果から、本市の中心的機能を担っている亀山駅を中心とする地区が最も優先順位が高くなります。

また、総合保健福祉センター「あいあい」及び亀山市立医療センターの周辺は、亀山駅周辺の各生活関連施設からの移動が通常徒歩で行われることが想定されないものの、コミュニティバス「さわやか号」などの運行回数が充実し、多くの高齢者や障がい者の利用がみられ、医療や福祉の拠点的な位置づけとなっています。

このことから、亀山駅の周辺と共にあいあい、医療センターを含む一定の地区をネットワーク化することで、より円滑なバリアフリー化の効果が期待されることから、これらの地区を重点整備地区として位置づけ、優先的にバリアフリー化に取り組んでいきます。

(4) 重点整備地区の区域の設定

重点整備地区の区域は、町丁界道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要とされており、亀山駅周辺、市役所および亀山公園周辺、あいあい周辺の3つの区域をそれぞれ重点整備地区として設定し、それぞれの区域をつなぐさわやか号のルートを「コミュニティ交通ゾーン」として位置づけ、さわやか号による各区域の連携を図ることとし、次のとおり定めます。



5. 重点整備地区の課題の抽出（まち歩き点検の実施）

① 目的

重点整備地区やその周辺の道路や駅、施設を対象に、地域住民や高齢者、障がい者等が参加して点検調査を行い、バリアとなっている箇所やバリアフリーに配慮されている箇所の点検、確認をすることを目的としました。

また、まち歩き点検終了後、ワークショップを実施し、実際にまちを歩いて気づいた点などについて意見交換をし、参加者どうしの意見の共有を図りました。

② 開催日時

平成20年11月30日（日） 13:00～17:00

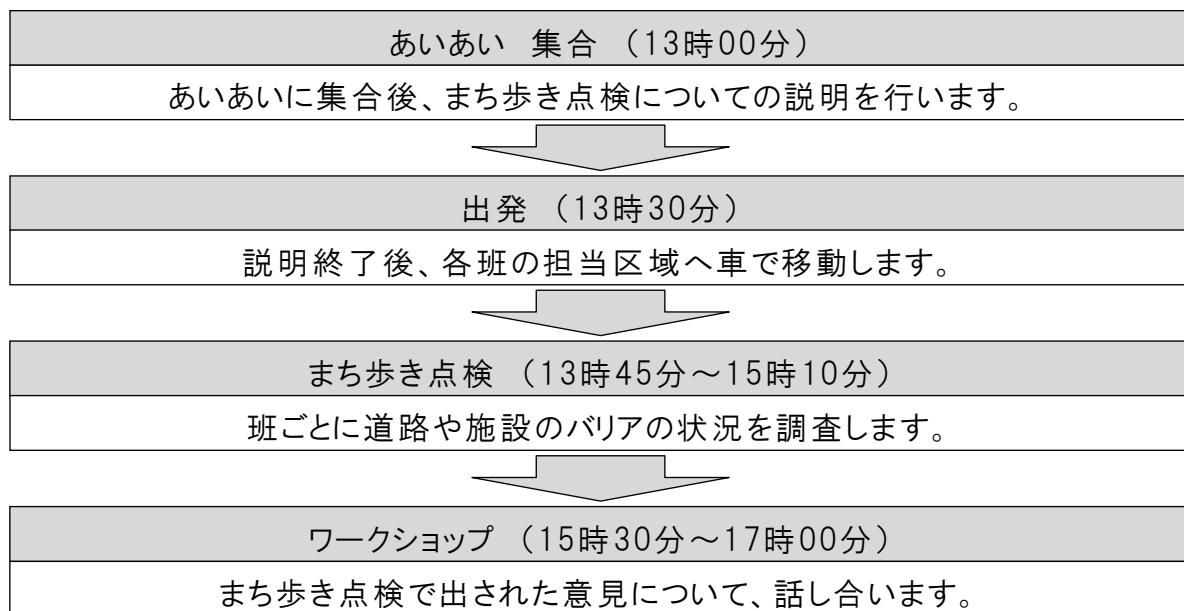
③ 場所

集合場所：あいあい2階研修室

点検箇所：亀山駅周辺、市役所周辺、図書館周辺、あいあい周辺

ワークショップ会場：あいあい大会議室／研修室

④ 当日のスケジュール



⑤ 参加者及び体制

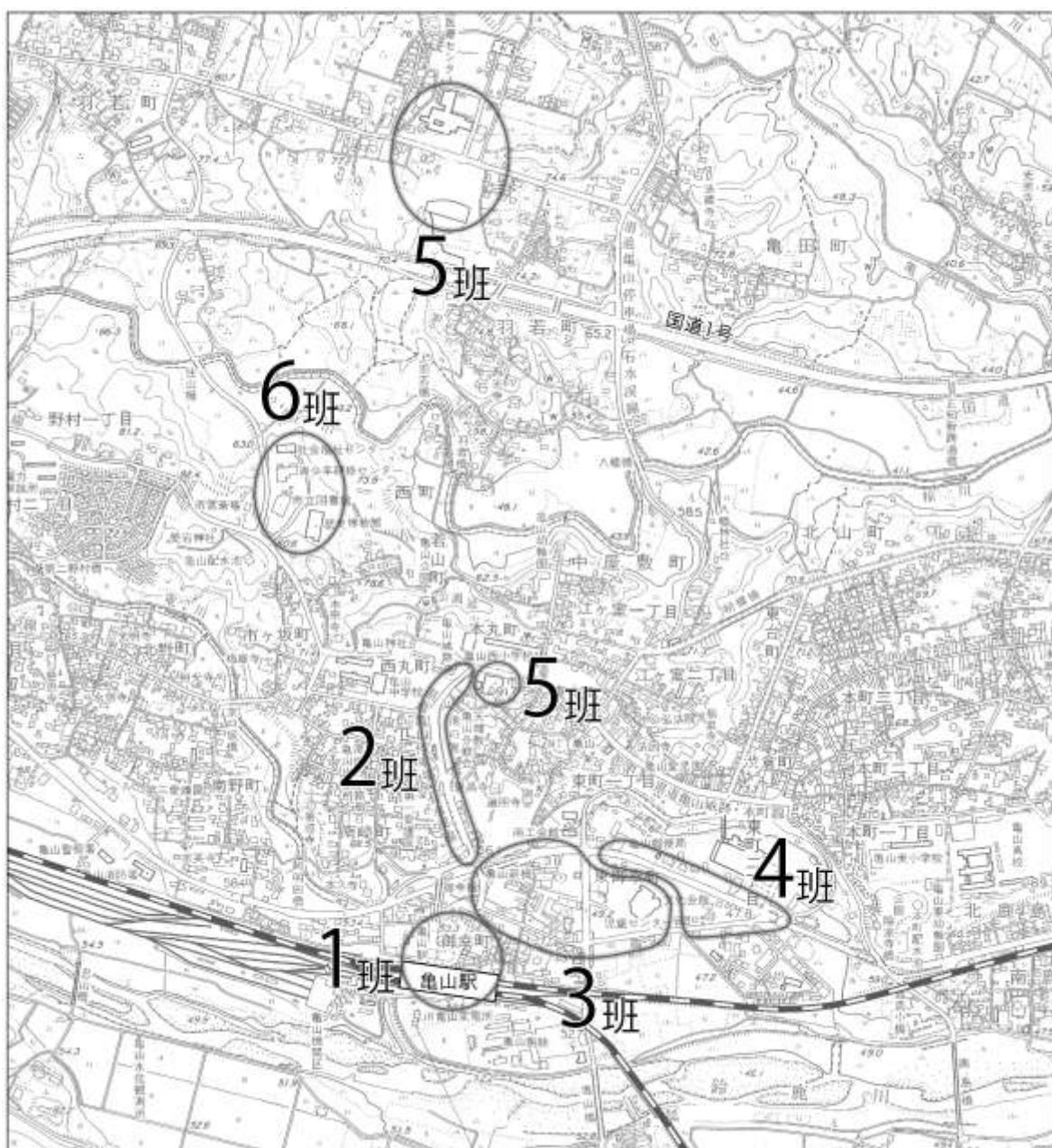
1班当たり9名～13名の班を6班編成。

一般参加者：45名（協議会委員・老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会・NPOグリーンアップル・亀山駅周辺まちづくり研究会・交通事業者など）

スタッフ：22名（亀山市職員・三重県職員・コンサルタント）

⑥ 各班の担当

	担当地区	担当施設
1班	亀山駅周辺	亀山駅舎
2班		亀山駅前～市役所
3班		文化会館・農協周辺
4班		亀山郵便局～エコー周辺
5班	市役所周辺 あいあい周辺	市役所／あいあい／医療センター
6班	図書館周辺	図書館／歴史博物館／青少年研修センター／社会福祉センター



⑦ まち歩き点検の様子



6. 生活関連施設と生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定の考え方

バリアフリー新法では、生活関連施設を「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義するとともに、特定旅客施設を含めて定める、としています。

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障がい者等が利用する官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多岐にわたる施設が想定されることから、本地区内における生活関連施設は、当面は重点的に取り組むべき施設とし、次の考え方に基づき設定します。

生活関連施設の設定の考え方

特定旅客施設及び
都市公園と、主として高齢者や障がい者あるいは不特定多数の人が利用する特別特定建築物のうち、官公庁施設、文化施設などの公共建築物を対象とします

小中学校、高等学校、児童センター等は高齢者や障がい者の利用が少なく特定多数の人が利用する建築物であることから、対象外とします

民間施設については、高齢者や障がい者が利用する機会の多い施設を対象とします

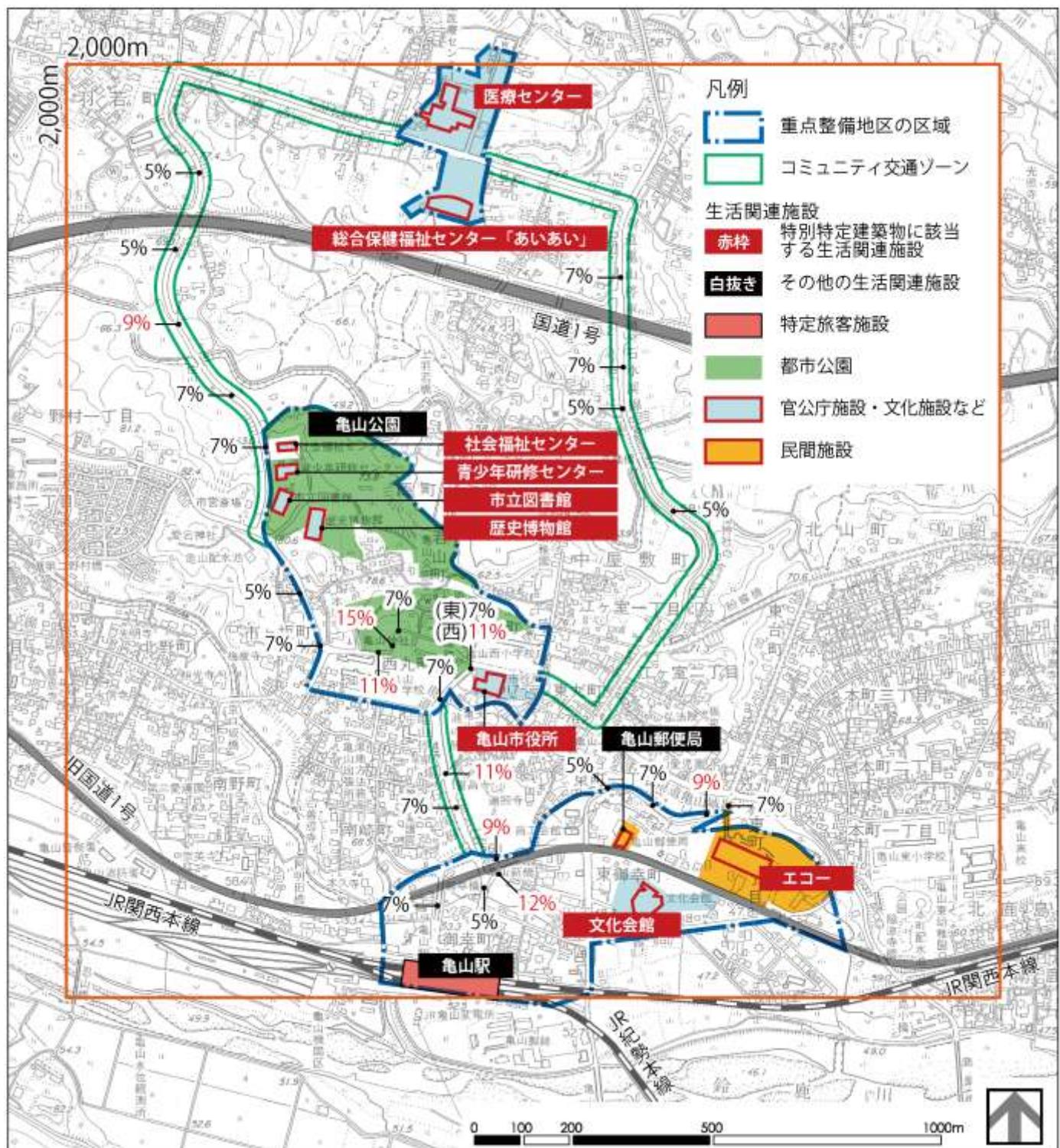
(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設の設定の考え方に基づき、次のとおり生活関連施設を設定します。

表 生活関連施設

特定旅客施設			亀山駅
都市公園			亀山公園
特別特定 建築物	延べ床面積 2,000m ² 以上	官公庁施設 文化施設 など	亀山市役所 亀山市文化会館 亀山市立医療センター 総合保健福祉センター「あいあい」
		民間施設	エコー
	延べ床面積 2,000m ² 未満	官公庁施設 文化施設 など	亀山市歴史博物館 亀山市立図書館 青少年研修センター 社会福祉センター
			亀山郵便局
延べ床面積2,000m ² 未満の民間施設			

□ 重点整備地区の区域と生活関連施設



(3) 生活関連経路の考え方

バリアフリー新法では、生活関連経路を「生活関連施設相互間の経路」と定義しており、この考え方をふまえ、本市における生活関連経路は、次の考え方に基づき設定します。

① 対象とする生活関連経路

対象とする生活関連経路は、生活関連施設間を結ぶ経路とします。

② 生活関連経路の範囲

生活関連経路の範囲は次のとおりとします。

- 重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ経路を、必ず1経路確保します。
- 各重点整備地区間の移動は、通常徒歩による移動が困難と想定されるため、市内循環バス（さわやか号）を利用しての移動を前提とします。

このため、今後更新時期にバリアフリー対応バスを導入するなど、機能の充実を図ります。

③ 道路の選択条件

道路の選択条件は、次のとおりとします。

- 歩道の有効幅員が2m以上で、かつ縦断勾配が原則8%以下の道路区間とします。
ただし、歩行者の交通量が多くない道路において、幅員2mを確保することが困難な場合は幅員1.5m以上とすることができるとなります。
- また、現状の歩道の有効幅員が2m未満でも、都市計画道路として2m以上の歩道幅員が確保できることが想定される道路は対象とします。
- 目標年次（平成22年）までに移動等円滑化基準を満足できる経路、目標年次以降も長期的に取り組みを行う経路を区分し設定します。
- なお、以上の条件を満たさない道路であっても、多くの利用が想定される経路も対象に含めます。

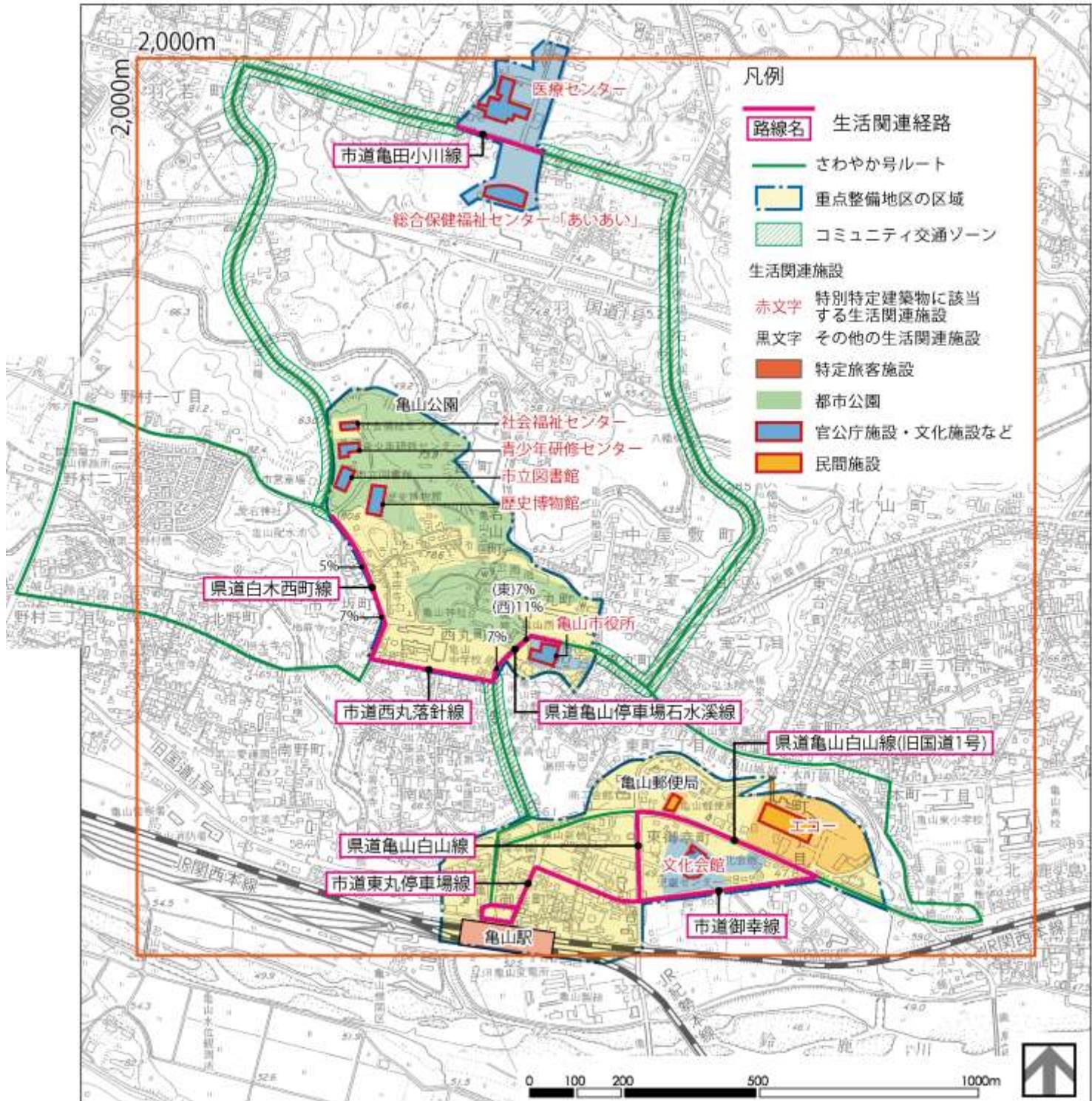
(4) 生活関連経路の設定

生活関連経路の設定の考え方に基づき、次のとおり生活関連経路を設定します。

表 生活関連経路

路線		区間
県道	県道28号亀山白山線	東御幸町交差点～穴渕交差点（旧国道1号） 東御幸町交差点～市道御幸線
	県道302号亀山停車場石水溪線	市道西丸落針線～亀山市役所前
	県道647号白木西町線	市道西丸落針線～亀山公園入口
市道	東丸停車場線	亀山駅～市道御幸線
	御幸線	市道東丸停車場線～穴渕交差点
	西丸落針線	県道亀山停車場石水溪線～県道白木西町線
	亀田小川線	総合保健福祉センター「あいあい」・医療センター前

□ 重点整備地区の区域と生活関連施設及び生活関連経路



7. バリアフリー化のために実施すべき特定事業等

それぞれ目標年次を定めて整備を実施しますが、詳細調査や関係機関・地元関係者等との協議、財政状況により、事業内容及びスケジュールに変更が生じることがあります。

整備種類

■ 事業の実施

■ ■ ■ 導入の検討

(1) 公共交通特定事業・その他の事業

特定旅客施設等

整備箇所	内容	事業番号/ 特定事業名	事業者	短期 H22 年度 まで	中期 H23 年度 ～H25 年度	長期 H26 年度 以降	備考
亀山駅	エレベーターの設置	1-1 公共交通	国 亀山市 JR東海				
	点字ブロックの設置 及び改修	1-2 公共交通					
	多機能トイレの設置	1-3 公共交通					
	触知案内板の設置	1-4 公共交通					
亀山駅前広場 (1-5)	JR東海との協議の上、亀山市が事業主体となって、中長期的に歩道の段差改良などのバリアフリー化を進めていきます。						

図 エレベーター・触知案内板の設置例



資料:UD のまちづくり施設整備事例集(三重県)

特定車両・バス停

整備箇所	内容	事業番号／特定事業名	事業者	短期 H22年度まで	中期 H23年度～H25年度	長期 H26年度以降	備考
さわやか号	バリアフリー対応バスの導入	2-1 公共交通	亀山市	[■■■]	[■■■]		
	運行案内・車内情報の提供	2-2	亀山市		[■■■]		音声案内・肉声などソフト面での対応
他の他の自主運行バス等	バリアフリー対応バスの導入	2-3	亀山市		車両更新に合わせて積極的に導入		小型バス未満のバスで運行する場合は、出来る限りバリアフリー化に配慮
	運行案内・車内情報の提供	2-4	亀山市		[■■■]		音声案内・肉声などソフト面での対応
路線バス	バリアフリー対応バスの導入	2-5	三重交通	車両更新に合わせて積極的に導入			
	運行案内・車内情報の提供	2-6	三重交通		[■■■]		音声案内・肉声などソフト面での対応
バス停	主要公共施設のバス停の整備	2-7	亀山市	[■■■]	[■■■]		

図 バリアフリー対応バスの例



資料:公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン
(国土交通省)

(2) 道路特定事業・交通安全特定事業・その他の事業

県道

路線	整備箇所	内容	事業番号／特定事業名	事業者	短期 H22年度まで	中期 H23年度～H25年度	長期 H26年度以降	備考
県道 28号 亀山白 山線 (旧国 道1号)	北側（エコ 一側）歩道	ゆとりある歩行 者空間の確保	3-1	三重県	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
		歩道の勾配や段 差の解消など移 動しやすい歩道 の整備	3-2	三重県		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		現状の歩道幅 員での実施
		点字ブロックの 設置	3-3	三重県		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		現状の歩道幅 員での実施
		歩道上の障害 物・電柱等の移 設	3-4	三重県 占用者	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			道路の整備に 合わせて、可能 なものから、順 次移設
	南側（文化 会館側）歩 道	ゆとりある歩行 者空間の確保	3-5	三重県	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
		歩道の勾配や段 差の解消など移 動しやすい歩道 の整備	3-6	三重県	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		現状の歩道幅 員での実施
		点字ブロックの 設置	3-7	三重県	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		現状の歩道幅 員での実施
		歩道上の障害 物・電柱等の移 設	3-8	三重県 占用者	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			道路の整備に 合わせて、可能 なものから、順 次移設
	亀山市文化 会館北交差点 (御幸コミ ュニティセン ター前)	音声誘導付信号 の設置	3-9	警察	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
	穴渕交差点 (エコー 前)	音声誘導付信号 の設置	3-10	警察	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			

路線	整備箇所	内容	事業番号／特定事業名	事業者	短期 H22 年度 まで	中期 H23 年度 ～H25 年度	長期 H26 年度 以降	備考
県道 28号 亀山白 山線 (東御 幸町交 差点～ 市道御 幸線)	東側（文化 会館側）歩 道	ゆとりある歩行 者空間の確保	4-1	三重県	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	
		歩道の勾配や段 差の解消など移 動しやすい歩道 の整備	4-2	三重県		■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	現状の歩道幅 員での実施
		点字ブロックの 設置	4-3	三重県	■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	現状の歩道幅 員での実施
		歩道上の障害 物・電柱等の移 設	4-4	三重県 占用者	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	道路の整備に 合わせて、可能 なものから、順 次移設
	西側（農協 側）歩道	ゆとりある歩行 者空間の確保	4-5	三重県	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
		歩道の勾配や段 差の解消など移 動しやすい歩道 の整備	4-6	三重県	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	現状の歩道幅 員での実施
		点字ブロックの 設置	4-7	三重県	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	現状の歩道幅 員での実施
		歩道上の障害 物・電柱等の移 設	4-8	三重県 占用者	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	道路の整備に 合わせて、可能 なものから、順 次移設
	農協前交差点	音声誘導付信号 の設置	4-9	警察	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	

路線	整備箇所	内容	事業番号／特定事業名	事業者	短期 H22年度まで	中期 H23年度～H25年度	長期 H26年度以降	備考
県道 302号 亀山停 車場石 水渓線	東側（市役 所側）歩道	歩道の勾配や段 差の解消など移 動しやすい歩道 の整備	5-1	三重県	■ ■ ■	■ ■ ■		
		点字ブロック設 置済み部分の改 修（色の変更・ 破損箇所の改 修）	5-2	三重県		■ ■ ■		
県道 647号 白木西 町線	市道西丸落 針線～亀山 公園入口	ゆとりある歩行 者空間の確保	6-1	三重県	■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		
		歩道の勾配や段 差の解消など移 動しやすい歩道 の整備	6-2	三重県	■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		
		点字ブロックの 設置	6-3	三重県	■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		
		歩道上の障害 物・電柱等の移 設	6-4	三重県 占用者	■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		道路の整備に 合わせて、可能 なものから、順 次移設

市道

路線	整備箇所	内容	事業番号／特定事業名	事業者	短期 H22年度 まで	中期 H23年度 ～H25年度	長期 H26年度 以降	備考
東丸停車場線	駅前商店街	ゆとりある歩行者空間の確保	7-1	亀山市	[■■■■■]	[■■■■■]	[■■■■■]	
		歩道の勾配や段差の解消など移動しやすい歩道の整備	7-2	亀山市	[■■■■■]	[■■■■■]	[■■■■■]	
		点字ブロックの設置	7-3	亀山市	[■■■■■]	[■■■■■]	[■■■■■]	
		排水溝の蓋・グレーティングの改修	7-4	亀山市	[■■■■■]	[■■■■■]	[■■■■■]	
		歩道上の障害物・電柱等の移設	7-5	亀山市 占用者	[■■■■■]	[■■■■■]	[■■■■■]	道路の整備に合わせて、可能なものから、順次移設
		亀山駅前広場の整備に合わせて、中長期的にバリアフリー化を進めています。						
御幸線	文化会館より西	東丸停車場線との交差点付近の拡幅・改良	8-1 道路	亀山市	[■■■■■]	[■■■■■]	[■■■■■]	
		排水溝の蓋・グレーティングの改修	8-2 道路	亀山市	[■■■■■]	[■■■■■]	[■■■■■]	
		ゆとりある歩行者空間の確保	8-3 道路	亀山市	[■■■■■]	[■■■■■]	[■■■■■]	
		歩道の勾配や段差の解消など移動しやすい歩道の整備	8-4 道路	亀山市	[■■■■■]	[■■■■■]	[■■■■■]	現状の歩道幅員での実施
	文化会館より東	点字ブロック設置済み部分の改修（破損箇所の改修）	8-5 道路	亀山市	[■■■■■]	[■■■■■]	[■■■■■]	現状の歩道幅員での実施
		排水溝の蓋・グレーティングの改修	8-6 道路	亀山市	[■■■■■]	[■■■■■]	[■■■■■]	
		歩道上の障害物・電柱等の移設	8-7 道路	亀山市 占用者	[■■■■■]	[■■■■■]	[■■■■■]	道路の整備に合わせて、可能なものから、順次移設

路線	整備箇所	内容	事業番号／特定事業名	事業者	短期 H22 年度 まで	中期 H23 年度 ～H25 年度	長期 H26 年度 以降	備考
西丸落針線	亀山中グラウンド前	ゆとりある歩行者空間の確保	9-1	亀山市				(上段)亀山中学校の整備にあわせて実施 (下段)それ以外の部分については、都市計画道路の整備にあわせてバリアフリー化
		歩道の勾配や段差の解消など移動しやすい歩道の整備	9-2	亀山市				
		点字ブロックの設置	9-3	亀山市				
	県道亀山停車場石水溪線との交差点	歩道と横断歩道の適切な接続(歩道と横断歩道の段差の解消)	9-4	亀山市				
亀田小川線	あいあい・医療センター前	歩道の勾配や段差の解消など移動しやすい歩道の整備	10-1	亀山市				
		点字ブロックの設置・改修	10-2	亀山市				
		排水溝の蓋・グレーティングの改修	10-3	亀山市				

図 歩道の整備例

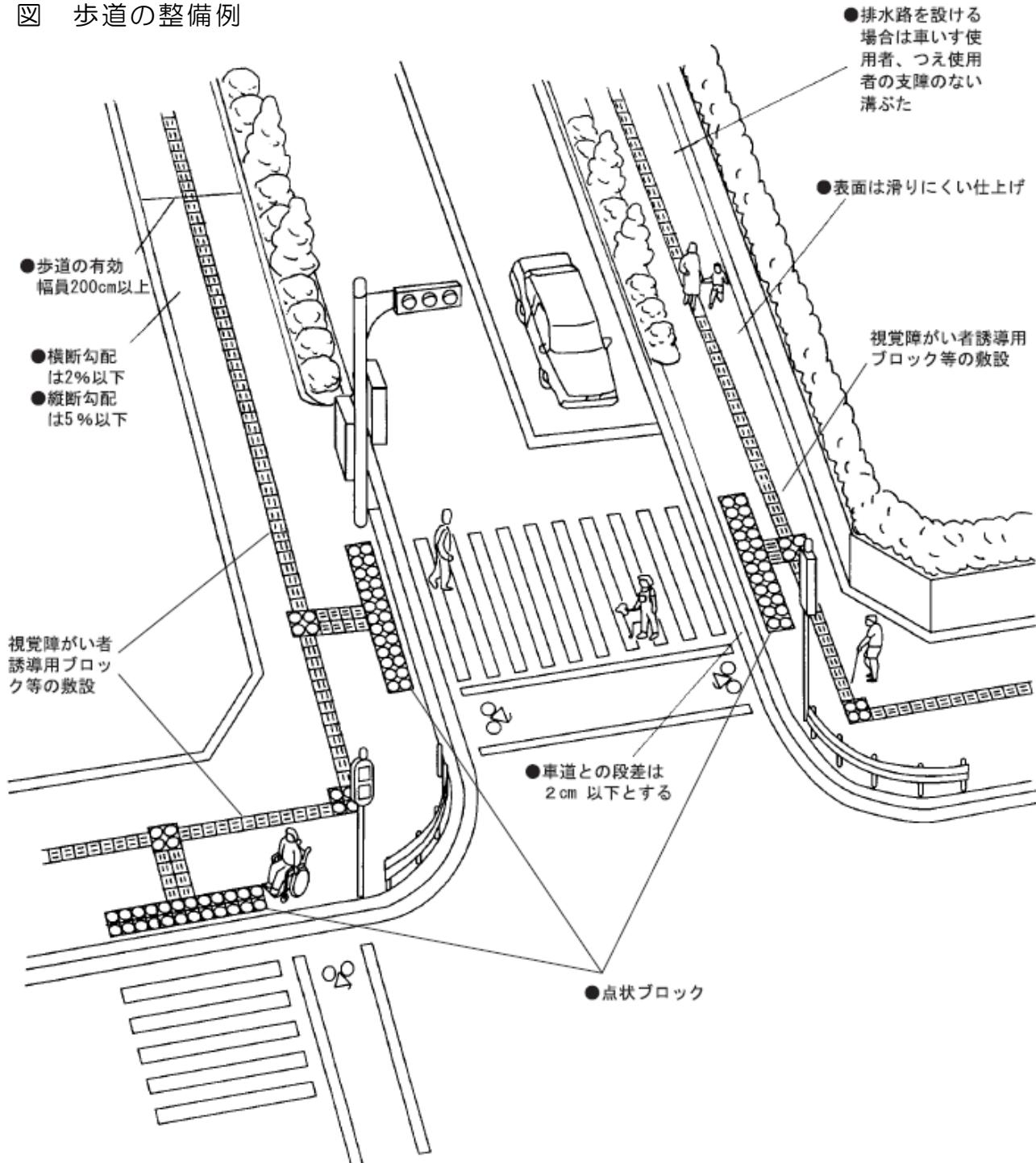
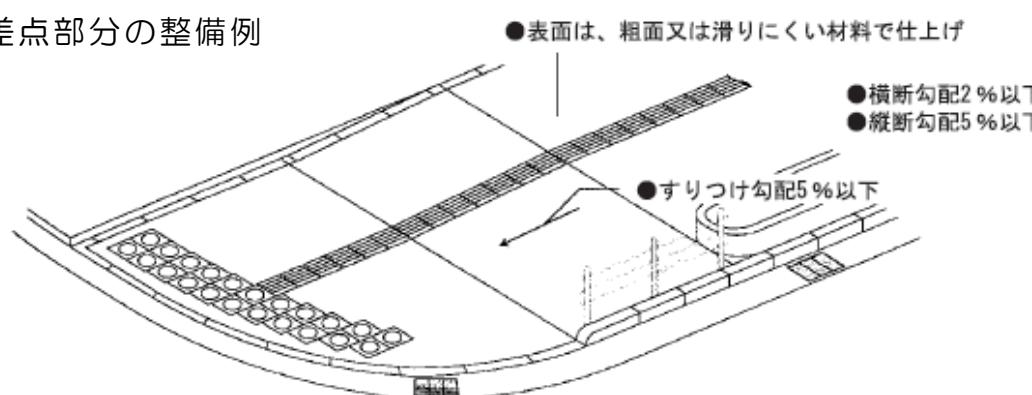


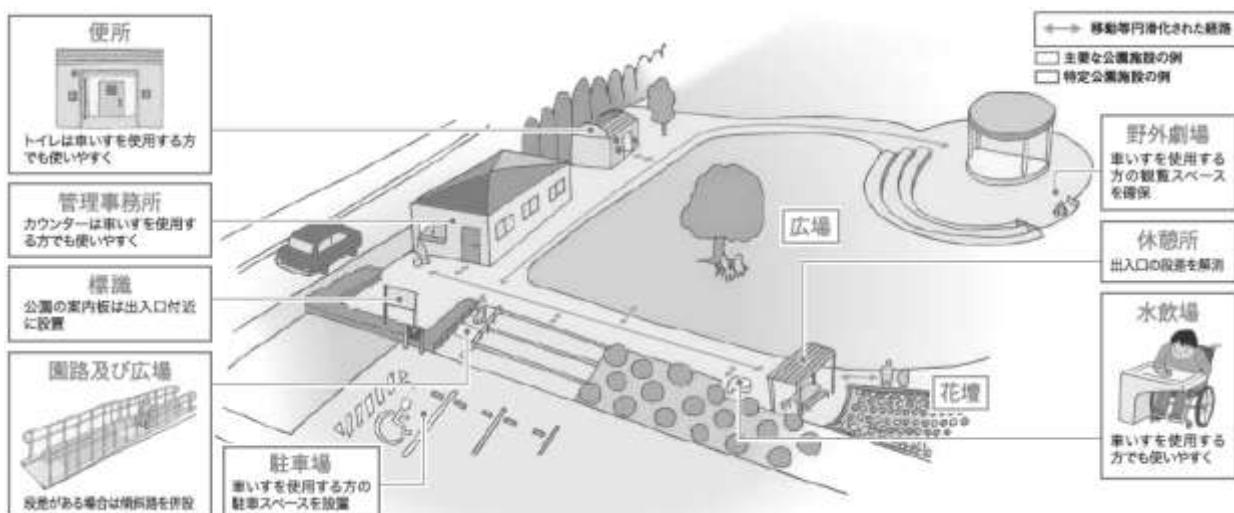
図 交差点部分の整備例



資料:UD のまちづくり施設整備マニュアル(三重県)

(3) 都市公園特定事業

図 都市公園内のバリアフリー化のイメージ



資料:「バリアフリー新法の解説～ユニバーサル社会の実現をめざして～」
(国土交通省・警察庁・総務省)

(4) 建築物特定事業

施設	整備箇所	内容	事業番号／特定事業名	事業者	短期 H22年度まで	中期 H23年度～H25年度	長期 H26年度以降	備考
文化会館	障がい者用駐車場	駐車場への屋根の設置（正面玄関まで）	12-1 建築物	亀山市				動線整備とあわせて検討
	アプローチ	点字ブロック設置済み部分の改修（色の変更・破損箇所の修復）	12-2 建築物					動線整備とあわせて検討
		正面玄関への点字ブロックの設置	12-3 建築物					動線整備とあわせて検討
		スロープの改修（適正な勾配の確保）	12-4 建築物					動線整備とあわせて検討
		わかりやすい場所へのスロープの設置（正面車寄せ側）	12-5 建築物					動線整備とあわせて検討
		経路上の障害物の移設	12-6					除去されており、今後、置かないよう注視が必要
	2階への動線	階段昇降機等の設置	12-7 建築物					
	トイレ	障がい者用トイレの改修	12-8 建築物					
		トイレブース内の改良（フック設置、和式トイレへの手すり設置、トイレットペーパーホルダーの取り替え）	12-9 建築物					
	廊下・階段	点字ブロックの設置	12-10 建築物					

施設	整備箇所	内容	事業番号／特定事業名	事業者	短期 H22年度まで	中期 H23年度～H25年度	長期 H26年度以降	備考
亀山市役所	障がい者用駐車場	舗装面の改善	13-1 建築物	亀山市				フラットにし、表示書替
		屋根の設置（玄関まで）	13-2 建築物					
		台数増加の検討	13-3					平成20年度に思いやり駐車場1区画を増設済
	一般駐車場	1台分の駐車スペースの拡大	13-4 建築物					
		スロープの設置	13-5 建築物					
	アプローチ（歩道側）	点字ブロックの設置	13-6 建築物					
		使いやすい高さの手すりの設置	13-7 建築物					併せて手すりを設置
	西玄関	スロープの設置	13-8 建築物					二段形式の手すりに交換
		自動ドア（内側）設置	13-9 建築物					
	エレベーター	西玄関側に表示	13-10 建築物					正面玄関にエレベーターがあることを表示
	トイレ	ブース内の改良	13-11 建築物					フック、和式トイレへ手すりを設置
		トイレ入口段差解消	13-12 建築物					1階男子トイレは解消済
		トイレ内に荷物置きの設置	13-13 建築物					
	廊下・階段	点字ブロックの改修	13-14 建築物					1階は改修済。2,3階の既存ブロックの改修と未設置箇所への設置
		障害物の除去	13-15					
		手すりの設置	13-16 建築物					除去されており、今後、置かないよう注視が必要

施設	整備箇所	内容	事業番号／特定事業名	事業者	短期 H22年度まで	中期 H23年度～H25年度	長期 H26年度以降	備考
亀山市役所 つづき	案内	わかりやすい案内板整備	13-17	亀山市	済			整備済。
	カウンター	ゆとりある再レイアウト	13-18		済			平成20年度に、1階事務室のローカウンターを拡大し、ゆとりのあるレイアウトに改修済
社会福祉センター	障がい者用駐車場	駐車場の整備(玄関まで屋根付き)	14-1 建築物	亀山市社会福祉協議会				動線整備とあわせて検討
	アプローチ	スロープに手すりの設置	14-2 建築物					
	廊下・階段	点字ブロックの整備	14-3 建築物					
		階段滑り止めの改善	14-4 建築物					
		廊下の障害物の移動	14-5 建築物					職員が移動
青少年研修センター	障がい者用駐車場	駐車スペースへの屋根の設置(玄関まで)	15-1 建築物	亀山市地域社会振興会				動線整備とあわせて検討
	アプローチ	スロープの手すりの両側への設置	15-2 建築物					
		点字ブロックの修復	15-3 建築物					
	2階への動線	階段昇降機等の設置	15-4 建築物					
	トイレ	障がい者用トイレの改修	15-5 建築物					

施設	整備箇所	内容	事業番号／特定事業名	事業者	短期 H22年度まで	中期 H23年度～H25年度	長期 H26年度以降	備考
市立図書館	障がい者用駐車場	駐車スペースへの屋根の設置(玄関まで)	16-1 建築物	亀山市				動線整備とあわせて検討
	アプローチ	玄関までの点字ブロックの整備	16-2 建築物					
		スロープに手すりの設置	16-3 建築物					
	トイレ	障がい者用トイレの改修	16-4 建築物					
歴史博物館	アプローチ	スロープ、階段に手すりの設置	17-1 建築物	亀山市				
		階段、スロープに点字ブロックの設置	17-2 建築物					
		階段に滑り止めの設置	17-3 建築物					
総合保健福祉センター「あいあい」	障がい者用駐車場	駐車スペースへの屋根の設置(位置の再考含む)	18-1 建築物	亀山市				
	バス停	点字ブロックの設置	18-2 建築物					
	アプローチ	敷地内の点字ブロックと歩道との接続	18-3 建築物					
	玄関	点字ブロック設置済み部分の改修(色の変更)	18-4 建築物					
	廊下・階段	点字ブロックの設置(2つの玄関からつなげる、温泉側の玄関から階段への誘導、一部改修)	18-5 建築物					
	案内・サイイン	電話機表示サイインの設置	18-6 建築物					
		トイレ表示サイインの見直し	18-7 建築物					

図 階段・スロープの整備例

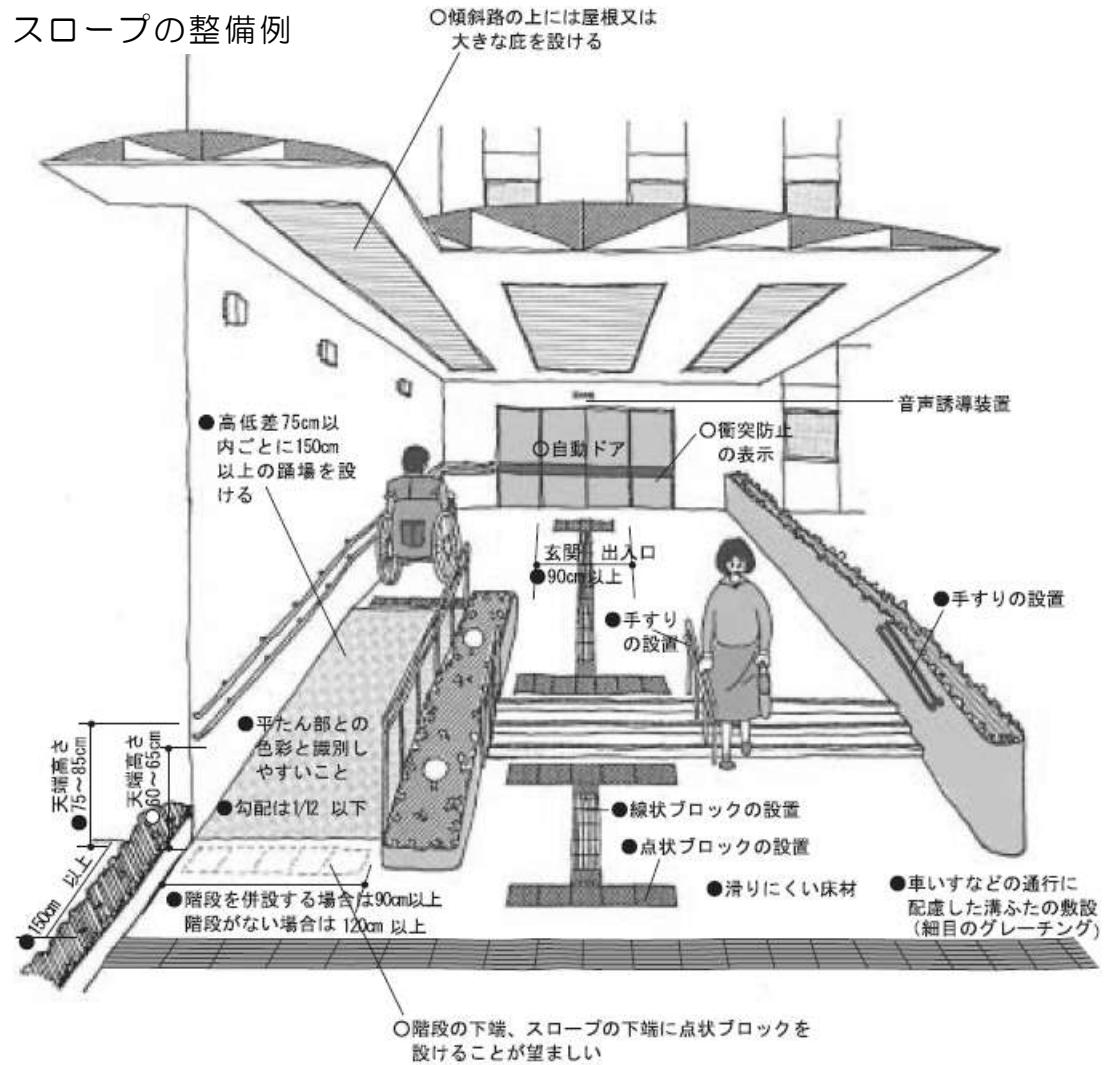
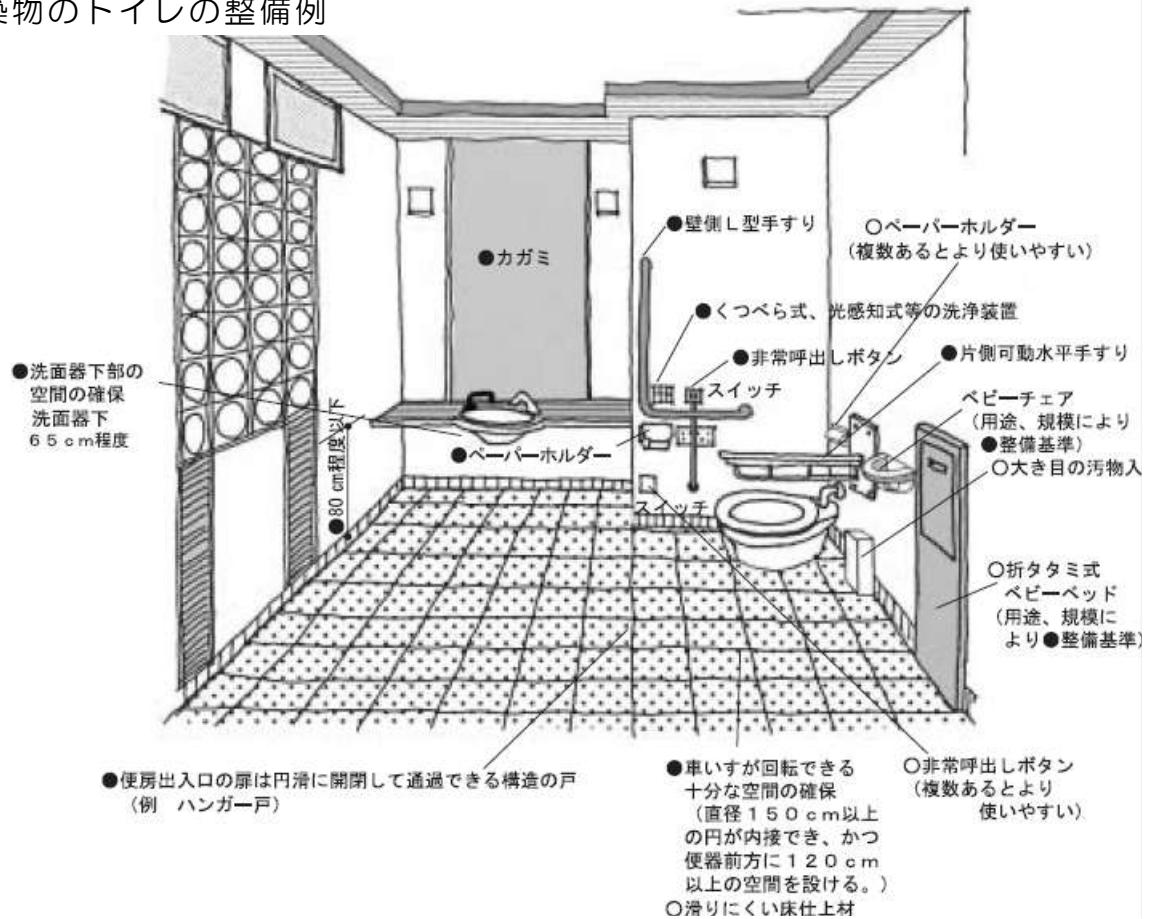


図 建築物のトイレの整備例

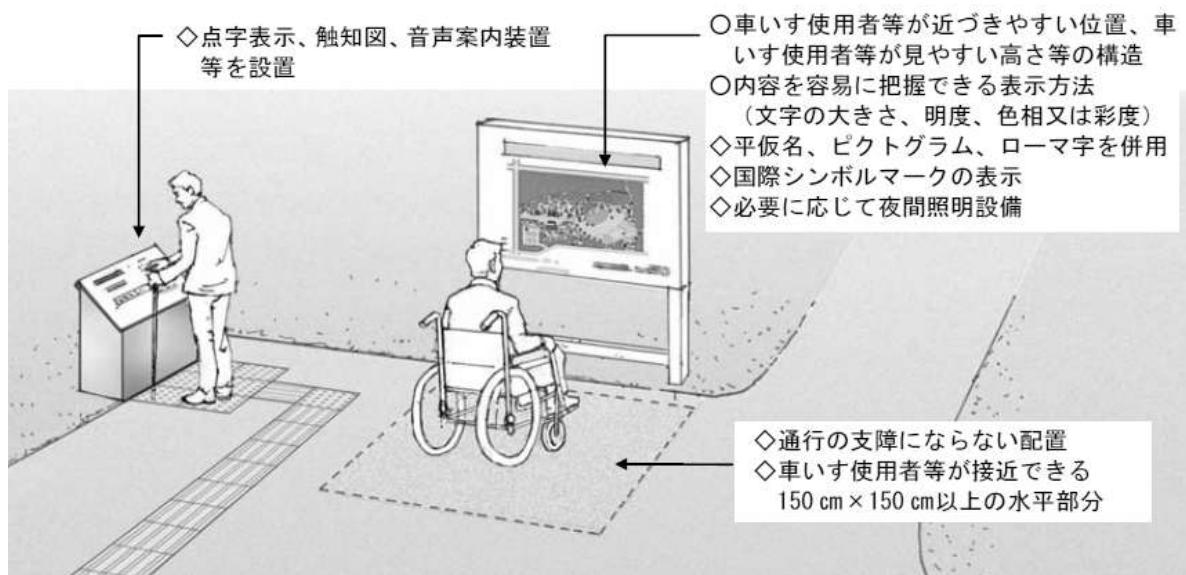


資料:UD のまちづくり施設整備マニュアル(三重県)

(5) その他の事業

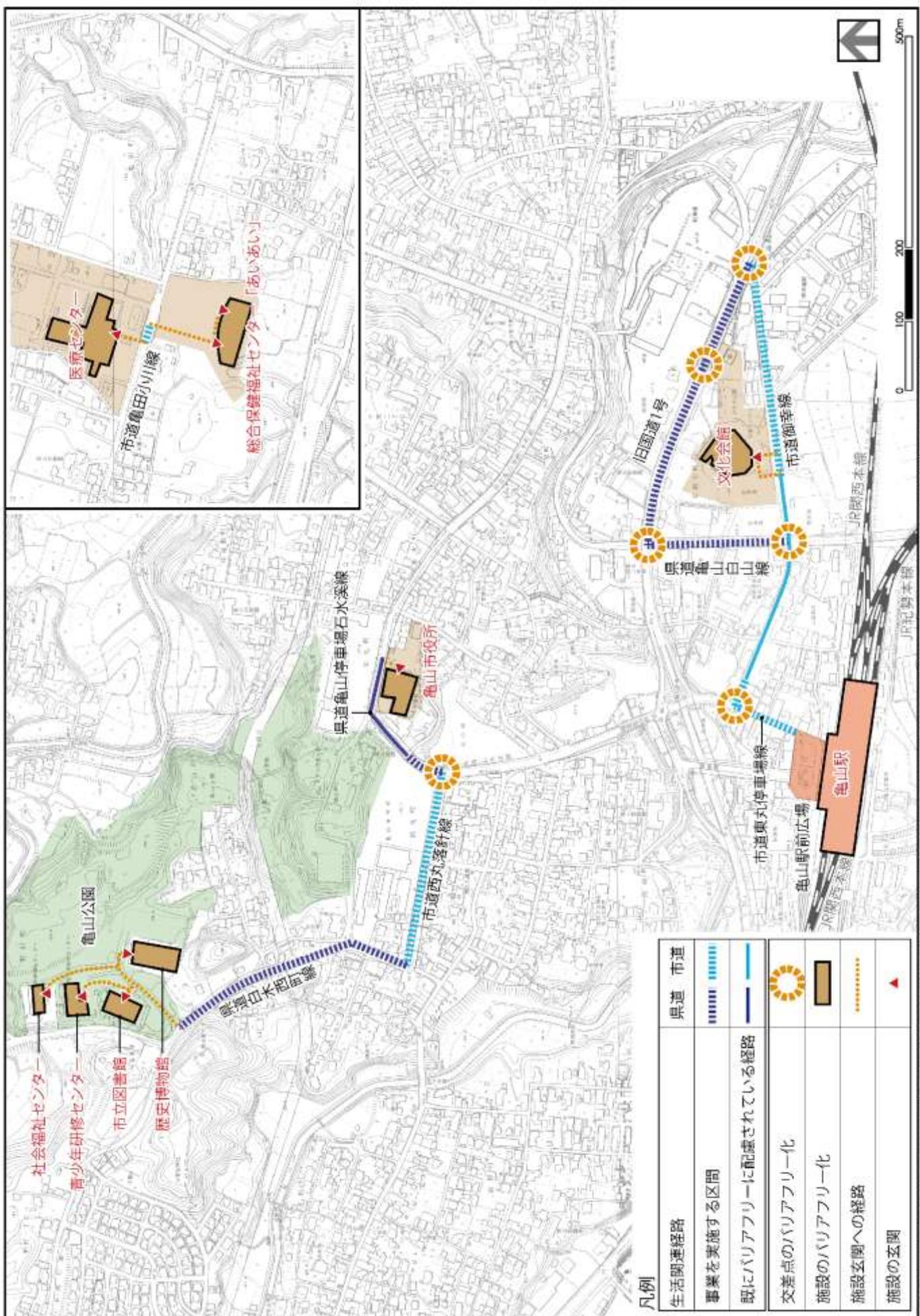
事業内容	内容	短期 H22 年度 まで	中期 H23 年度 ～H25 年度	長期 H26 年度 以降	備考
バリアフリーの啓発 (20-1)	市の広報やホームページ、ケーブルテレビ等を通じて、心のバリアフリーの推進など、バリアフリーに関する啓発活動を行います。				
バリアフリーマップ の作成 (20-2)	高齢者や障がい者が安心して安全に移動できる経路や利用できる施設等を、わかりやすく伝えるためのマップやサインを作成・整備します。	■ ■ ■	■ ■ ■		事業の進捗に合わせて、車椅子で移動可能な経路を案内するマップを作成
一体的な誘導サイン の整備 (20-3)					

例 バリアフリーに対応した案内板の設置例



資料：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）

□ バリアフリー化のための事業の実施箇所



8. バリアフリー化の実現に向けた取り組み

本構想を今後効果的に推進していくためには、各事業の調整をはじめ、高齢者や障がい者、地域住民の方などの多様な視点で検証していくことが重要となります。このため、次のような取り組みを行い、継続的にバリアフリー化の実現をめざします。

(1) 心のバリアフリーの推進

本構想の推進に向けては、施設の整備だけではなく、違法駐車や放置自転車などを行わない、移動空間に看板をはみ出さない、点字ブロックの上に物を置かないなど、マナーの向上のための取り組みが重要です。

このため、高齢者や障がい者等の立場にたった配慮ができるよう、福祉やバリアフリーに対する理解或いは関心を高めるための情報提供や、啓発活動を推進していきます。

【情報提供や啓発活動の例】

- 市の広報やホームページの活用
- 学校教育の一環としてのユニバーサルデザイン等の福祉学習の実施
- 生涯教育の一環として、地域での子どもによるまち歩き体験会の実施
- 企業の社会貢献としての啓発活動の場づくり
- 市内NPO法人やボランティアグループによるバリアフリーについての活動 など

(2) 市民や地域、事業者、行政の協働による推進

① バリアフリー構想の継続的な推進

本構想の実現に向けては、事業完了後も、市民や地域、事業者等の参加により検証を行い、さらに改善していく段階的・継続的な取組み（スパイラルアップ）が重要となります。

このため、事業の実施状況をふまえ、必要に応じて実施した事業のフォローアップを行うとともに、継続的に本構想を評価し、見直ししていくよう努めます。

【段階的・継続的な取組みの例】

- 各事業の進捗状況や事業結果の報告、協議などを行う場の設置
- 構想の進捗状況等を市民に公表する環境の整備
- 構想対象外地区におけるバリアフリー化の取組状況の公表など

② 事業化段階での住民参画の場づくり

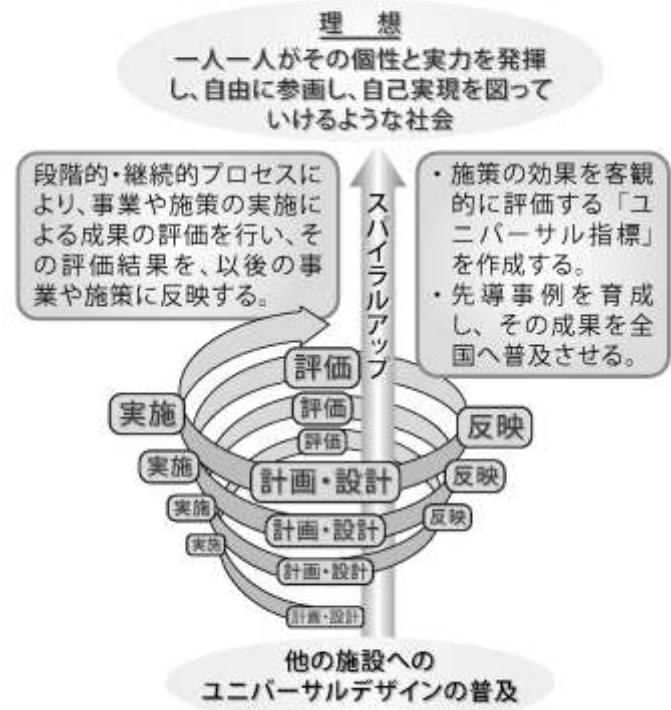
住民参画の手法については、構想策定時に加え、事業化段階においても、取り入れていくことが重要です。

このため、必要に応じて事業化段階で、高齢者や障がい者、地域住民等との意見交換の場を設けるなど、よりきめの細かい事業推進に努めます。

【事業化段階での住民参画の例】

- 公共事業の事業化段階における高齢者や障がい者、地域住民等を対象としたワークショップや意見交換会の開催
- 住民の声を反映するための関係部局や事業者等との連携体制づくりなど

段階的・継続的な取組



(3) 総合的なバリアフリー化の推進

本構想策定にあたっては、亀山市交通バリアフリー構想策定協議会での協議に加え、市民ヒアリング調査や現地の点検調査などの市民参画を経ていますが、本市特有の地形的条件などから、構想に盛りこむことが難しい内容もあり、提示された全ての指摘事項に対し対応方策を定めるに至っていません。

そこで、高齢者や障がい者等だれもが、安心・安全かつ快適に移動でき、自立した社会生活ができる美しいまちを創りあげるためには、本構想を第1段階として積極的な事業推進を図るとともに、継続的にバリアフリー化を図っていくためのスパイラルアップという考え方に基づき、市民や地域、事業者等との協働により、次の事項に留意し、中長期的・総合的に取り組んでいきます。

【留意すべき事項の例】

○地域まちづくりとの連携

(例えば)

- ・ 中心的市街地における商業活性化の取組との連携
- ・ 景観や歴史まちづくりに関するまちづくりの取組との連携
- ・ 自治会活動との連携 など

○関係部局との連携

(例えば)

- ・ 中心的市街地における商業振興部局との連携
- ・ 美しさの連続性に配慮した景観行政との連携
- ・ 悠久の歴史との調和に配慮した文化行政との連携
- ・ 生活関連経路や生活関連施設整備における都市計画事業との連携
- ・ 高齢者や障がい者への支援など福祉部局との連携 など

○心のバリアフリーとの連携

(例えば)

- ・ 学校教育との連携
- ・ 企業やNPO法人などとの連携 など

資料編

1. 亀山市の概況と計画条件の整理
2. 市民意識調査

資料編1．亀山市の概況と計画条件の整理

(1) 亀山市の現況

① 位置と概況

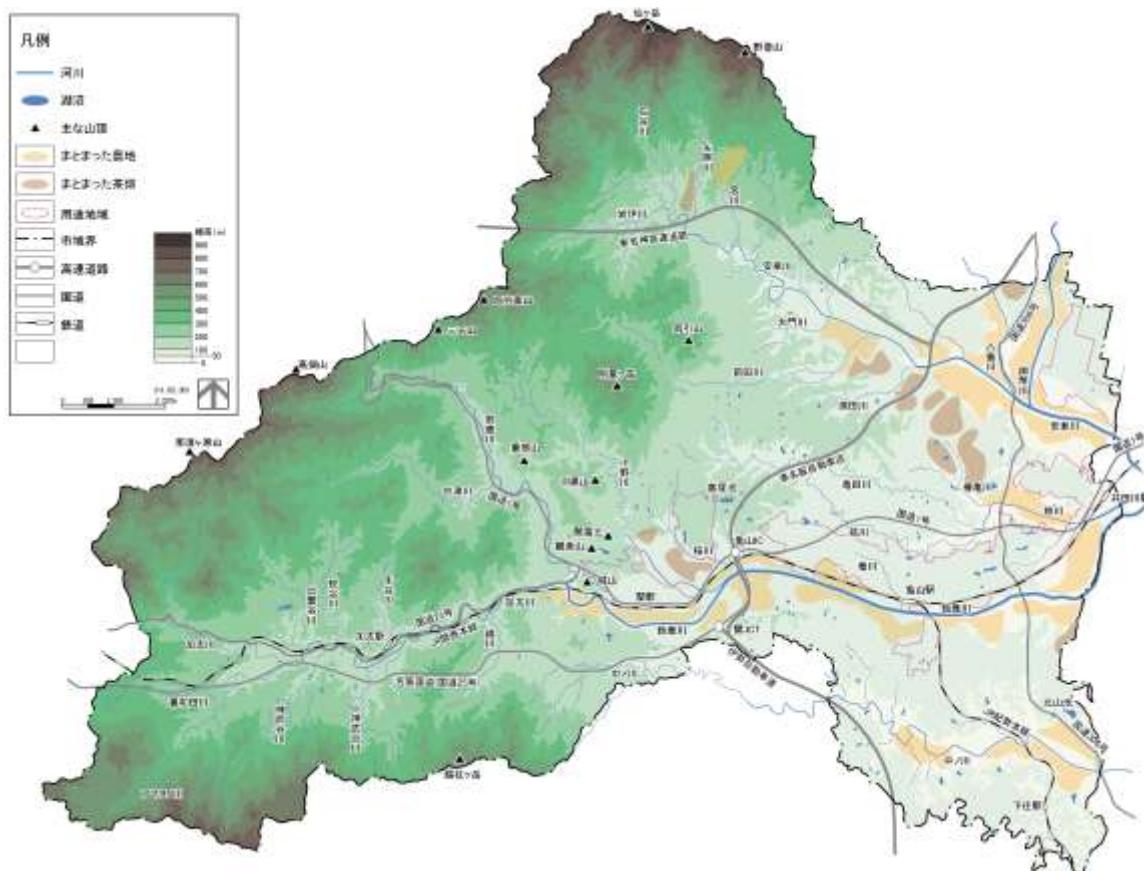
亀山市は、三重県の中北部に位置し、県内の主要都市である津市や四日市市、鈴鹿市からは20km圏内に、名古屋市から約50km、大阪市から約100kmに位置しています。

本市の歴史は古く、古代、鈴鹿の関は、越前の愛発、美濃の不破とともに日本三関と呼ばれ、都と東国を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。江戸時代に入ると、亀山宿、関宿、坂下宿は東海道の宿場町としてにぎわい、関宿は、西の追分で大和・伊賀街道が、東の追分で伊勢別街道がそれぞれ東海道から分岐していたため、多くの人やものが行き交い、また亀山宿では、亀山城を中心としたまちが形成され、現在の中心市街地の基礎となっています。

また、明治時代には、関西鉄道（現関西本線）と参宮鉄道（現紀勢本線）が開通し、鉄道のまちとして発展してきました。

現代では、街道の1つである東海道に平行して、国道1号が整備され、その後東名阪自動車道や伊勢自動車道などの高速道路網が開通し、名阪国道（国道25号）や国道1号とも結節すると、企業が立地し内陸産業都市として発展してきています。

特に近年は、高速道路網の発達にあわせて大規模な工場や工業団地が整備され、平成14年には液晶産業や関連企業が立地したことで本市の工業はめざましい成長を遂げています。また、平成20年には新名神高速道路が開通するなど、今後の県内外を代表する新産業拠点としての役割を担っていくことが期待されています。



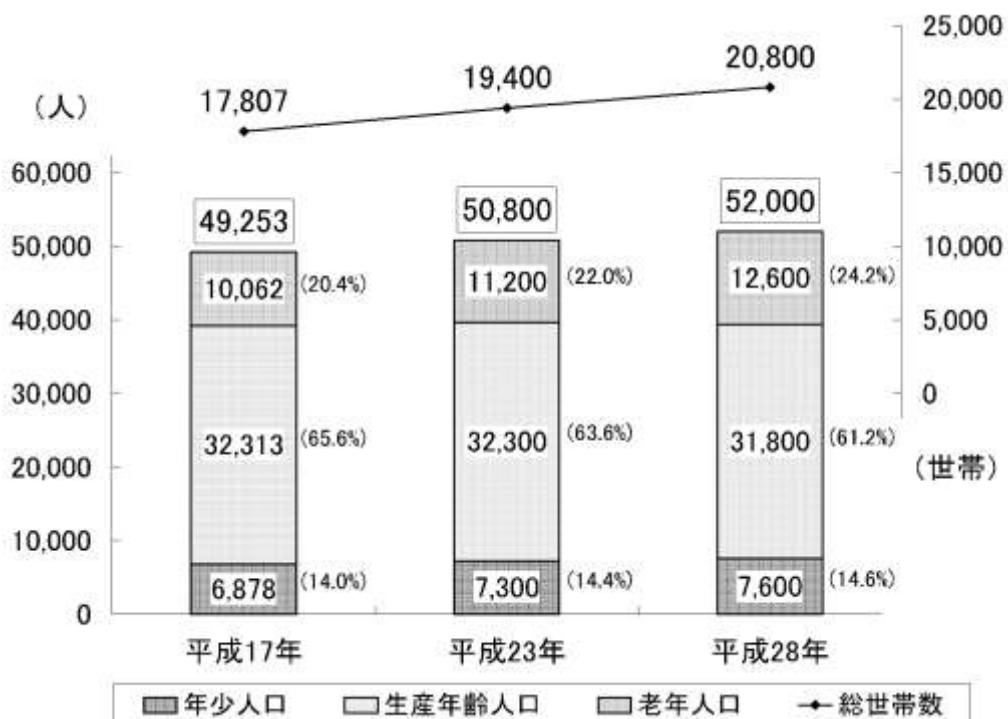
資料編-1

② 人口の現状と動向

亀山市の人口は昭和60年以降増加傾向にあり、特に昭和60年～平成2年、平成12年～17年の間で大きく増加しています。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（平成12年までのデータで推計）は、平成17年をピークに減少傾向を示していましたが、亀山・関テクノヒルズへの企業立地等の効果により、平成17年は増加傾向を示しました。

このことから、第1次亀山市総合計画においては、今後も、伸び率は鈍化しながらも人口の転出入が続くものと想定し、目標年度である平成28年度の総人口は約52,000人と見込まれています。

図 亀山市的人口の推移と将来推計



※「亀山市第1次総合計画」より
注) 平成17年国勢調査結果以外のデータは、特に断りのない限り、旧亀山市と
旧関町それぞれのデータを合算した値です。

③ 世帯数の状況と動向

亀山市の総世帯数は昭和60年以降増加傾向が続いており、特に平成12年～17年の間では大幅な増加を示しています。

表 亀山市の総世帯数の推移

資料：各年国勢調査
(世帯)

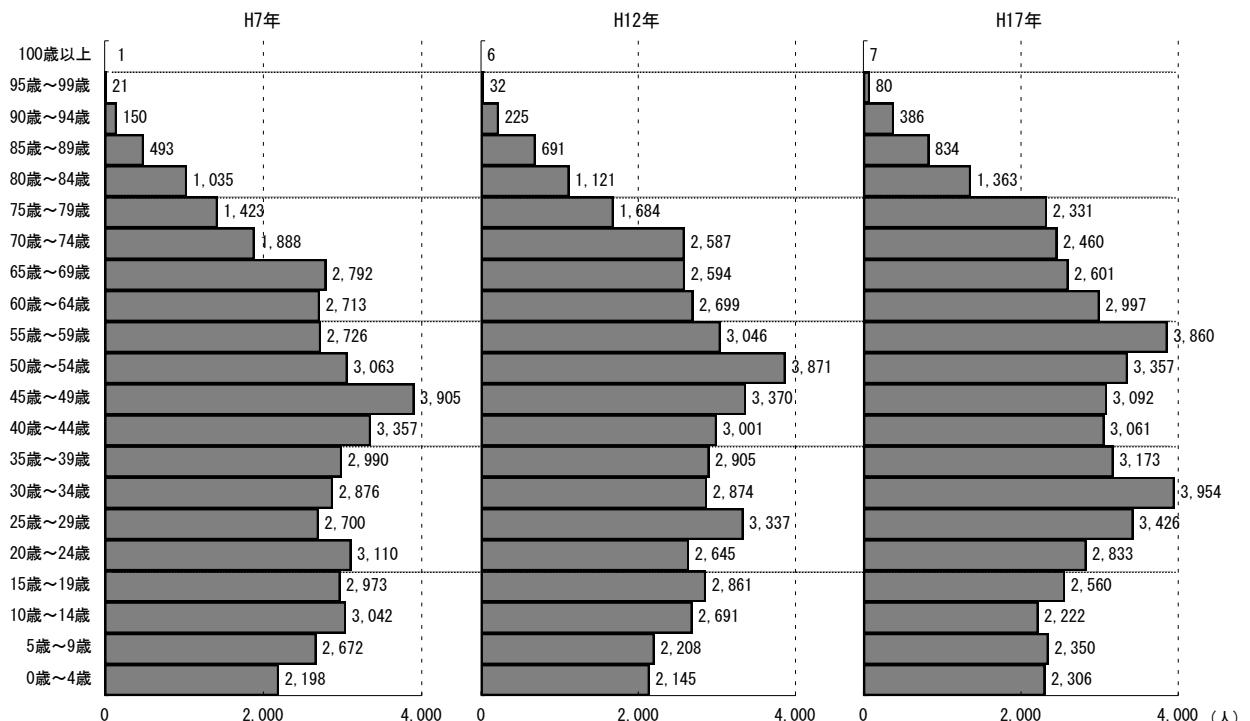
	S60	H2	H7	H12	H17
総世帯数	11,981	13,145	14,324	15,525	17,828

④ 年齢毎の現状と動向

平成7年～17年までの10年間の人口の変化を5歳階級別にみると、全体的な年齢構成は少子高齢化に進む傾向がうかがえます。

また、平成7年における40～50歳代の人口は10年後も大きな変化は見られないのに対し、平成7年における20～30歳代の人口は10年間で大きく増加しています。特に平成17年における30～34歳の世代が世代構成のもう一つのピークを形成するまで増加しており、こうした若い世代の労働人口が大きく増加している点が亀山市の人口構成の特徴になっています。

図 亀山市の5歳階級別人口



資料：各年国勢調査

⑤ 人口移動の状況

平成12年の亀山市では流出人口が流入人口を上回っており、その結果、昼間人口が夜間人口を下回っていました。しかし平成17年では、一転して流入人口が流出人口を上回るようになります、昼間人口が夜間人口を上回っています。就業の受け皿が拡大したことにより、市外へ通勤通学する人口より、市外から通勤通学してくる人口が増えたことを示しています。

表 亀山市の流入・流出人口の変化

資料：各年国勢調査

		平成12年		平成17年	
		人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
亀山市	夜間人口	46,606	100.0	49,253	100.0
	流出人口	11,331	24.3	11,178	22.7
	昼間人口	43,618	93.6	50,677	102.9
	流入人口	8,343	19.1	12,602	24.9

※流入・流出人口は15歳未満通学者を含む

※構成比は夜間人口を100とした場合

⑥ 少子化・高齢化の動向

年齢3階級別人口をみると15歳未満人口は人数、構成比ともに減少し、65歳以上人口は、どちらの指標も増加しています。前項でも示したように少子高齢化が進行していることがわかります。ただし、15歳未満人口の減少する割合、65歳以上人口の増加する割合は近年やや鈍ってきています。一方、15～64歳の人口は大きく増加をしていますが、人口全体に占める割合は65%程度と安定しています。

表 年齢3階級別人口の推移

資料：各年国勢調査
(上段：人 下段：%)

年齢区分	S60	H2	H7	H12	H17
15歳未満	9,254	8,659	7,912	7,044	6,878
	21.6	19.2	17.2	15.1	14.0
15歳～64歳	27,832	29,949	30,413	30,609	32,313
	65.0	66.5	65.9	65.7	65.6
65歳以上	5,724	6,426	7,803	8,940	10,062
	13.4	14.3	16.9	19.2	20.4
合計	42,810	45,034	46,128	46,593	49,253

※年齢不詳を除く

図 年齢3階級別人口の割合の推移

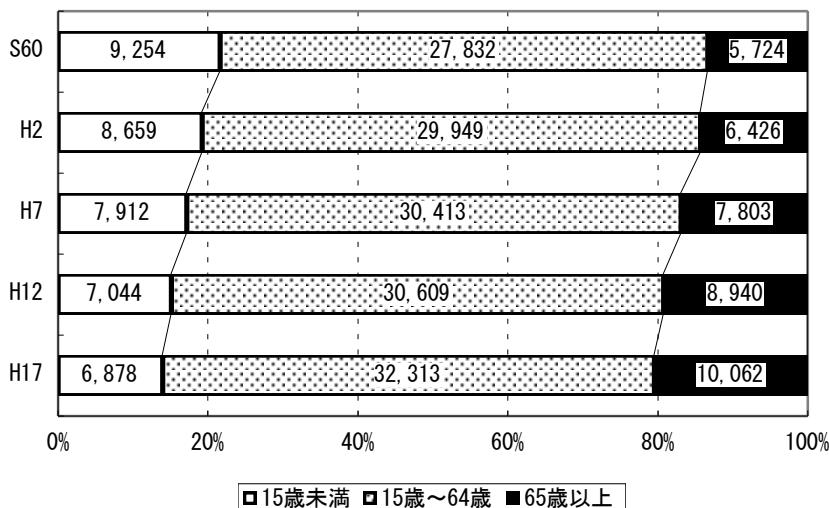
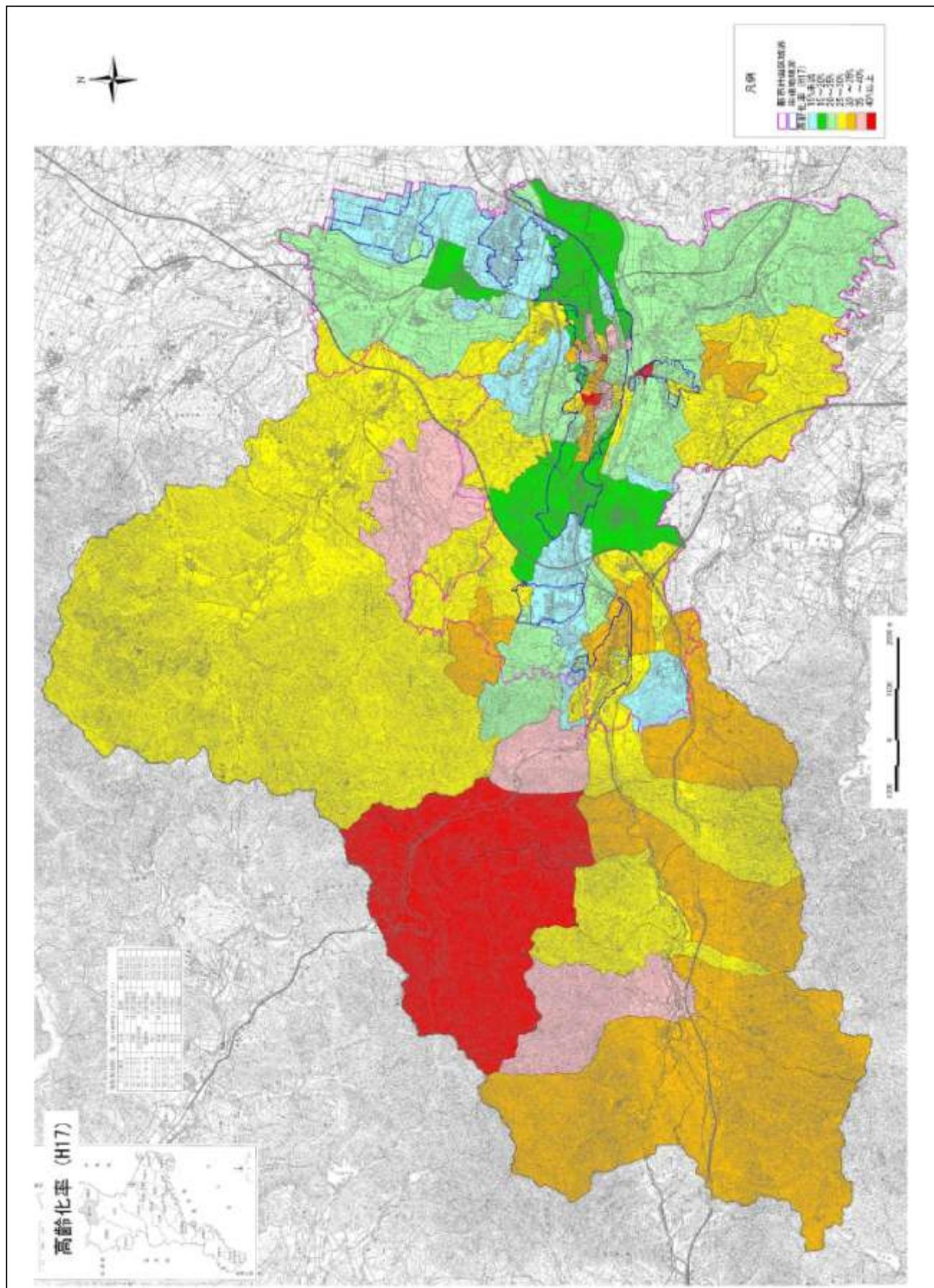


図 市内の高齢化率分布（平成17年）



出典：亀山市都市マスタープラン

⑦ 介護保険の状況

介護保険関連では、平成20年10月1日時点での1号被保険者数は10,631人、要支援・要介護認定者数は1,692人となっています。

また、平成20年の要支援・要介護認定者の認定率は16.1%で、近年は増加傾向にあります。

表 高齢者等の人口の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者数	10,211	10,451	10,631
65～74歳	5,059	5,100	5,201
75歳以上	5,152	5,351	5,430
第2号被保険者数 40～64歳	16,035	16,114	16,204
総人口	48,896	49,727	50,225
高齢化率	20.9%	21.0%	21.2%

資料：亀山市高齢者保健福祉計画 各年10月1日時点

※高齢化率＝第1号被保険者数／総人口

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

表 要支援・要介護認定者の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援・要介護者数	1,597	1,664	1,692
要支援1	197	183	209
要支援2	113	202	218
要介護1	327	257	254
要介護2	281	319	307
要介護3	284	316	319
要介護4	232	235	213
要介護5	163	152	172
第1号被保険者数	10,211	10,451	10,631
認定率	15.6%	15.9%	16.1%

資料：亀山市高齢者保健福祉計画 各年10月1日時点

※認定率＝要支援・要介護者数／第1号被保険者数

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

⑧ 障がい者の状況

ア. 障がいの種類別の障がい者数の状況

総人口に占める障がい者手帳所持者数の割合は、身体障害者手帳所持者が3.5%、療育手帳所持者が0.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者が0.2%となっています。

手帳所持者数の平成15年から平成20年までの6年間の推移を見ると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれの所持者も増加しています。

表 人口総数に占める障がい者手帳等所持者の割合

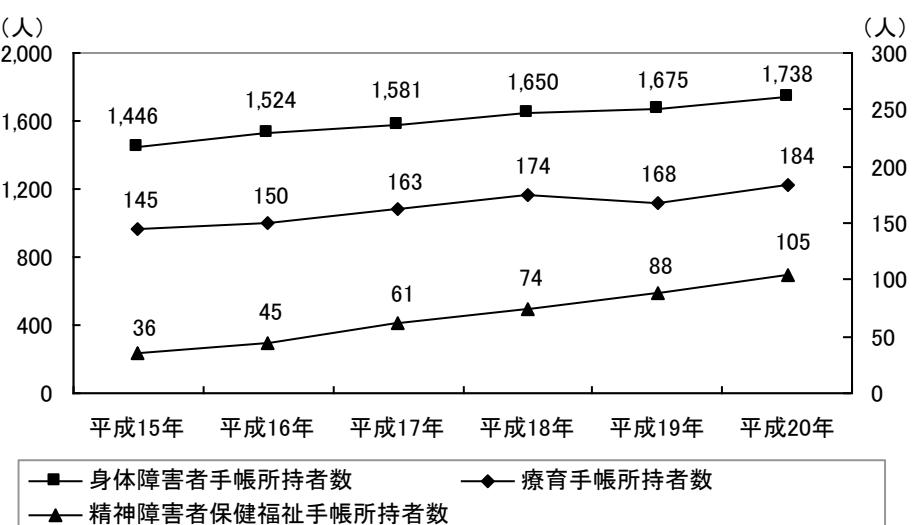
区分	年齢	総数	0歳～	18歳～	40歳～	65歳以上
			17歳	39歳	64歳	
総人口	(人)	50,001	8,620	15,178	15,673	10,530
身体障害者手帳所持者数	(件)	1,738 3.5%	26 0.3%	81 0.5%	411 2.6%	1,220 11.6%
療育手帳所持者数	(件)	184 0.4%	59 0.7%	71 0.5%	39 0.2%	15 0.1%
精神障害者保健福祉手帳所持者数(件)		105 0.2%	1 0.0%	32 0.2%	64 0.4%	8 0.1%

資料：戸籍市民室、高齢・障害支援室（平成20年4月1日現在）総人口は住民基本台帳及び外国人登録人数

表 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

区分	年	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		15年	16年	17年	18年	19年	20年
総人口	(人)	47,919	48,256	48,517	48,824	49,110	50,001
身体障害者手帳所持者数	(件)	1,446	1,524	1,581	1,650	1,675	1,738
療育手帳所持者数	(件)	145	150	163	174	168	184
精神障害者保健福祉手帳所持者数	(件)	36	45	61	74	88	105

資料：戸籍市民室、高齢・障害支援室（各年4月1日現在）総人口は住民基本台帳及び外国人登録人数



イ. 身体障がい者の状況

平成20年4月1日現在、本市の身体障害者手帳所持者数は1,738人となっています。障がいの等級別では4級が最も多く、手帳所持者全体の26.8%（466人）を占めています。障がいの種類別では肢体不自由が最も多く、手帳所持者全体の58.9%（1,023人）を占めています。

表 障がい種類別・等級別身体障害者手帳所持者数 (人)

種類 等級	総数	視覚 障がい	聴覚 平衡機能 障がい	音声言語 そしゃく 機能障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	420	35	0	2	170	213
2級	289	30	37	4	215	3
3級	299	11	30	12	187	59
4級	466	15	41	7	302	101
5級	121	16	0	0	105	0
6級	143	10	89	0	44	0
計	1,738	117	197	25	1,023	376

資料：高齢・障害支援室（平成20年4月1日現在）

平成16年から平成20年までの5年間について見ると、全体で14.0%（214人）増加しています。

障がいの種類別では音声言語そしゃく機能障害に減少傾向が見られます。

障がいの等級別ではいずれの等級の障がい者も増加していますが、1級と4級の増加が大きくなっています。

表 障がいの種類・身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

種類	年 平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 16 年に 対する増減
聴覚障害	102	108	109	117	117	15(14.7%)
聴覚平衡機能障害	178	181	189	188	197	19(10.7%)
音声言語そしゃく機能障害	32	31	28	26	25	△7(21.9%)
肢体不自由	888	928	981	986	1,023	135(15.2%)
内部障害	324	333	343	358	376	52(16.0%)
計	1,524	1,581	1,650	1,675	1,738	214(14.0%)

資料：高齢・障害支援室（各年4月1日現在）

表 障がいの等級別・身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

年 等級	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成16年に 対する増減
1級	342	365	386	400	420	78(22.8%)
2級	267	268	280	265	289	22(8.2%)
3級	288	313	302	305	299	11(3.8%)
4級	374	383	415	446	466	92(24.6%)
5級	117	116	125	121	121	4(3.4%)
6級	136	136	142	24	143	7(5.1%)

資料：高齢・障害支援室（各年4月1日現在）

ウ. 知的障がい者の状況

平成20年4月1日現在、本市の療育手帳所持者数は184人となっています。

平成16年から平成20年までの5年間の推移を見ると、全体で22.7%（34人）増加しています。

障がいの程度別ではB（軽度）の増加率が最も高くなっています。A（重度）は、ほぼ同数で推移しています。

表 障がいの程度別・年齢別・療育手帳所持者数 (人)

年齢 程度	総数	0~17歳	18~39歳	40~64歳	65歳以上
A(最重度)	17	3	6	7	1
A(重度)	52	7	20	17	8
B(中度)	78	32	31	12	3
B(軽度)	37	17	14	3	3
手帳所持者数合計	184	59	71	39	15

資料：高齢・障害支援室（平成20年4月1日現在）

表 障がいの程度別・療育手帳所持者数の推移 (人)

年 程度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成16年に 対する増減
A(最重度)	17	19	20	19	17	0(0.0%)
A(重度)	65	61	60	56	52	△13(20.0%)
B(中度)	53	57	67	69	78	25(47.2%)
B(軽度)	15	26	27	24	37	22(146.7%)
手帳所持者数合計	150	163	174	168	184	34(22.7%)

資料：高齢・障害支援室（各年4月1日現在）

エ. 精神障がい者の状況

平成20年4月1日現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は105人となっています。

平成16年から平成20年までの5年間の推移を見ると、全体で110.0%（55人）増加しています。

表 障がいの等級別・年齢別・精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

年齢 区分	総数	0~17歳	18~39歳	40~64歳	65歳以上
1級	4	0	2	2	0
2級	74	1	19	49	5
3級	27	0	11	13	3
手帳所持者合計	105	1	32	64	8

資料：高齢・障害支援室（平成20年4月1日現在）

表 障がいの等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

年齢 等級	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成16年に 対する増減
1級	2	3	4	3	4	2(100.0%)
2級	43	51	53	62	74	31(72.1%)
3級	5	13	17	23	27	22(440.0%)
手帳所持者合計	50	67	74	88	105	55(110.0%)

資料：高齢・障害支援室（各年4月1日現在）

⑨ 交通体系の状況

ア. 鉄道交通の状況

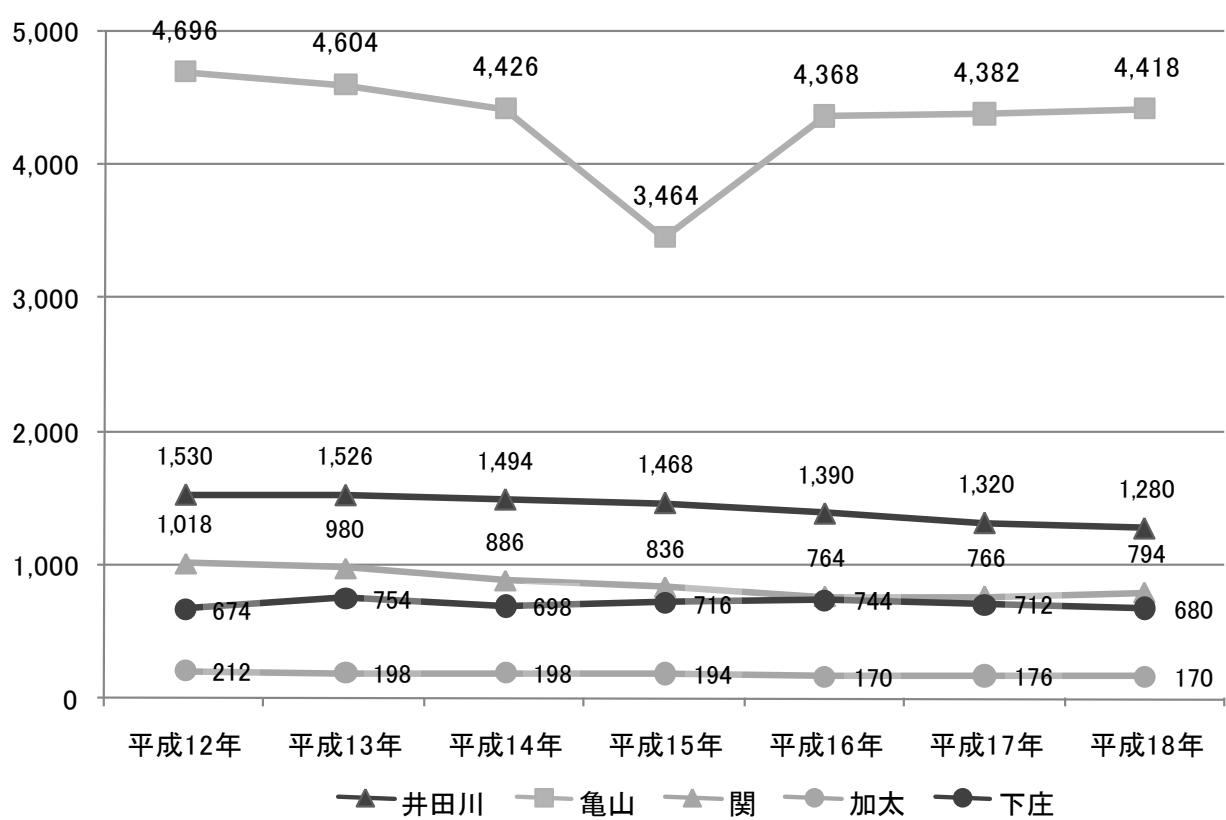
市内には、JR関西本線、JR紀勢本線が通っており、JR関西本線は名古屋駅から亀山駅を経て加茂駅（京都府）に至り、JR紀勢本線は亀山駅から熊野市駅を経て新宮駅（和歌山県）に至ります。

また、JR関西本線には井田川、亀山、関、加太駅の4駅、JR紀勢本線には下庄駅の1駅の計5駅の鉄道駅があります。

平成18年の乗降人員をみると、亀山駅4,418人／日と最も多く、次いで、井田川駅1,280人／日となっています。亀山駅の乗降人員は、近年の企業立地等によりやや増加している傾向が見られます。一方、他の駅は微減傾向にあります。

市内には1日当たりの乗降客数が5,000人以上の駅はありませんが、亀山駅はJR関西本線とJR紀勢本線の結節点となる拠点駅となっています。

図 鉄道乗降客数の推移

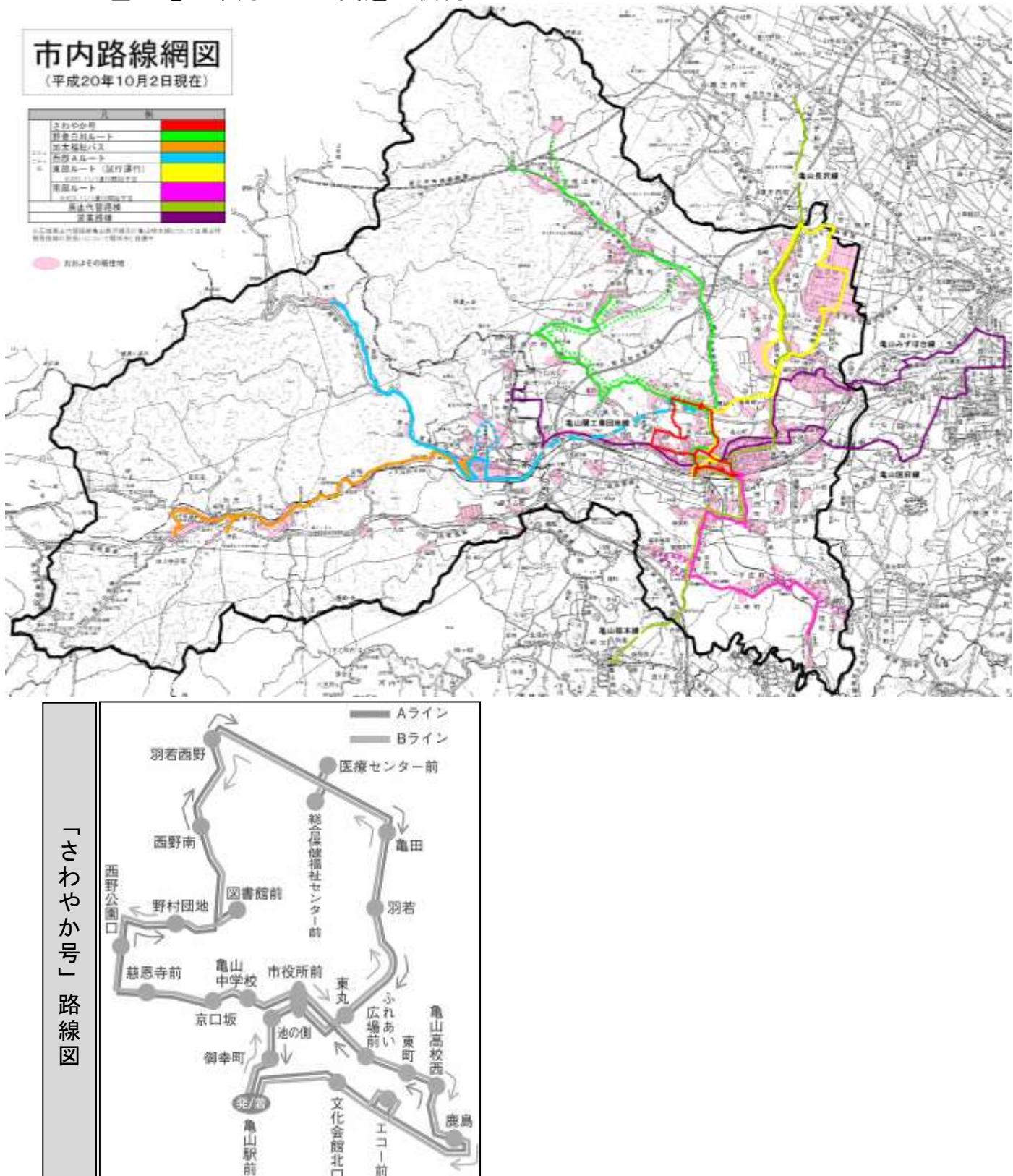


資料：東海旅客鉄道、西日本旅客鉄道（各年3月31日現在）

イ. バスルートの状況

本市内を通る路線バスは、全ての系統が亀山駅前が起終点となっており、また、地域公共交通である市内循環バスさわやか号や野登白川地区自主運行バスなども亀山駅前を起終点としています。

図 龜山市内のバス交通の状況

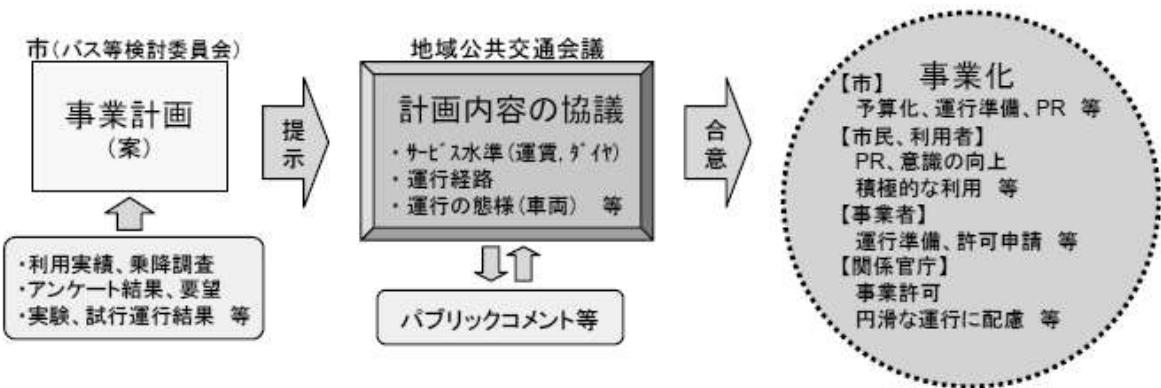


ウ. バス乗降客数の推移

亀山市では、道路運送法の規定に基づき、市内における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、市の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、亀山市地域公共交通会議を設置しています。

この中では、市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項、市町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項など、地域公共交通である市内循環バスの充実に向けた協議が継続されるとともに、市内循環バスルートの拡充がなされています。

□ 亀山市地域公共交通会議の進め方



平成12年度から平成19年度にかけての8年間のさわやか号運行実績をみると、一日当たりの利用人数の推移は、微増傾向にあり、地域公共交通である市内循環バスに関し、ニーズに応じた多様な形態の運送サービスの一つとして、普及するための取り組みを継続してきた一つの成果といえます。

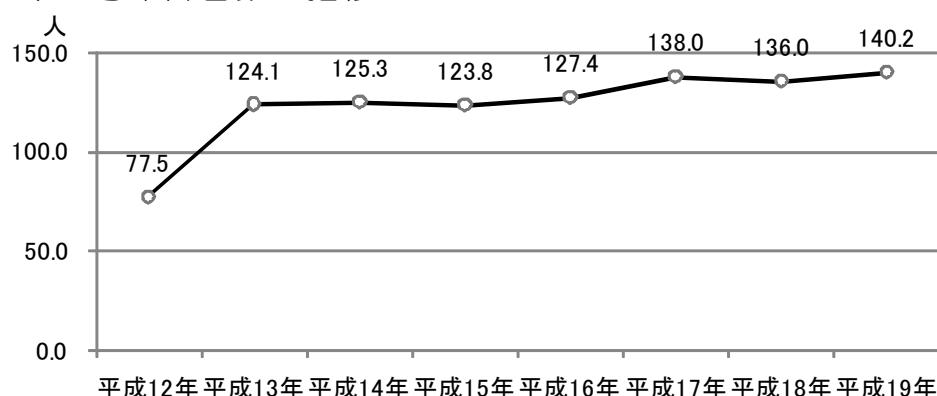
表 さわやか号の一日当たり利用者の推移

単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
一日当たり利用人数	77.5	124.1	125.3	123.8	127.4	138.0	136.0	140.2
()内は平成12年を100とした指数	(100.0)	(160.2)	(161.7)	(159.8)	(164.5)	(178.2)	(175.5)	(181.0)
一便当たりの利用人数	5.9	9.5	9.6	9.5	9.7	11.0	11.3	11.6

()内は平成12年を100とした指数

図 さわやか号乗降客数の推移



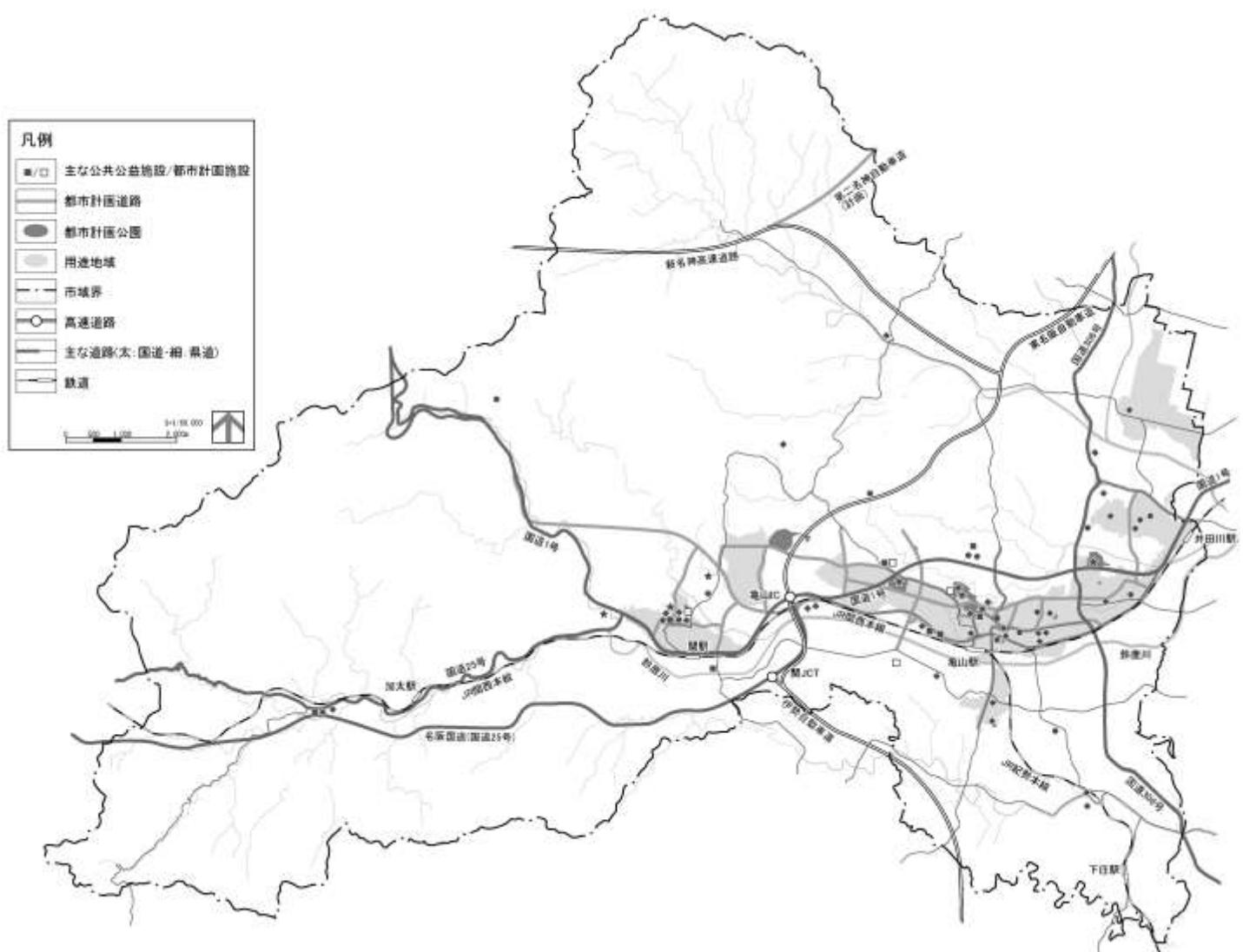
工. 道路交通の状況

道路交通の状況は、国道1号が市域を東西に横断し、国道306号が南北に縦貫しています。

加えて、東名阪自動車道、伊勢自動車道、新名神高速道路、名阪国道が合流する道路交通の要衝を形成しています。

また、旧国道1号は、本市の中心市街地を貫いており、地域の生活道路の骨格となっています。

図 主要道路網図



⑩ 交通事故の状況

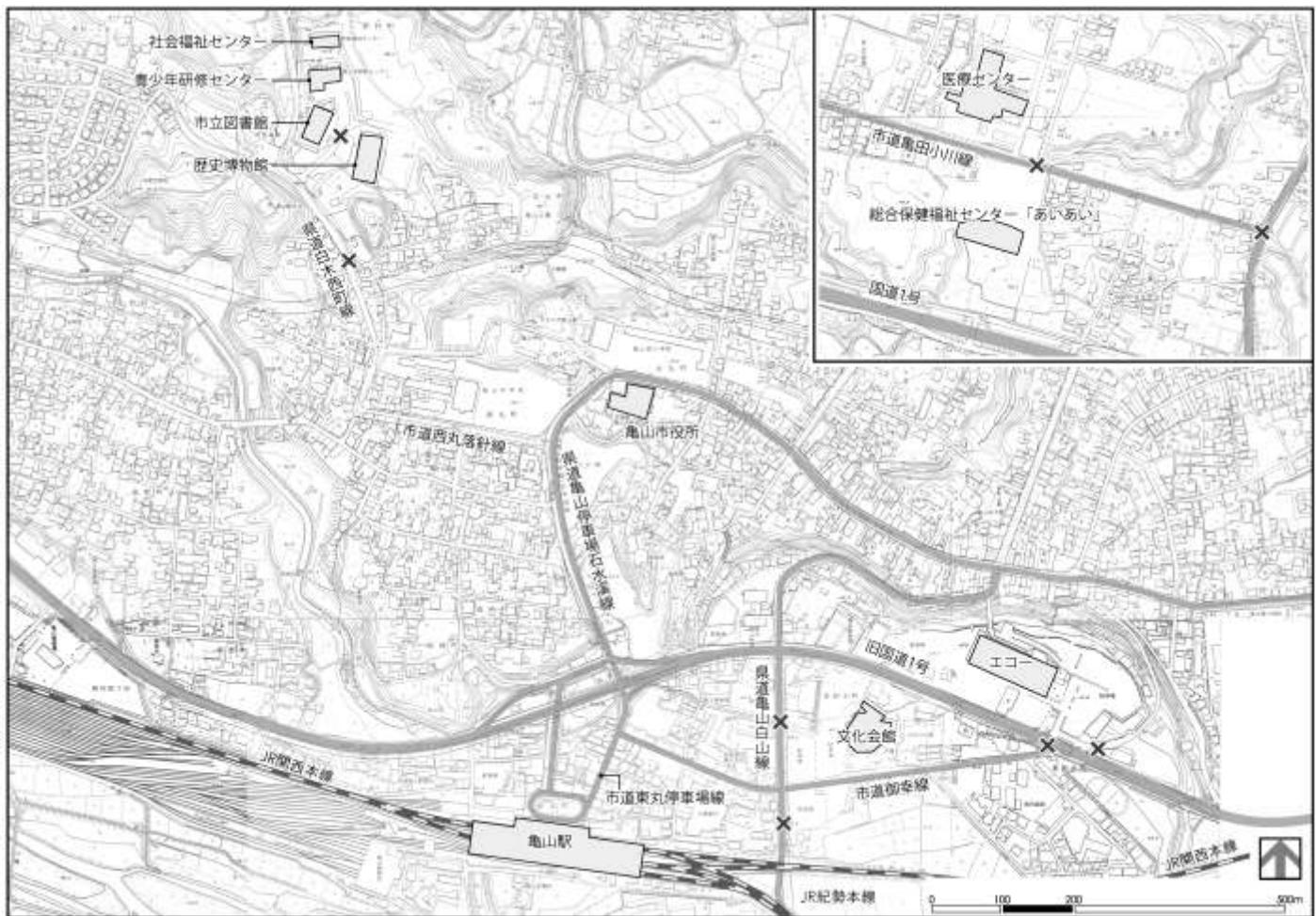
重点整備地区内およびその周辺において、平成18年から平成20年までの3年間で、合計8件の人対車両の交通事故が発生しています。内訳は横断中の事故が6件、その他の事故が2件となっています。

表 事故発生件数（人対車両のみ）

	平成18年	平成19年	平成20年	合計
人対車両	2	2	4	8
横断中	2	2	2	6
その他	0	0	2	2

資料：三重県警察

図 事故発生地点位置図



⑪ 地形の状況

本市は、河岸段丘に市街地が形成されており、急な坂が多くあります。

重点整備地区及びコミュニティ交通ゾーンの区域内における主要な経路の勾配の状況は下図の通りです。

歩道の勾配については、道路移動等円滑化基準により、原則として5%以下、やむを得ない場合には8%以下となっています。

なお、個人差はありますが、5%を超える勾配は車椅子での利用は困難となります。

図 勾配の状況

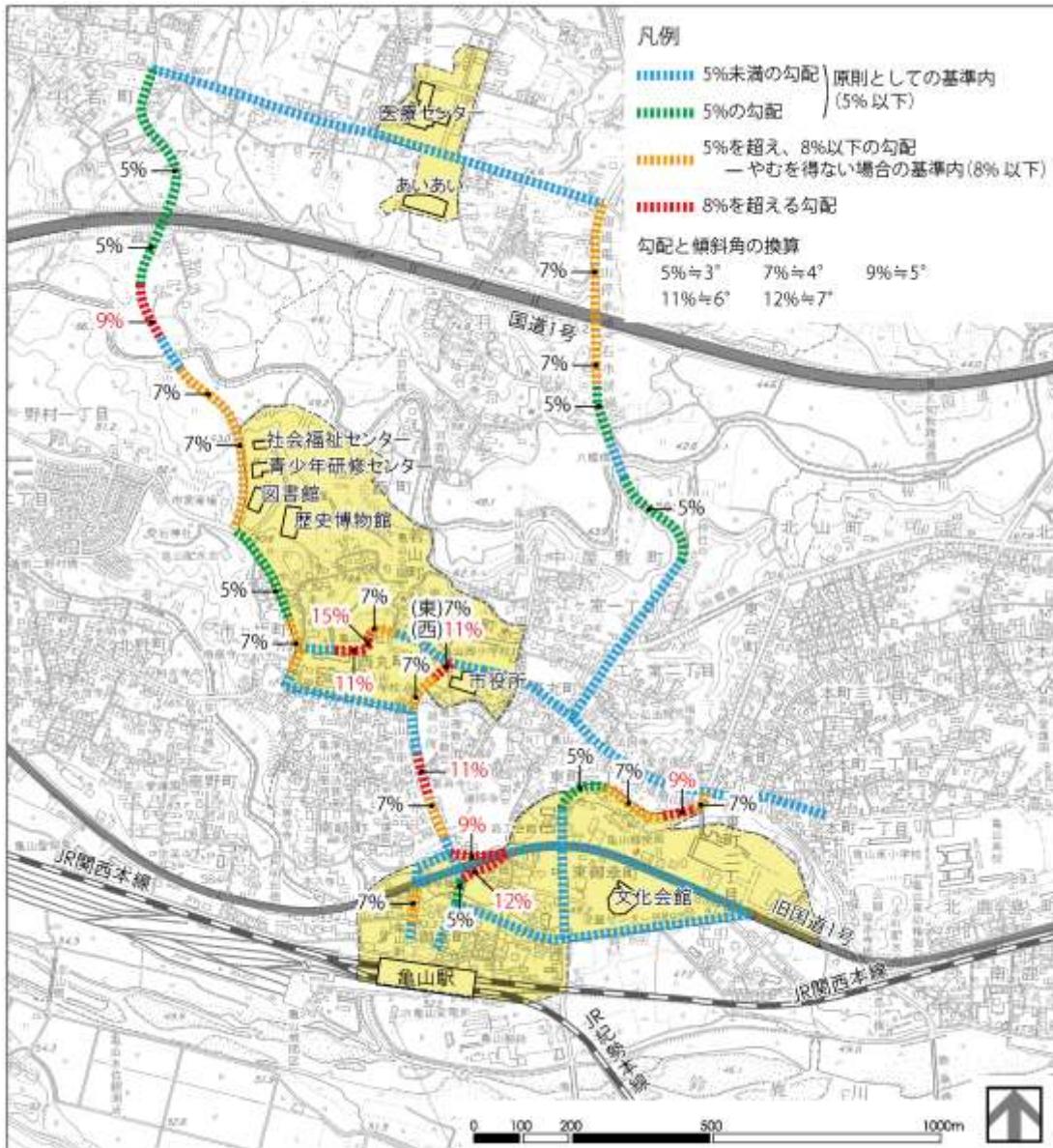
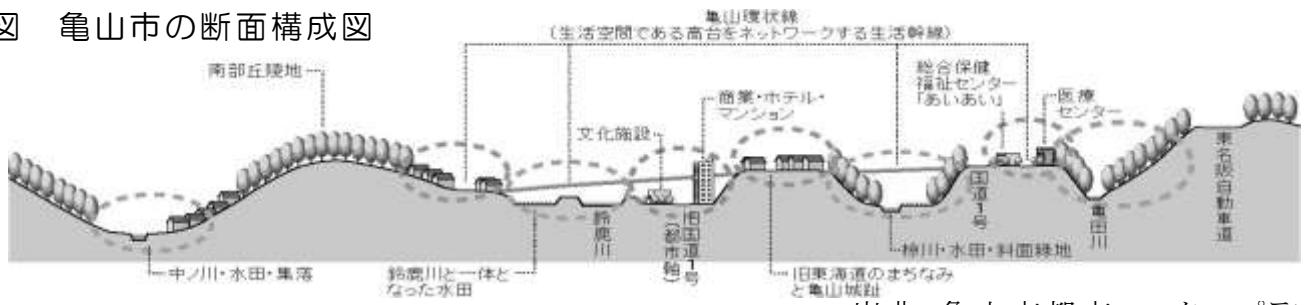


図 亀山市の断面構成図



⑫ 市街地の状況

ア. 土地利用の状況

亀山市の都市計画区域面積は、行政区域面積の約34%でその中に人口の約90%が居住しています。

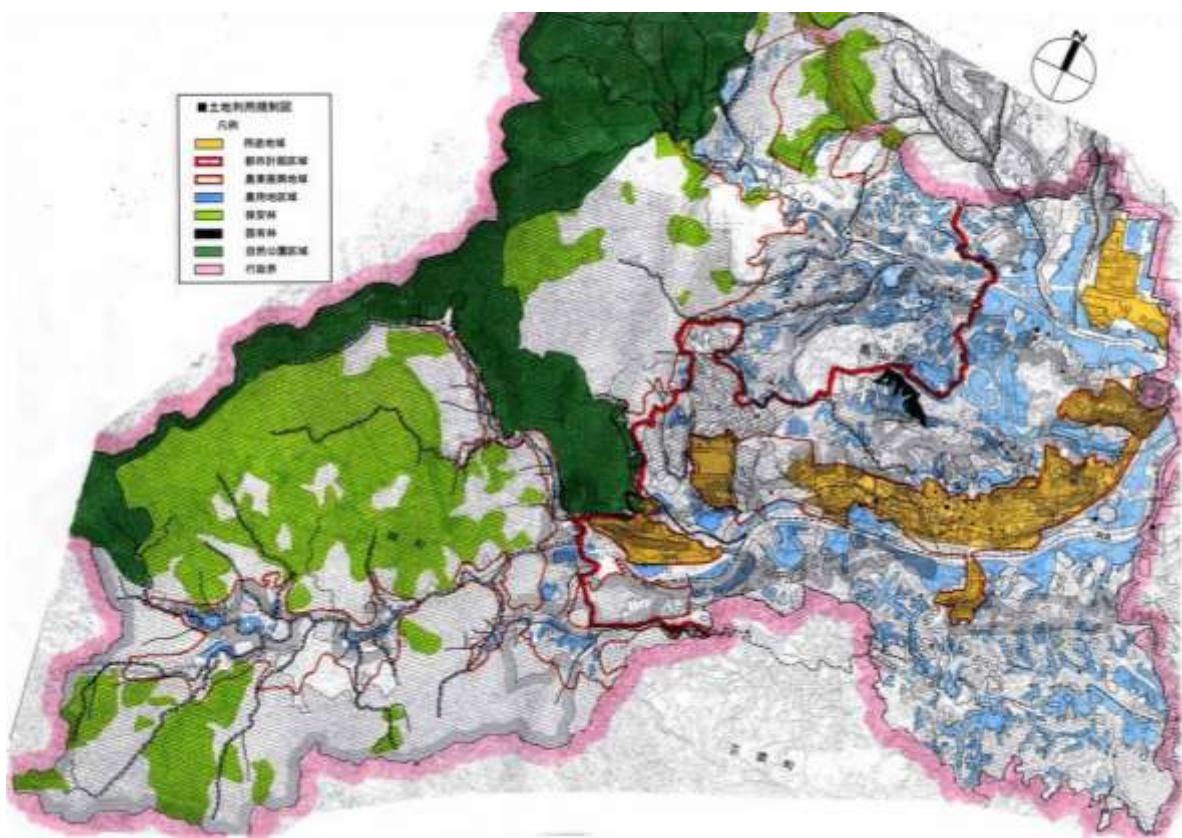
また、都市計画区域内は、用途地域が指定された市街地とそれ以外に区分されており、用途地域には人口の約50%を収容しています。

用途地域外の土地利用規制の状況は、概ね農業振興地域農用地区域、保安林区域、自然公園区域などで構成されています。

表 亀山市の都市計画の状況

区分	行政区域	都市計画区域		都市計画 区域内計	都市計画
		用途地域	用途地域外		
人口	人	49,076	24,457	19,378	43,835
	%	100.0%	49.8%	39.5%	89.3%
面積	ha	19,091	811	5,636	6,447
	%	100.0%	4.2%	29.5%	33.8%
人口密度	人/ha	2.6	30.2	3.4	6.8
					0.4

図 土地利用規制図



イ、公共公益施設の立地状況

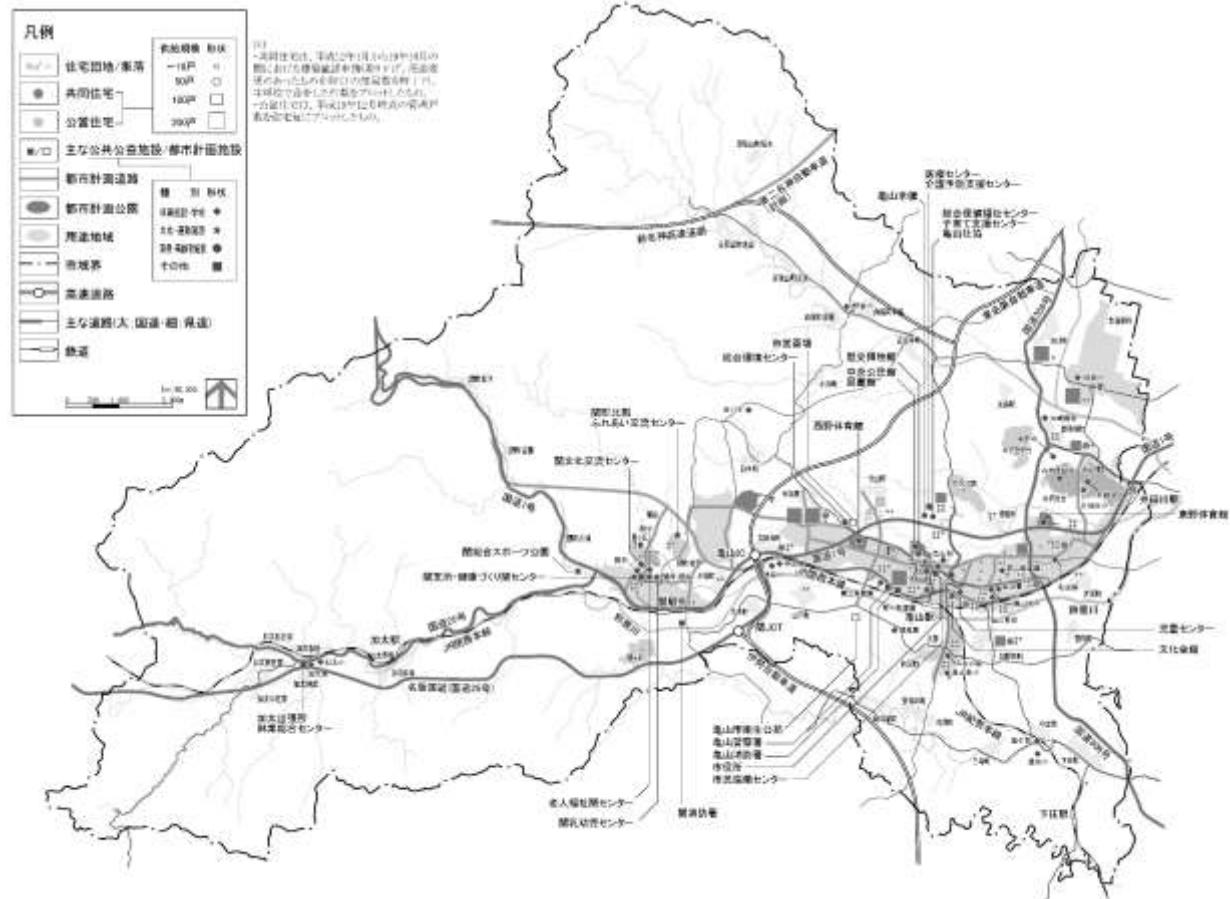
本市の公共公益施設は、鉄道駅を中心に形成される市街地に分布しています。

また、各駅を中心として、半径約1kmの徒歩圏内における主な公共公益施設の立地状況を整理すると、次のとおりです。

□ 各駅の徒歩圏内における主な公共公益施設設立地状況

鉄道駅名	主な公共公益施設名
亀山駅	亀山市役所、亀山市文化会館、亀山市歴史博物館 亀山市立図書館、青少年研修センター、社会福祉センター 亀山警察署、亀山消防署、亀山児童センター、亀山斎場 亀山西小学校、亀山東小学校、亀山中学校 亀山回生病院、田中病院 など
井田川駅	井田川小学校
下庄駅	—
関駅	亀山市関支所、関文化交流センター、健康づくり関センター 老人福祉関センター、関消防署、関斎場、関中学校 関小学校、関乳幼児センターアスレ 関宿旅籠玉屋歴史資料館、関まちなみ文化センター など
加太駅	—

図 公共公益施設位置図



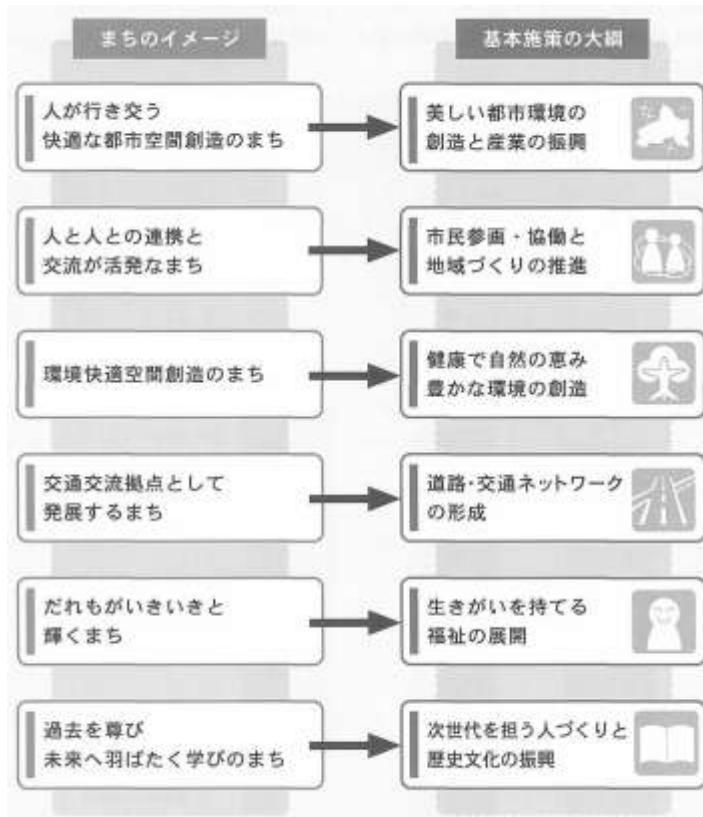
(2) 交通バリアフリー構想の位置づけ

交通バリアフリー構想は、第1次亀山市総合計画の将来都市像である「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」に則し、都市マスターPLAN（策定中）をはじめ、高齢者保健福祉計画、障害者福祉計画等との整合を図ります。

① 第1次亀山市総合計画

策定年月	平成19年3月
計画期間	平成19年度～平成28年度
将来都市像	「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」

□ まちのイメージと基本施策の大綱



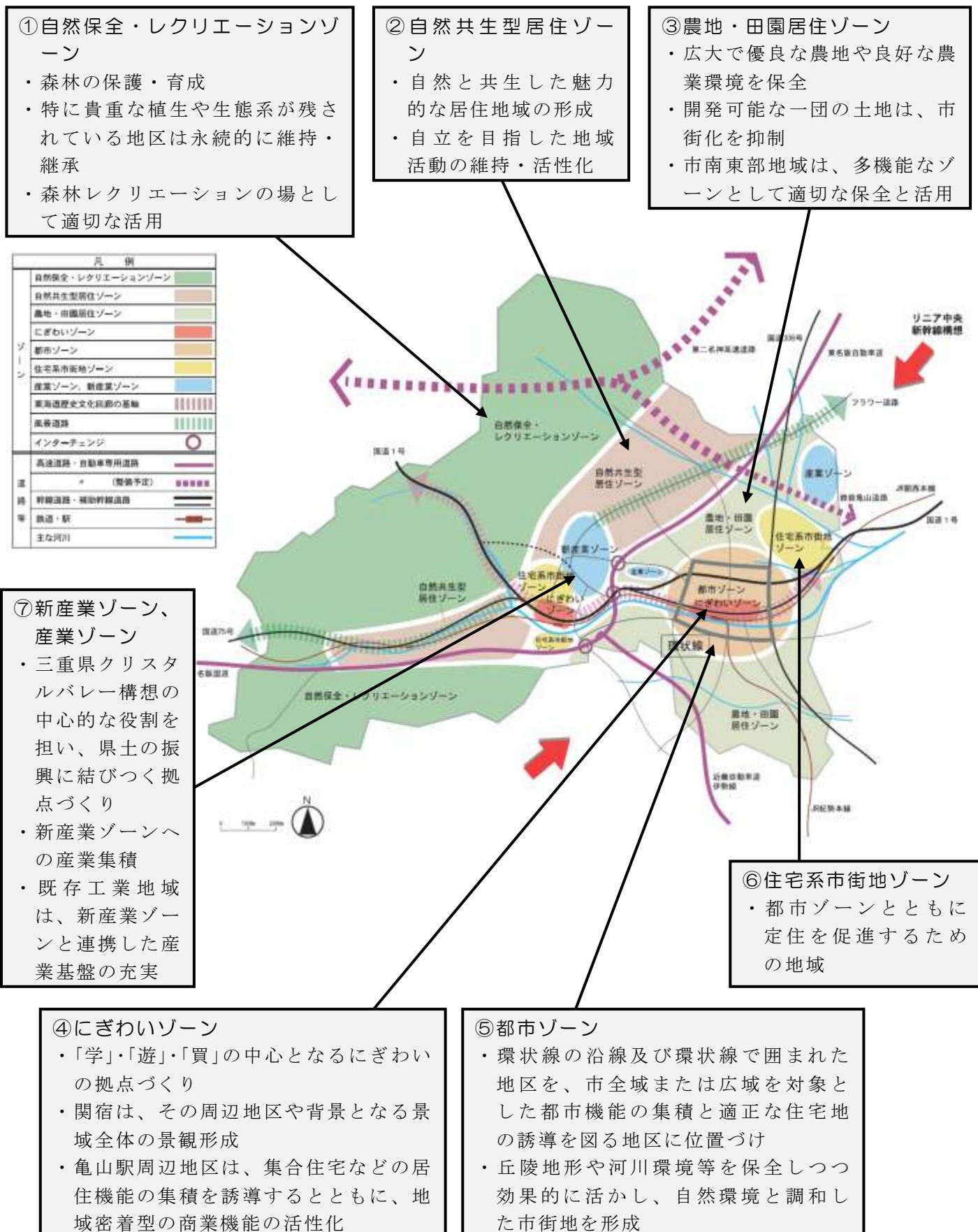
□ 土地利用の基本方針

亀山市は、同じ生活圏あるいは経済圏である鈴鹿市や四日市市、津市と連携し、利便性の向上を図るとともに、自然、文化、生活、産業を通じた交流の場としての役割を果たします。また、中部圏や近畿圏との連携・交流の活性化を図ることにより、両圏域をつなぐ結節点としての役割を発揮します。

このような特徴を踏まえ、居心地の良い都市づくりに向けた4つの土地利用の方向を定め、それに沿った保全と開発が行われるよう、関係法令を活用して誘導に努めます。

1. 自然と共生し、環境に対する負荷を軽減する。
2. 亀山市の地形や歴史・文化性に配慮する。
3. 「居心地のよさ」を追求する。
4. 安心・安全を前提とする。

□ 土地利用構想ゾーニング

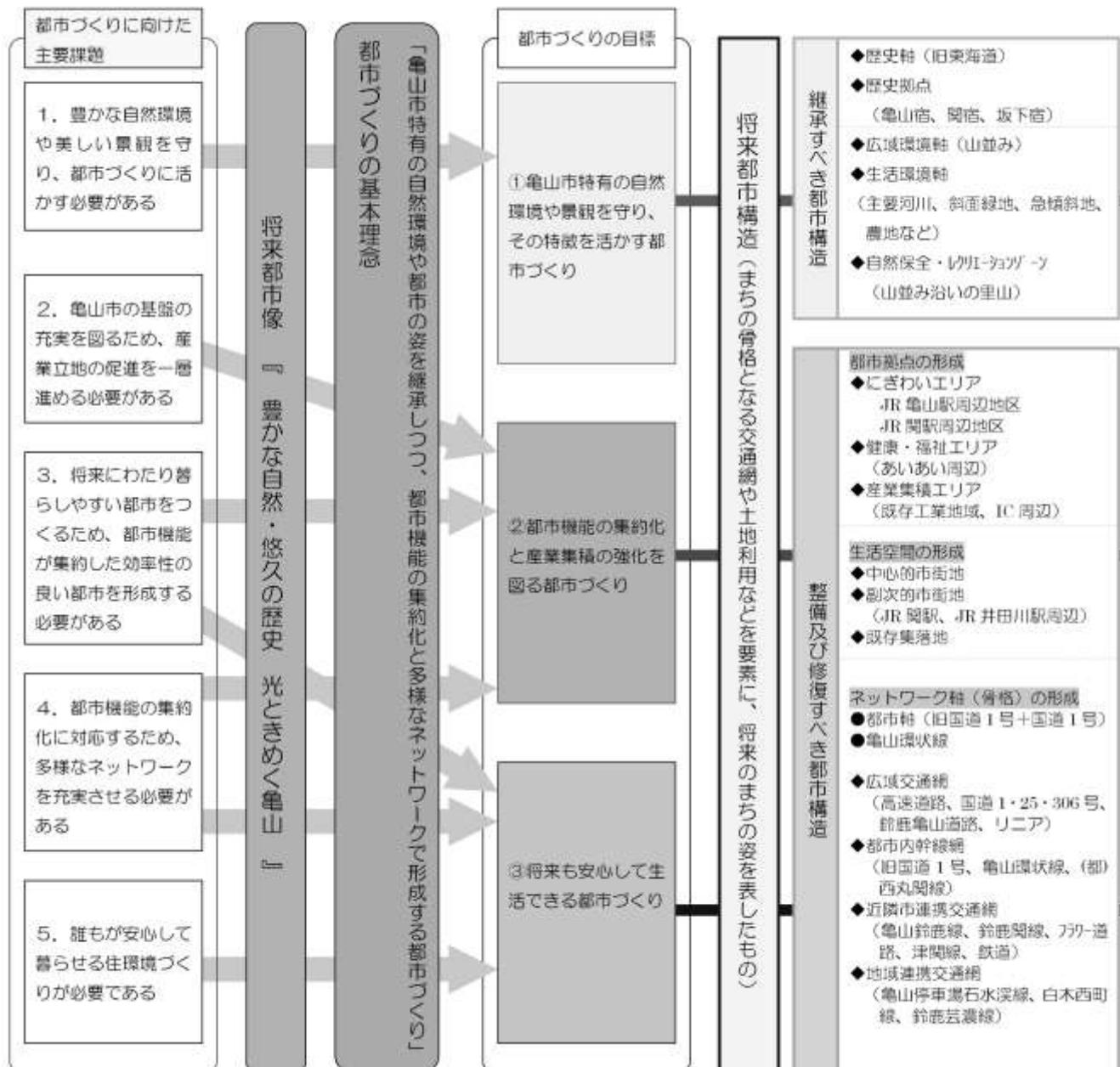


② 亀山市都市マスタープラン（策定中）

策定年月	策定中
計画期間	平成21年度～平成30年度（予定）
基本理念	亀山市特有の自然環境や都市の姿を継承しつつ、都市機能の集約化と多様なネットワークで形成する都市づくり

亀山市の特徴である豊かな自然環境や東海道を軸とした歴史資源、さらにはそれらと一体となった東西に伸びる都市の姿を継承するとともに、その特徴を活かしたさらなる暮らしやすさを追求するため、都市機能の集約化と市内及び近隣市との多様なネットワークが形成された都市の形成をめざします。

図 計画の体系図



□ 都市づくりの目標

① 亀山市特有の自然環境や景観を守り、その特徴を活かす都市づくり

亀山市の都市形成にとって重要な特有の自然環境や美しい景観を守り育てるとともに、生活空間と一体となった都市づくりを行います。

② 都市機能の集約化と産業集積の強化を図る都市づくり

都市の機能性と利便性向上のために、都市機能の集約化による拠点形成を図るとともに、近隣市との補完関係による連携強化に努めます。

また、都市基盤の充実を図ることで、近畿圏と中部圏をつなぐ国土軸の結節点という特性を活かした産業集積を促進します。

③ 将来も安心して生活できる都市づくり

将来の都市動向に対応した都市規模を目指し、計画的な居住地の誘導を図るとともに、都市基盤の整備や市内におけるネットワークの構築を図ることで、将来も安心して生活できる暮らしやすい都市づくりを進めます。

□ 将来都市構造の設定

将来の都市構造とは、都市づくりの骨格となる交通網や生活空間を要素に、将来の都市の姿を表すものです。亀山市の都市構造は、都市づくりの基本理念や目標に示すとおり、継承するものと整備及び修復するものが一体となることが重要であることから、それぞれの都市構造を構成する要素を示し将来都市像の実現を図るものです。

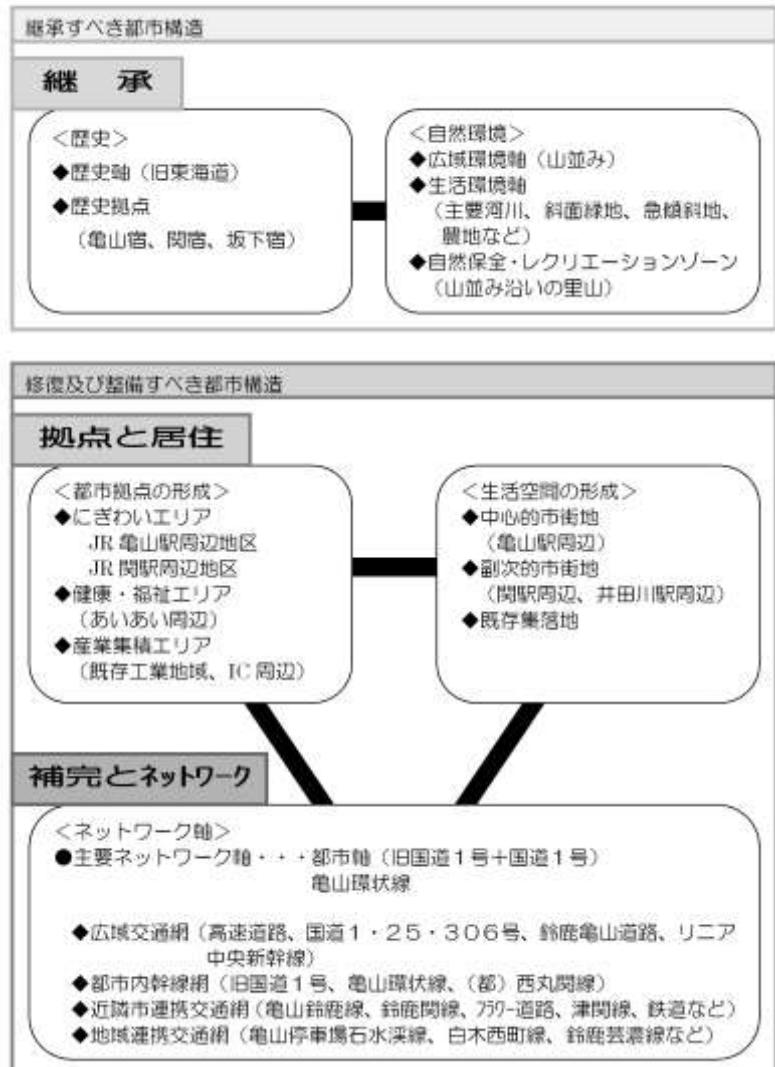
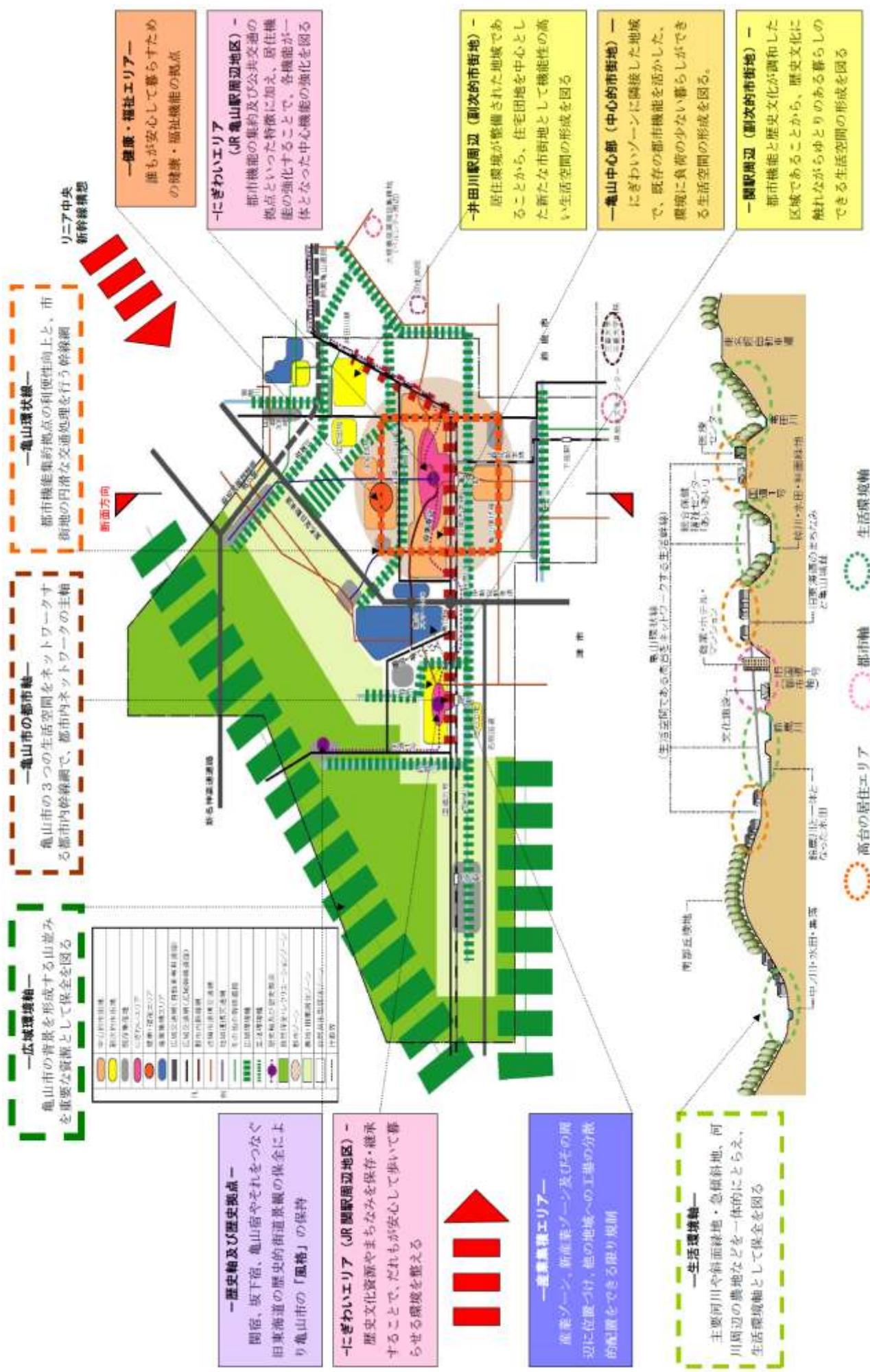


図 将来都市構造及び断面構成



③ 亀山市高齢者保健福祉計画「高齢者かがやき・安心プラン」

策定年月	平成21年3月（見直し策定中）
計画期間	平成21年度～平成23年度 (基本理念は平成26年度見通し)
将来都市像	高齢者と地域がともに輝く福祉のまち

高齢者が地域の中でいきいきと自分らしく、能動的に活動し、また高齢者を含めて多くの方が互いに支え合う地域づくりを進めることにより、『高齢者と地域がともに輝く福祉のまち』の実現をめざします。

□ 基本目標

基本理念を実現していくために、次の3つの基本目標を掲げ、「地域福祉の総合力」を生かして施策を推進します。

I 高齢者の尊厳が守られ、包括的な支援が受けられるまちづくり

全ての高齢者が等しく豊かな人生を送ることができるよう、市民の意識を高める中で、高齢者の尊厳を守ります。特に、増加しつつある認知症＊高齢者に対する市民の理解・協力を得て、地域ぐるみで見守るためのネットワークを構築するとともに、高齢者への虐待や権利侵害を防ぐためのしくみを強化します。

また、全ての高齢者が個々の状態に応じた支援を受けられるよう、地域団体や保健・医療との連携を強化しながら、包括的支援をより一層充実させます。

さらに、より実効的な介護予防の取り組みを進めるため、高齢者への積極的なアプローチにより特定高齢者の把握を進めるとともに、参加しやすい事業の実施と、地域住民による主体的活動の一層の普及を図ります。

II 高齢者が健康でいきいきと活躍できるまちづくり

若年期から自主的な健康管理と健康づくりを促進しつつ、健康資源を生かした取り組みを普及することにより、いつまでも元気で活動的に生活できる高齢者を増やしていきます。

また、高齢者の能動的な活動意識を高めるなかで、高齢者の豊かな知識や経験が社会へ還元され、次世代へ継承されるまちづくりを進めます。

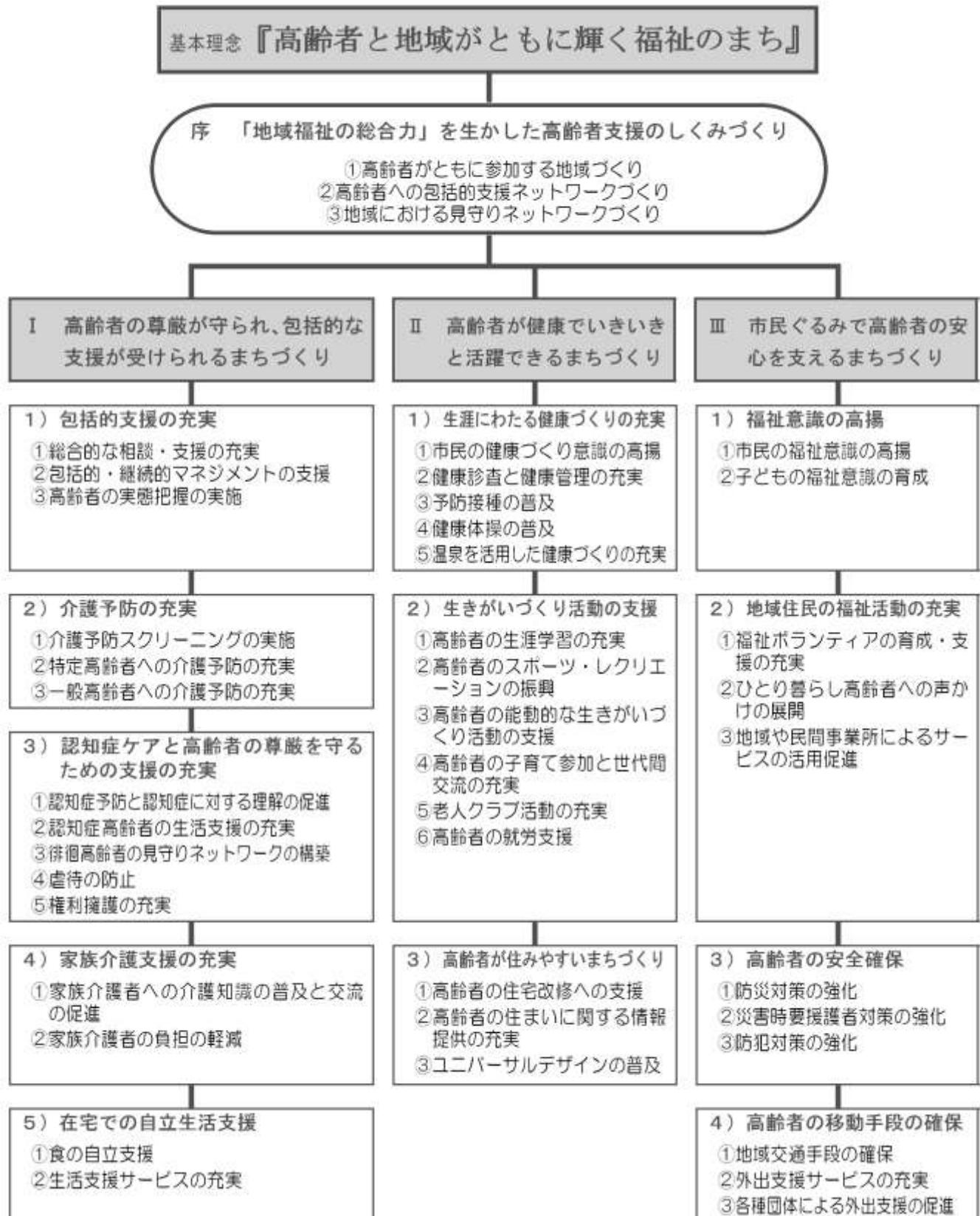
さらに、高齢者にとって住みやすいまちづくりに向けて、住環境の向上とユニバーサルデザインの普及を図ります。

III 市民ぐるみで高齢者の安心を支えるまちづくり

市民の福祉意識を高めながら、市民ぐるみ、地域ぐるみでの様々な地域福祉活動の活発化を図ります。特に、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増加していることから、地域団体による平常時からの見守り支援活動の充実を促します。

また、高齢者が安心して地域で暮らし続けられるよう、災害時要援護者＊対策をはじめとした高齢者への防災・防犯対策等を強化するとともに、高齢者の地域交通手段の確保や外出支援を進めます。

図 施策の体系



④ 亀山市障害者福祉計画・第2期障がい福祉計画

策定年月	障害者福祉計画：平成19年3月 第2期障がい福祉計画：平成21年3月（見直し策定中）
計画期間	障害者福祉計画：平成18年度～平成28年度 第2期障がい福祉計画：平成21年度～平成23年度
基本理念	活き活きと共に生き、共に喜びを分かち合う やさしさあふれる亀山

□ 障害者福祉計画・第2期障がい福祉計画の基本目標

本計画がめざす基本目標は以下の3つです。

（1）一人ひとりの個性が輝くまちづくり

障がいのある人も障がいのない人も、それぞれの個性や能力を活かしながら、地域社会に活き活きと参加して活動できるまちをめざします。

障がいのある人が個性や能力を発揮するためには、生活や活動を行ううえでの様々な課題や問題を解決しなければなりません。その解決のための第一歩として、身体障がい、知的障がい、精神障がい、障がいのある子どもの様々な相談に対応できる窓口において、それぞれの個人の状況に応じた対応を進めます。

（2）地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で、必要なサービスを受けながら、自立して安心して暮らせるまちをめざします。

具体的には、地域生活支援事業の充実をめざし、障がいのある人それぞれのニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供を図ります。

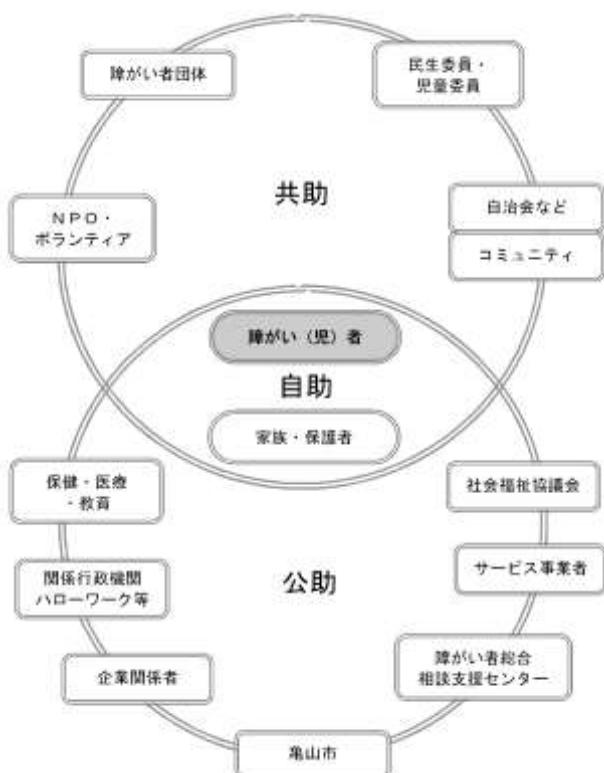
（3）自立した生活のできるまちづくり

障害者自立支援法では、ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種類、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本としています。

本市においても障がいのある人の自立を支援し、安心して生活できるまちをめざします。

自立支援の中でも、特に就労に関する相談、情報提供、訓練等の能力に応じた就労移行支援を充実します。

図 地域ケアネットワーク図



□ 障害者福祉計画の実施目標と体系

本計画の実施目標並びに施策の体系を以下のように設定しました。

実施目標	施策の項目
1. 心のバリアを取り除く理解と交流の促進	1. 市民啓発の推進 2. 障害のある人とない人の交流の促進 3. 福祉教育の推進 4. 障害者団体との連携 5. ボランティア活動の推進 6. 生涯学習の推進
2. 健やかな暮らしのための保健・医療の充実	1. 保健・福祉・医療の連携 2. 障害や疾病の早期発見・早期治療 3. 生活習慣病予防の推進 4. 精神保健福祉施策の充実 5. 難病対策の充実
3. 障害のある子ども・人の育ちと学びの支援	1. 療育体制の充実 2. 障害児保育の充実 3. 特別支援教育の充実 4. 障害のある子どもを持つ家族の支援
4. 障害のある人が能力を發揮できる就労への支援	1. 職業能力向上支援 2. 雇用の場の確保と就労継続支援 3. 福祉的就労支援への充実
5. 障害者の自立した生活を支えるサービスの提供	1. 情報提供の充実 2. 相談体制の充実 3. 障害福祉サービスの充実 4. 自立を支えるサービスの提供 5. 福祉用具の利用 6. 経済的支援の充実 7. 障害のある人の権利擁護対策の充実
6. 地域で安全に安心して暮らせるまちづくり	1. ユニバーサルデザインのまちづくり 2. 住環境の整備 3. 防災・安全対策の充実 4. 地域で支えるネットワークづくり

⑤ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画

策定年月	平成19年7月
計画期間	平成19年度～平成22年度

三重県では、平成11年4月に制定した「バリアフリーのまちづくり推進条例」に基づく「バリアフリーのまちづくり推進計画」に沿って、バリアフリーのまちづくりに向けたさまざまな取組を進めてきましたが、社会環境の変化や新たな課題が明らかになってきました。このことから、だれもが暮らしやすいまちづくりを、より一層進めるため、平成19年4月に、条例を「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改正するとともに、条例に基づく計画の見直しを行い、平成19年7月に、新たに「ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」を策定しました。

□ 計画の目指す姿

- 1 県民一人ひとりが「ユニバーサルデザインのまちづくり」を理解し、この考え方に基づき行動しています
- 2 だれもが自由に移動しやすく、安全かつ快適に暮らしやすい環境が整っています
- 3 だれにとっても、使いやすいもの、良質なサービス、わかりやすい情報が提供されています

□ 計画の特徴

地域の思いを実現したり、課題を解決したりするために、県民一人ひとり、NPO、地域の団体、企業など多様な主体と行政とが、それぞれの個性や特徴に応じて役割を分担し、「公」を担う社会をめざす「新しい時代の公」の理念に基づき、次のような視点を重視して、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

1 県民の皆さんによる主体的取組を支えます

ユニバーサルデザインのまちづくりを進め、「めざす姿」を実現していくためには、県や市町といった行政だけでなく、県民一人ひとり、NPO、地域の団体、企業などが主体的に考え、行動できる環境づくりを大切にします。

2 当事者の視点を大切にします

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるときには、日常生活でさまざまな不自由さや不便さを感じている人々の視点を生かしながら、より実効性のある取組とします。

3 協働を定着させます

三重県では、ユニバーサルデザインのまちづくりについて自主的・自発的な活動を行うユニバーサルデザインアドバイザーと企業や市町との協働による実践的な取組も生まれており、こうしたさまざまな主体による協働の取組を定着させていくことを大切にします。

資料編2. 市民意識調査

(1) 関連計画に係るアンケート調査

① 総合計画にかかるアンケート調査（平成18年1月実施）

第1次亀山市総合計画の策定に向けた市民アンケート調査結果における、バリアフリー関連項目についての意向は次のとおりで、現状に対してはどちらかというと否定的な意見が多くなっています。

◎ 亀山市の現状について

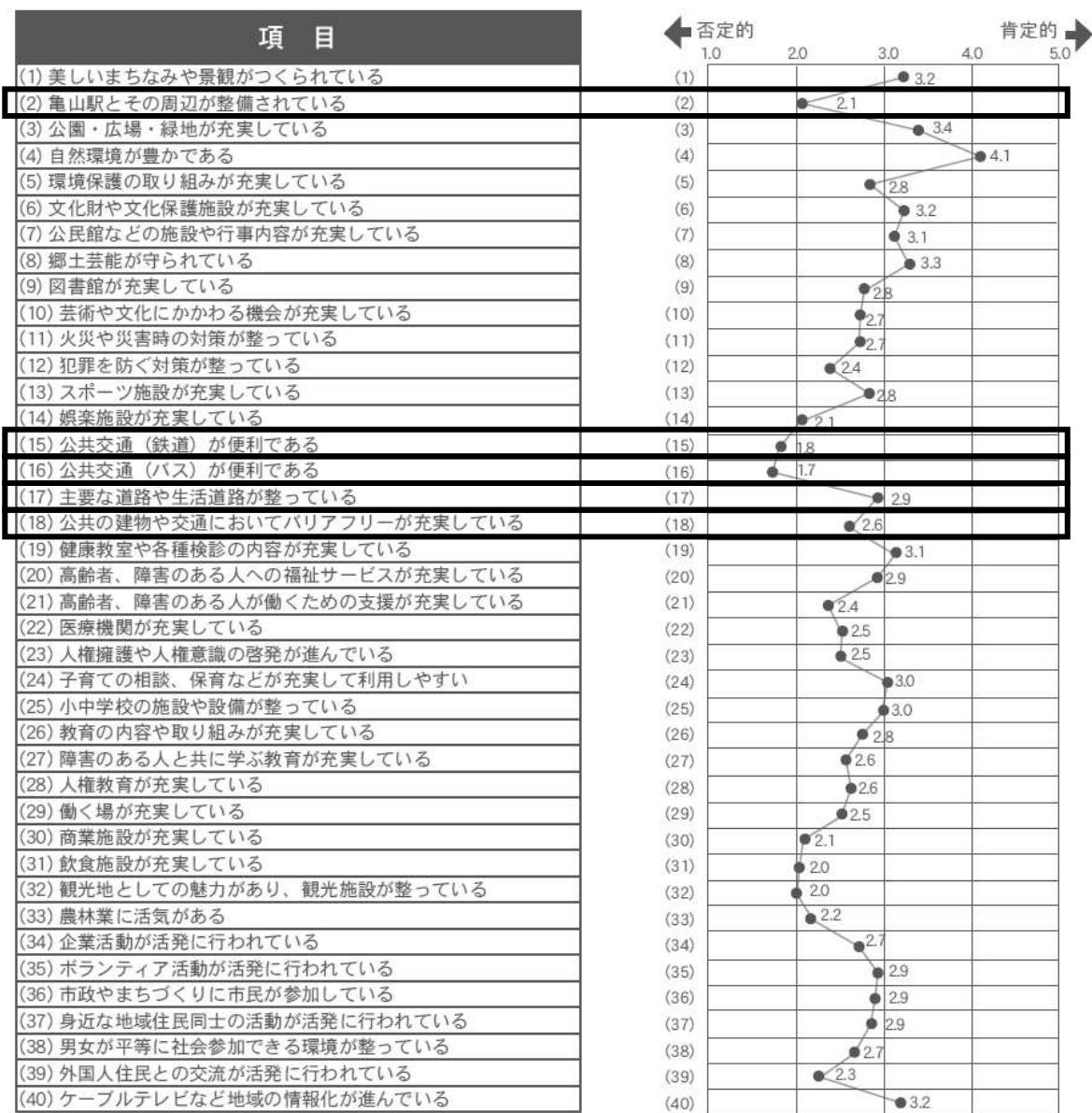


亀山市の現状をどのように感じていますか。

(1)～(40)の各項目について、「そう思う」、「やや思う」、「どちらとも言えない」、「あまり思わない」、「そう思わない」、「わからない」の中からそれぞれ1つずつ選んでください。

【回答者数：942】

■相対評価



また、まちづくりの重要度については、バリアフリー関連項目についてみると、いずれも重要度は高くなっています。

◎ まちづくりの重要度について

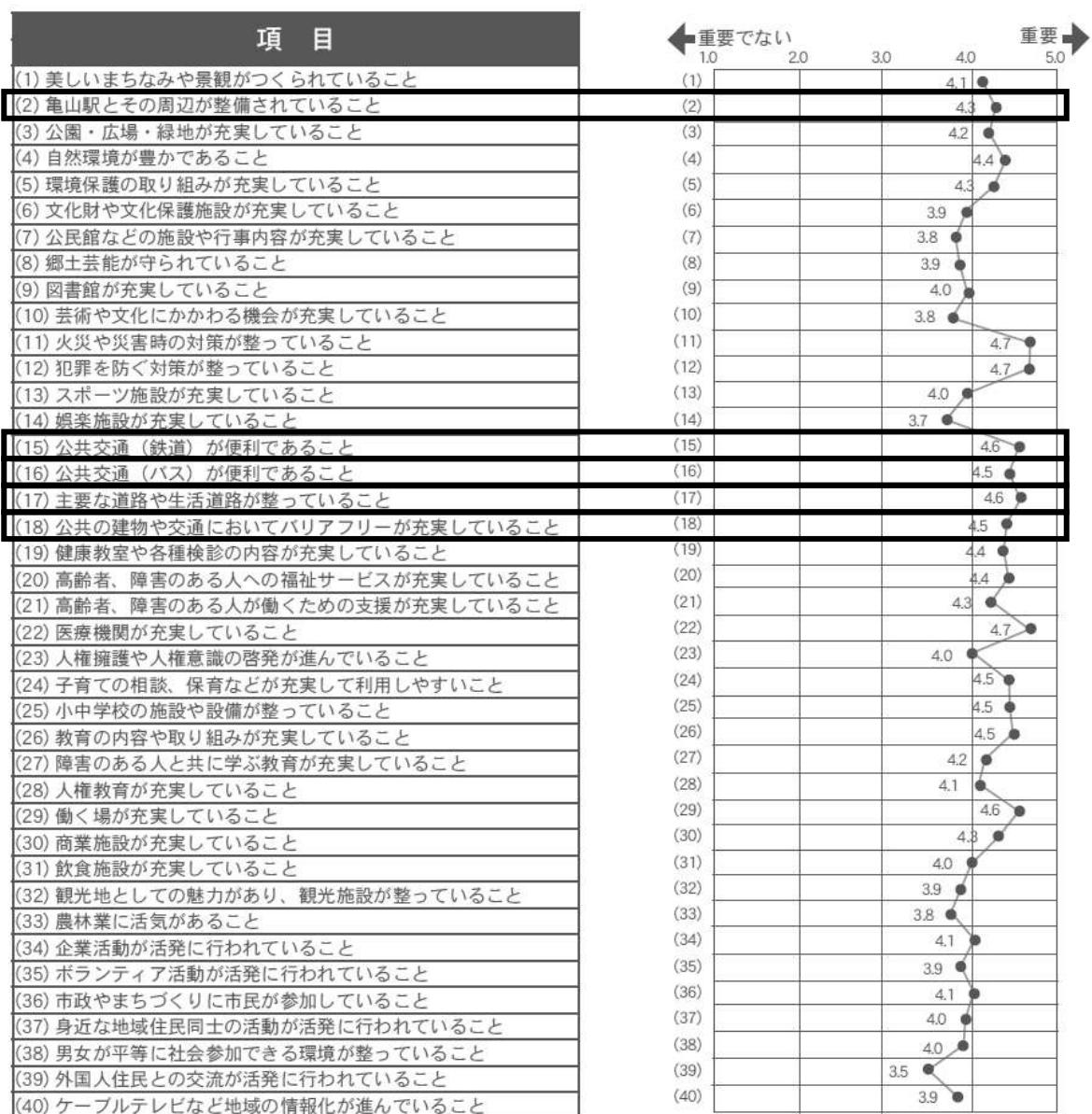


亀山市が魅力的なまちであるために重要なことは何だと思いますか。

(1)～(40)の各項目について、「重要」、「やや重要」、「どちらとも言えない」、「あまり重要ではない」、「重要でない」、「わからない」の中からそれぞれ1つずつ選んでください。

【回答者数: 942】

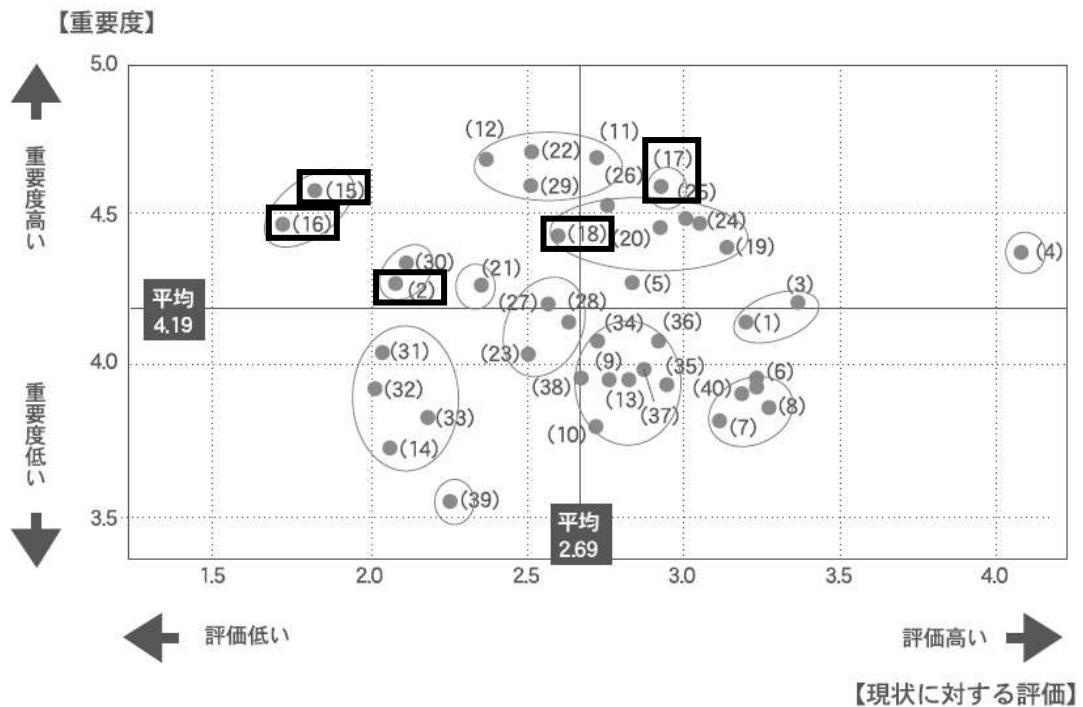
■ 相対評価



現状に対する評価とまちづくりの重要度との関連をみると、バリアフリー関連項目では現状の評価が低く、まちづくりの重要度が高くなっています。課題の解消を望む意向が強いことが市民アンケート調査からも伺えます。

◎ 亀山市の現状とまちづくりの重要度について（相関関係）

■ 「現状に対する評価」と「重要度」の相関関係図



(1) 美しいまちなみや景観がつくられている

(2) 亀山駅とその周辺が整備されている

(3) 公園・広場・緑地が充実している

(4) 自然環境が豊かである

(5) 環境保護の取り組みが充実している

(6) 文化財や文化保護施設が充実している

(7) 公民館などの施設や行事内容が充実している

(8) 土芸能が守られている

(9) 図書館が充実している

(10) 芸術や文化にかかる機会が充実している

(11) 火災や災害時の対策が整っている

(12) 犯罪を防ぐ対策が整っている

(13) スポーツ施設が充実している

(14) 娯楽施設が充実している

(15) 公共交通（鉄道）が便利である

(16) 公共交通（バス）が便利である

(17) 主要な道路や生活道路が整っている

(18) 公共の建物や交通においてバリアフリーが充実している

(19) 健康教室や各種検診の内容が充実している

(20) 高齢者、障害のある人への福祉サービスが充実している

(21) 高齢者、障害のある人が働くための支援が充実している

(22) 医療機関が充実している

(23) 人権擁護や人権意識の啓発が進んでいる

(24) 子育ての相談、保育などが充実して利用しやすい

(25) 小中学校の施設や設備が整っている

(26) 教育の内容や取り組みが充実している

(27) 障害のある人と共に学ぶ教育が充実している

(28) 人権教育が充実している

(29) 働く場が充実している

(30) 商業施設が充実している

(31) 飲食施設が充実している

(32) 観光地としての魅力があり、観光施設が整っている

(33) 農林業に活気がある

(34) 企業活動が活発に行われている

(35) ボランティア活動が活発に行われている

(36) 市政やまちづくりに市民が参加している

(37) 身近な地域住民同士の活動が活発に行われている

(38) 男女が平等に社会参加できる環境が整っている

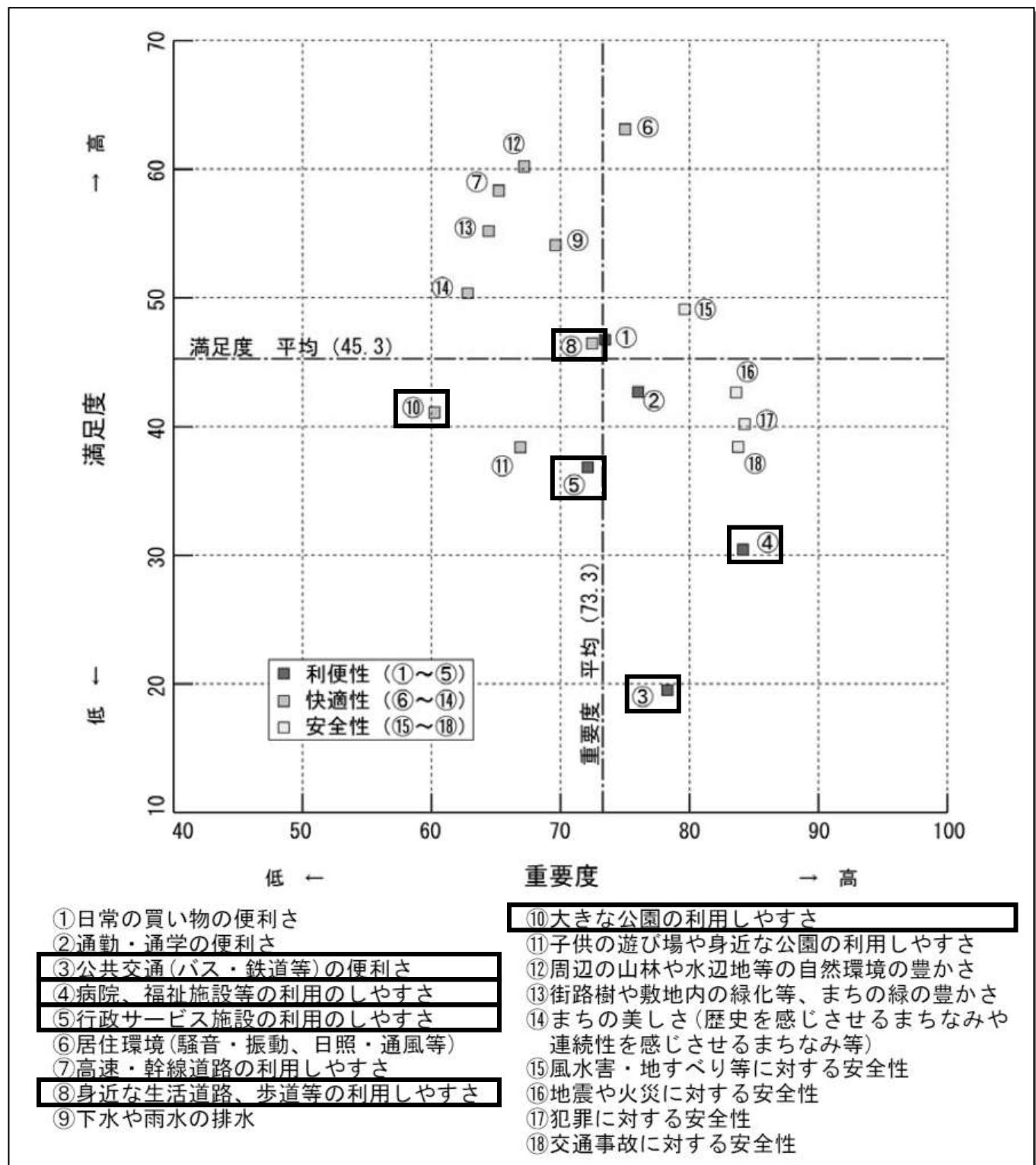
(39) 外国人住民との交流が活発に行われている

(40) ケーブルテレビなど地域の情報化が進んでいる

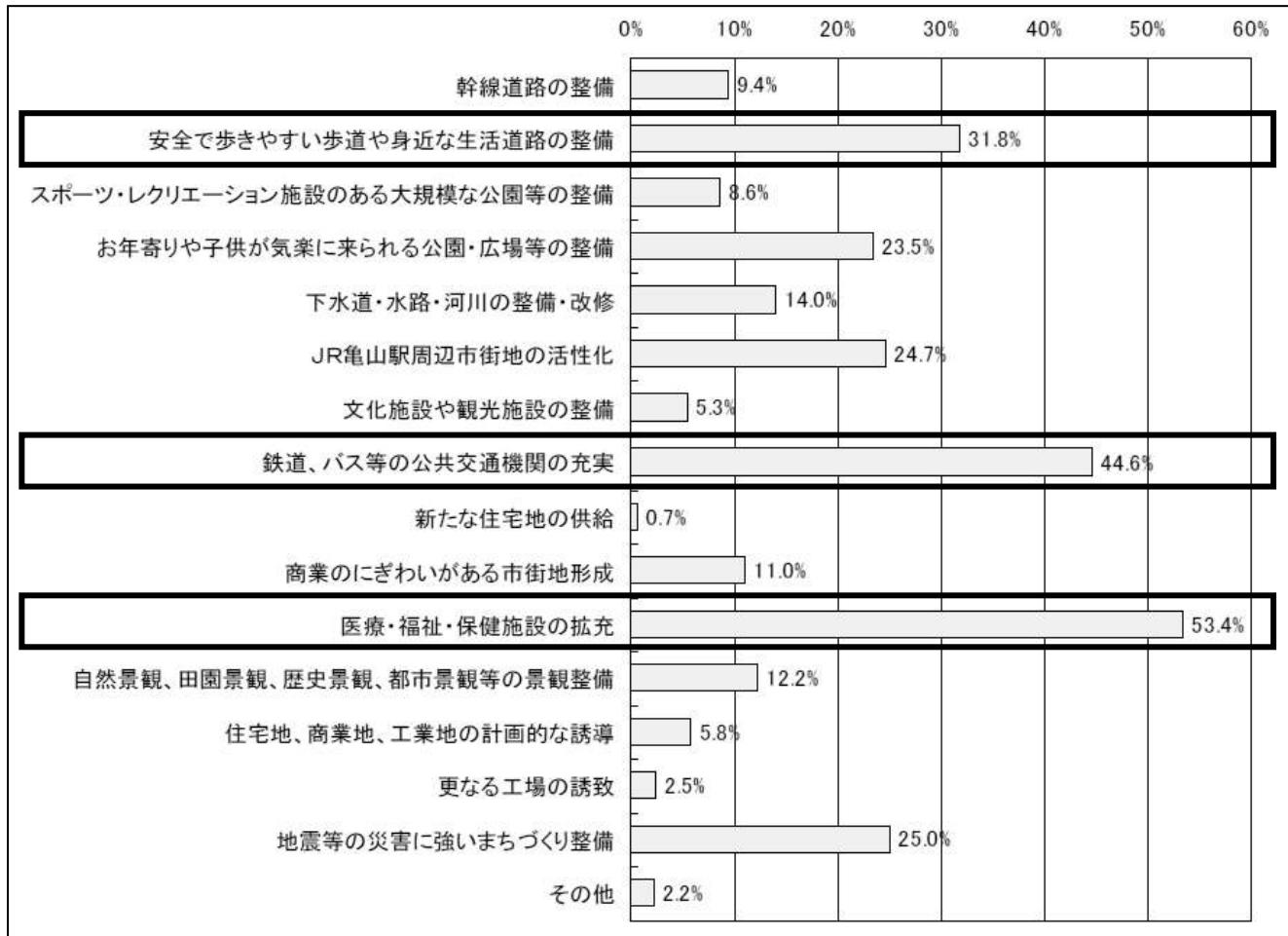
② 都市マスタープランにかかるアンケート調査（平成20年1月実施）

「地域生活環境の評価」についてみると、特に本構想に関係する、快適性に関しては、「大きな公園の利用しやすさ」「遊び場や公園の利用」で満足度が低くなっています。

「地域生活環境の評価と取り組みの重要度」についてみると、今後の市の取り組みとして重要視されているものは、医療、福祉施設等の利用、公共交通の便利性等の利便性の向上となっています。

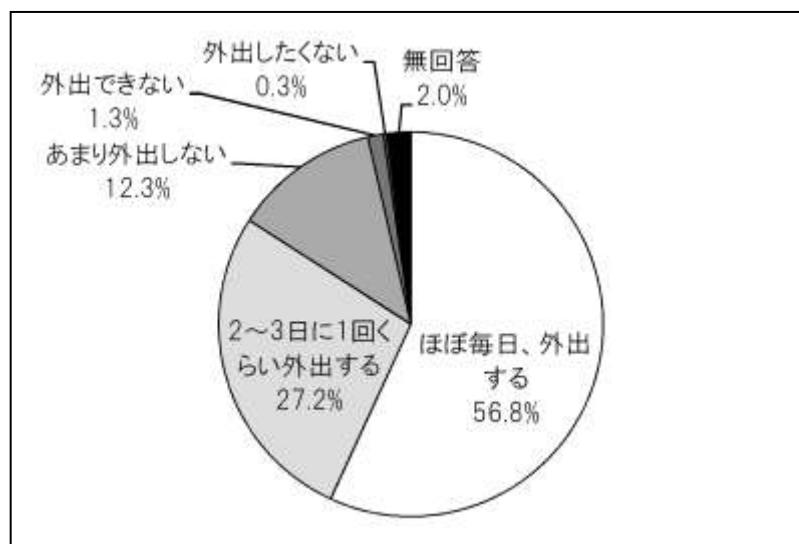


「今後の「亀山市のまちづくり」に望むもの」についてみると、亀山市が行う必要性が高い施策では、高齢社会を反映し「医療・福祉・保健施設の拡充」が最も多く、次いで現状の不満度が高い「公共交通機関の充実」となっています。また、安全性に係る「歩きやすい歩道や身近な生活道路の整備」などが上位にあがっています。



③ 高齢者保健福祉計画にかかるアンケート調査（平成17年5月実施）

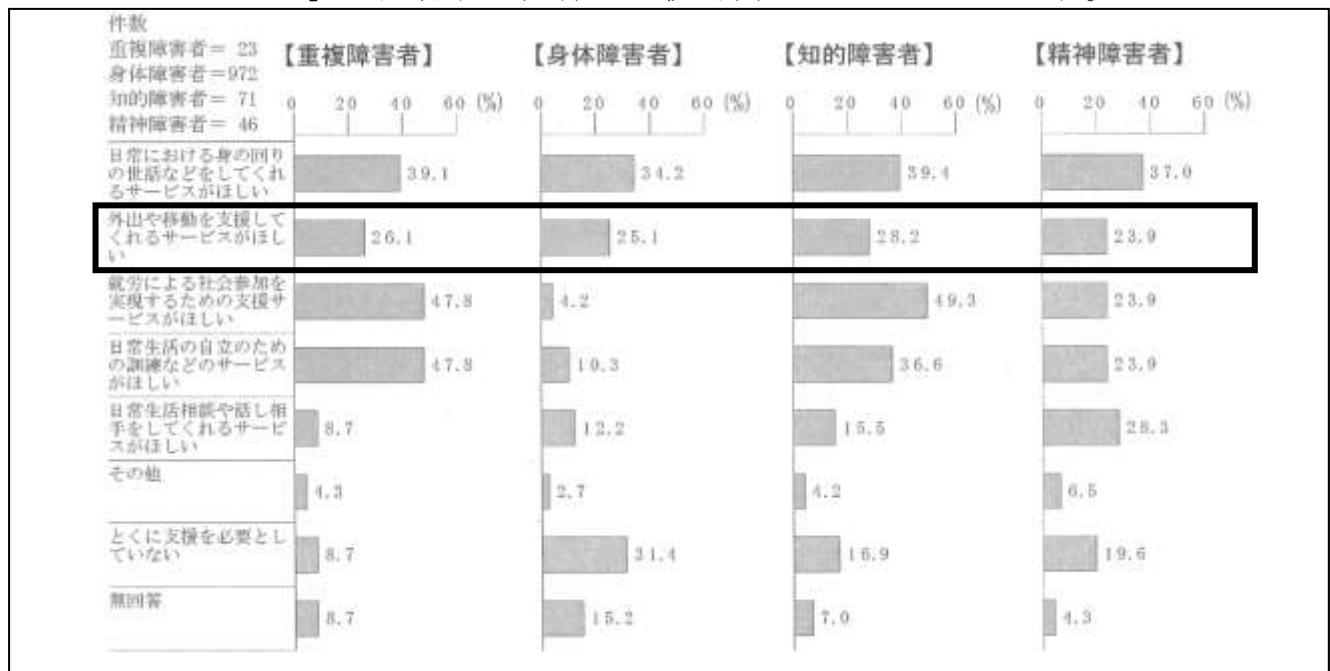
普段の外出頻度について、亀山市内の回答をみると、「ほぼ毎日外出する」が56.8%で最も多く、次いで「2~3日に1回くらい外出する」が27.2%と、概ね8割の高齢者は、普段外出していることがわかります。



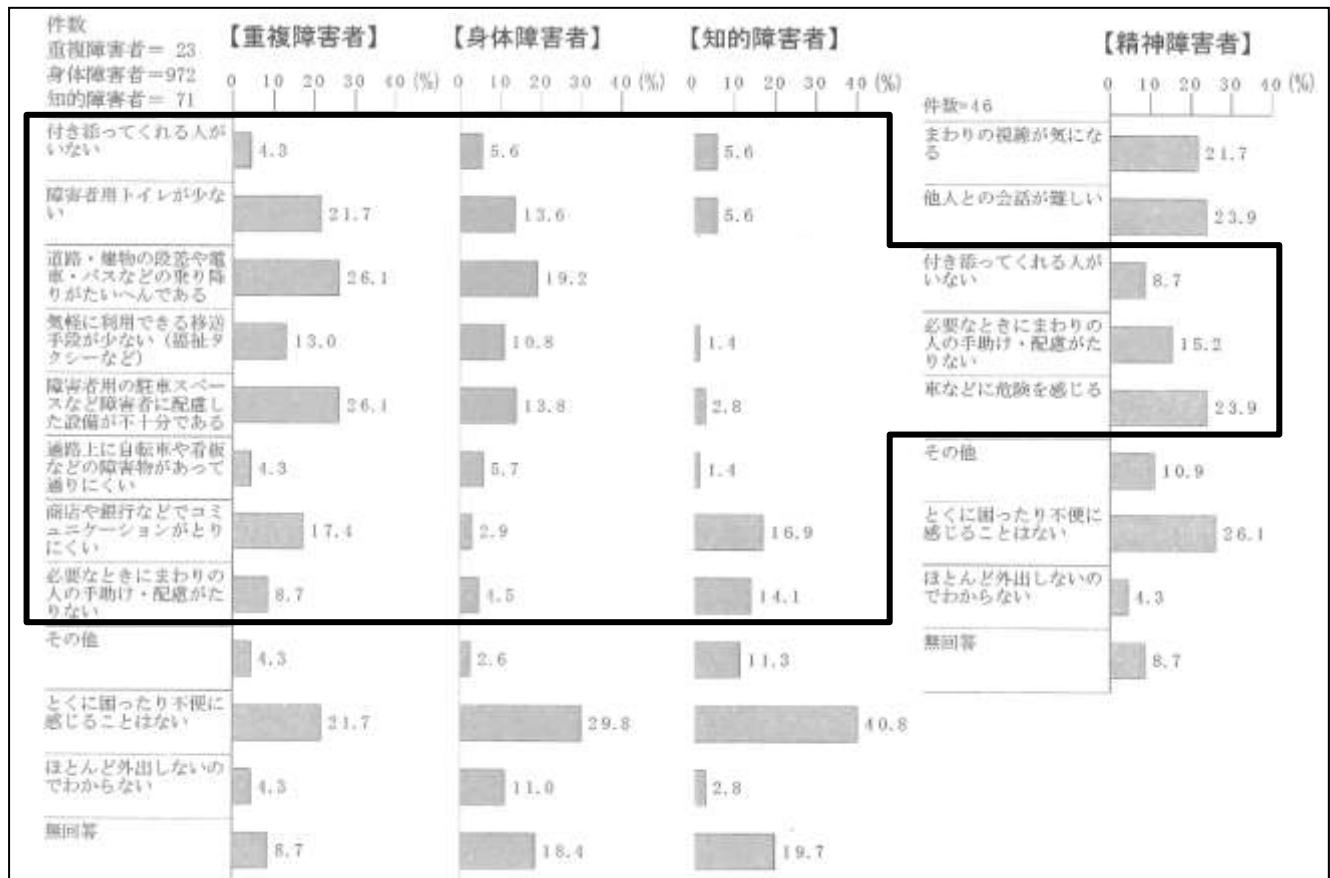
④ 障害者福祉計画・障害福祉計画にかかるアンケート調査

(平成18年10月実施)

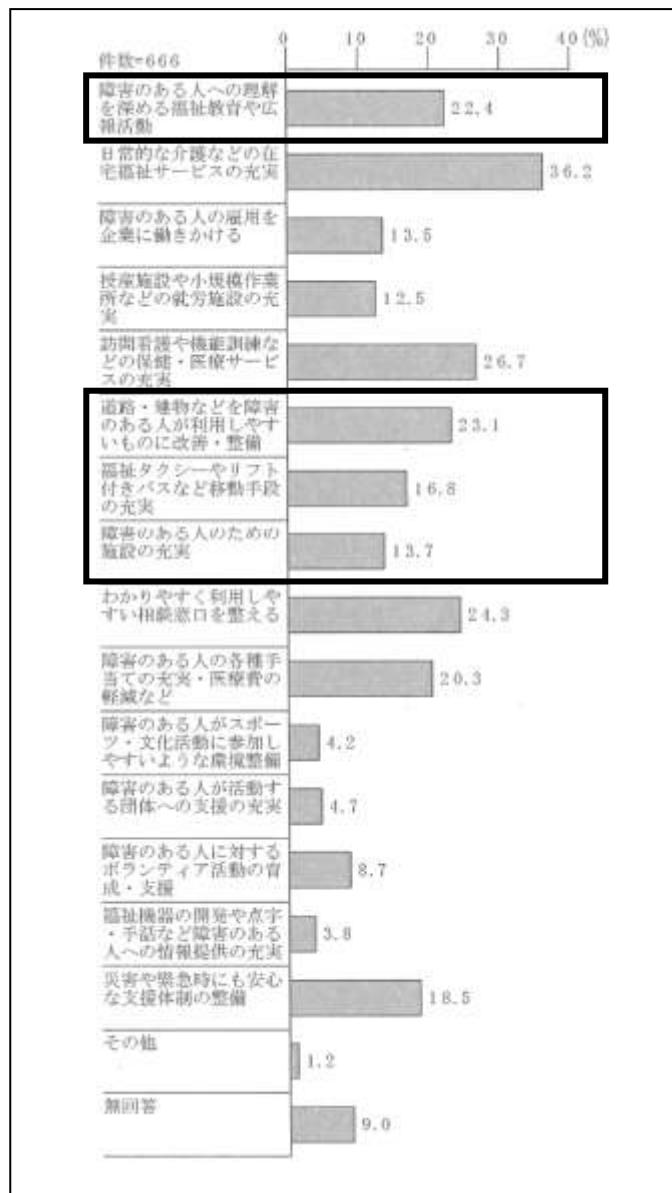
必要な支援やサービスについてみると、「外出や移動を支援してくれるサービスがほしい」と回答する割合が比較的高いことがわかります。



また、外出時に困ったり、不便に感じることについてみてみると、「障害者用トイレが少ない」「道路・建物の段差や電車・バスなどの乗り降りがたいへんである」「気軽に利用できる移送手段がない」「障害者用の駐車スペースなど障害者に配慮した設備が不十分である」と回答する方が多くなっています。



福祉施策の力点（一般市民）についてみると、「障害のある人にとって住みよいまちづくりに重要だと思うこと」は、「道路・建物などを障害のある人が利用しやすいものに改善・整備」（23.1%）、「障害のある人への理解を深める福祉教育や広報活動」（22.4%）と回答する割合が比較的高くなっています。



(2) 関連団体ヒアリング調査（意見交換会）

① 目的

関連する市内の団体を対象にヒアリング調査を実施し、道路や施設などに関する利用者の声を本構想づくりの参考とすることを目的としています。

② 日時と対象

ヒアリング（意見交換会）を実施した団体と実施日時は次のとおりです。

対象団体	日時	場所
身体障害者福祉協会	平成20年12月2日（火） 午前10時～	亀山市総合福祉センター あいあい 2F大会議室
NPO法人グリーンアップル	平成20年12月2日（火） 午後3時～	亀山市総合福祉センター あいあい 1Fミーティングルーム
老人クラブ連合会	平成20年12月4日（木） 午後2時45分～	亀山市総合福祉センター あいあい 2F大会議室
亀山駅周辺まちづくり研究会	平成20年12月8日（月） 午後7時30分～	亀山駅周辺まちづくり研究会事務所

③ ヒアリングの内容

ヒアリング(意見交換会)の内容は、次の項目に基づくものとし、亀山市全域を対象として、意見を伺いました。

1. バリア（障壁）の状況などについて

駅や公共施設、病院、商業施設などを利用する時に、不便と感じたこと、困ったこと

- (1) 施設周辺や施設同士をつなぐ道路や歩道の移動や利用について
- (2) 鉄道やバス・タクシーの利用について（駅、バス停、車内、他）
- (3) 施設の玄関周辺や施設外での移動や利用について（道路から玄関への経路、玄関前のスロープ、入口付近の階段、他）
- (4) 施設内での移動や利用について（エレベーター、受付、ドア、廊下、トイレ、他）
- (5) 駐車場の利用や移動について（1台分の駐車スペースの大きさ、障がい者用駐車場の利用、駐車場から施設への経路、他）

2. 改善の要望などについて

駅や公共施設、病院、商業施設などを、より利用しやすくするために、特に改善を望むこと

- (1) 施設周辺や施設同士をつなぐ道路や歩道
- (2) 鉄道やバス・タクシー（駅、バス停、車内、他）
- (3) 施設外（道路から玄関への経路、玄関前のスロープ、入口付近の階段、他）
- (4) 施設内（エレベーター、受付、ドア、廊下、トイレ、他）
- (5) 駐車場（1台分の駐車スペースの大きさ、障がい者用駐車場の利用、駐車場から施設への経路、他）

亀山市交通バリアフリー構想（案）

平成21年3月

亀山市 企画政策部 企画経営室
〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地
TEL : 0595-84-5123 FAX : 0595-82-9685
E-MAIL : kikaku@city.kameyama.mie.jp

